

●公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

<審議の経緯>

R1.5.28 衆議院本会議可決(全会一致)

R1.6.7 参議院本会議可決(全会一致)

R1.6.14 公布・施行

背景・必要性

1. 災害への対応

- 全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、**災害時の緊急対応の充実強化が急務**

3. 生産性向上の必要性

- 建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、**生産性の向上が急務**

2. 働き方改革関連法の成立

- 「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても**長時間労働の是正や処遇改善**といった働き方改革の促進が急務

4. 調査・設計の重要性

- 公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で**重要な役割**

法案の概要

1. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】 災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ① 緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ② 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者間の連携
- ③ 労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

2. 働き方改革への対応

【基本理念】 適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【発注者の責務】

- ① 休日、準備期間、天候等を考慮した**適正な工期の設定**
- ② 公共工事の施工時期の平準化に向けた、**債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等**
- ③ 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

【公共工事等を実施する者の責務】 適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

3. 生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

4. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について**広く本法律の対象**として位置付け

5. その他

(1) 発注者の体制整備

- ① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備 **【発注者の責務】**
- ② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用 **【基本理念】**

(3) 公共工事の目的物の適切な維持管理 **【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】**

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 公共工事に関する調査等

一 公共工事に関し、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）を、「公共工事に関する調査等」として定義に追加するものとする。

（第二条関係）

二 公共工事に関する調査等について、この法律における位置付けを改めるものとする。

（第三条、第七条、第八条、第十二条から第十六条まで、第十八条及び第二十条から第二十二条まで関係）

第二 基本理念の改正

一 公共工事の品質は、地盤の状況に関する情報その他の工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）に必要な情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用されることにより、確保されなければならないものとする。

二 公共工事の品質は、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整

備されることにより、将来にわたり確保されなければならないものとする。

三 公共工事の品質は、公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第四の一において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならないものとする。

四 公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならないものとする。

（第三条関係）

第三 発注者の責務の改正

一 公共工事等の発注者（以下単に「発注者」という。）は、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならぬものとする。

1 公共工事等を実施する者が、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

2 災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があるとき認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

3 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

4 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費又は国庫債務負担行為若しくは債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

5 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。

6 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。）の変更に伴う工期等の変更により、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

7 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を

図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者（公共工事等の受注者をいう。以下同じ。）以外の者であつて専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

二 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保に努めなければならないものとする。

三 発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならないものとする。

四 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならないものとする。

（第七条関係）

第四 受注者の責務の改正

一 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならないものとする。

二 受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならないものとする。

（第八条関係）

第五 発注関係事務に関し援助を適切に行う能力を有する者の活用

国及び都道府県は、発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

（第二十一条関係）

第六 その他

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第二項関係)

三 その他所要の規定を整備するものとする。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）をいう。

第三条第一項中「並びに公共工事」を「並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「その品質が」の下に「工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「施工技術」の下に「及び調査等に関する技術」を加え、「それら」に改め、同条第四項中「公共工事の発注者（第二十四条を除き、以下）を」を「公共工事等の発注者（以下単に「工事」を「工事等」に改め、同条第五項中「で工事」を「で工事等」に改め、「鑑み」の下に「地盤の状況に関する情報その他の工事等に必要な情報が的確に把握され」を、「工夫」の下に「が活用さ

ること」を加え、同条第七項中「の育成及び確保について配慮がなされる」を「が育成され、及び確保され」とともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備される」に改め、同条第十項を削り、同条第九項中「並びに」の下に「公共工事等の」を加え、「公共工事」を「公共工事等に」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「当たっては、」の下に「公共工事等の」を加え、「公共工事の適正な施工」を「公共工事等の適正な実施」に、「受注者」を「公共工事等の受注者（以下単に「受注者」という。）」に、「建設業者」を「建設業者等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速や

かに支払う等信義に従つて誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

第三条第十一項中「調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その」を「調査等の」に、「活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければ」を「活用されなければ」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の前に次の一項を加える。

11 公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならない。

第七条の見出し中「発注者」を「発注者等」に改め、同条第一項中「配慮しつつ、」の下に「公共工事等の」を加え、「、工事」を「、工事等」に、「工事中及び完成時の施工状況」を「工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）」に改め、同項第一号中「公共工事を施工する」を「公共工事等を実施する」に、「施工」を「、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付

義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施」に改め、同項第二号中「付するとき」の下に「、災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるとき」を加え、「当該入札を」、「入札」に、「工事」を「工事等」に改め、同項第六号を同項第九号とし、同項第五号中「施工条件を」を「施工条件又は調査等の実施の条件を」に、「施工条件又は調査等の実施の条件を」を「施工条件又は調査等の実施の条件に」に、「工期」を「工期等」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

第七条第一項第五号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であつて専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

第七条第一項第四号の次に次の二号を加える。

五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。）又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

六 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。

第七条第一項第四号を削り、同項第三号中「公共工事の適正な施工」を「公共工事等の適正な実施」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災

害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

第七条第二項中「公共工事の施工状況の」を「公共工事等の施工状況等及びその」に改め、同条第三項中「ため」の下に「、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保」を加え、「図るよう」を「図るよう」に改め、同条に次の二項を加える。

4 発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

5 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。

第八条の見出し中「受注者」を「受注者等」に改め、同条第一項中「公共工事の」を削り、「公共工事を

適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければ」を「公共工事等を適正に実施しなければ」に改め、同条第二項中「公共工事の受注者」を「受注者」に、「施工する」を「実施する」に、「公共工事の適正な」を「公共工事等の適正な」に改め、「向上」の下に、「情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上」を、「賃金」の下に、「労働時間」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

第九条第三項中「（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）」を削る。

第十条中「（昭和二十二年法律第三十四号）」を削る。

第十二条中「公共工事」を「公共工事等」に、「工事の経験、施工状況」を「工事等の経験、施工状況等」

に改め、「技術者の経験」の下に「又は有する資格」を加える。

第十三条中「公共工事」を「公共工事等」に、「おける工事」を「おける工事等」に改める。

第十四条中「公共工事」を「公共工事等」に改める。

第十五条の見出し中「競争参加者」を「競争参加者等」に改め、同条第一項ただし書中「公共工事」を「公共工事等」に、「限りでは」を「限りで」に改め、同条第三項及び第四項中「公共工事」を「公共工事等」に改め、同条第五項ただし書中「限りでは」を「限りで」に改め、同条に次の二項を加える。

6 発注者は、その発注に係る公共工事に関する調査等の契約につき競争に付さないときは、受注者となろうとする者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事に関する調査等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7 第二項から第五項まで（同項ただし書を除く。）の規定は、前項に規定する場合において、技術提案がされたときについて準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第六項」と、第三項及び第四項中「競争に付された公共工事等」とあるのは「競争に付されなかった公共工事に関する調査等」と、第五項中「落札者」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。

第十六条中「施工技術」の下に「又は調査等の技術」を加え、「公共工事」を「公共工事等」に改める。

第十八条第一項中「公共工事」を「公共工事等」に、「当該工事」を「当該工事等」に改める。

第二十条各号列記以外の部分中「公共工事」を「公共工事等」に改め、同条第一号中「工期」を「工期等」に、「公共工事」を「公共工事等」に改め、同条第二号中「公共工事」を「公共工事等」に改め、同条第三号中「建設業者」を「建設業者等」に改める。

第二十一条の見出し中「活用」を「活用等」に改め、同条第一項中「公共工事」を「公共工事等」に改め、同条第四項中「協力」の下に「、発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進」を加える。

第二十二条中「公共工事」を「公共工事等」に改める。

第二十四条の見出し中「調査及び設計の品質確保」を「調査等に係る資格等に関する検討」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「調査及び設計」を「調査等」に改め、同項を同条とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理念、発注者の責務等として、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備、適正な工期等による請負契約の締結、情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上等について定めるとともに、公共工事に関する調査等の位置付けを改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文
 ○公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号) 抄

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第一条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。)又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。)及び設計(以下「調査等」という。)をいう。</p> <p>(基本理念) 第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等(公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。)の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。</p> <p>2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等(工事及び調査等をいう。以下同じ。)の受注者の技術的能力に負うところが大きいこ</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>(新設) (基本理念) 第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。</p> <p>2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特</p>

と、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、施工技術及び調査等に関する技術の維持向上が図られ、並びにそれらを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4 公共工事の品質は、公共工事等の発注者（以下単に「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事等の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事等の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、地盤の状況に関する情報その他の工事等に必要情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用されることにより、確保されなければならない。

6 (略)

7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保さ

性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4 公共工事の品質は、公共工事の発注者（第二十四条を除き、以下「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

6 (略)

7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について

れるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

8 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

9 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事等の適正な

配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。

（新設）

8 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込ま

実施が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事等の適正な実施が確保されることにより、公共工事等の受注者（以下単に「受注者」という。）としての適格性を有しない建設業者等が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

10) 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに公共工事等の入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事等に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

(削る)

11) 公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理

れない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

9) 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

10) 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。

(新設)

の各段階における情報通信技術の活用等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならない。

12) 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査等の業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されなければならない。

(発注者等の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が

11) 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにならなければならない。

(発注者の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中

中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかつたと認める場合において更に入札に付するとき、災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかつたと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

(新設)

四 その請負代金の額によつては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によつては当該公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

(削る)

五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。)又は財政法第十四条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

六 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により

三 その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によつては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

(新設)

(新設)

工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。

七 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

八 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を旨とともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であつて専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

九 (略)

2 発注者は、公共工事等の施工状況等及びその評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化

五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

(新設)

六 (略)

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措

のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

4 発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

5 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。

(受注者等の責務)

第八条 受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事等を適正に実施しなければならない。

置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

(受注者の責務)

第八条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の

2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

3 受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

（基本方針）

第九条（略）

2（略）

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

（新設）

2 公共工事の受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

（基本方針）

第九条（略）

2（略）

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

(基本方針に基づく責務)

第十条 各省各庁の長(財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう)、特殊法人等の代表者(当該特殊法人等が独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)である場合にあつては、その長)及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(競争参加者の技術的能力の審査)

第十二条 発注者は、その発注に係る公共工事等の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事等の経験、施工状況等の評価、当該公共工事等に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等)

第十三条 発注者は、その発注に係る公共工事等の契約につき競争に付するときは、当該公共工事等の性格、地域の実情等に応じ、競

(基本方針に基づく責務)

第十条 各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう)、特殊法人等の代表者(当該特殊法人等が独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)である場合にあつては、その長)及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(競争参加者の技術的能力の審査)

第十二条 発注者は、その発注に係る公共工事等の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等)

第十三条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に

争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事等の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならぬ。

（多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択）

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事等の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

（競争参加者等の技術提案を求める方式）

第十五条 発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならぬ。

3 発注者は、競争に付された公共工事等につき技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この

参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならぬ。

（多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択）

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

（競争参加者の技術提案を求める方式）

第十五条 発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならぬ。

3 発注者は、競争に付された公共工事につき技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場

場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

4 発注者は、競争に付された公共工事等を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

5 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならぬ。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りでない。

6 発注者は、その発注に係る公共工事に関する調査等の契約につき競争に付さないときは、受注者となる者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事に関する調査等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7 第二項から第五項まで（同項ただし書を除く。）の規定は、前項に規定する場合において、技術提案がされたときについて準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第六項」と、

合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

4 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

5 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならぬ。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

(新設)

(新設)

第三項及び第四項中「競争に付された公共工事等」とあるのは「競争に付されなかつた公共工事に関する調査等」と、第五項中「落札者」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。

(段階的選抜方式)

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術又は調査等の技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事等に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事等の性格等により当該工事等の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ、必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を

(段階的選抜方式)

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ、必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定

定めるものとする。

2・3 (略)

(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

第二十条 発注者は、公共工事等の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

- 一 工期等が複数年度にわたる公共工事等を一の契約により発注する方式
- 二 複数の公共工事等を一の契約により発注する方式
- 三 複数の建設業者等により構成される組合その他の事業体が競争に参加することができることとする方式

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等)

第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事等が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うこと

めるものとする。

2・3 (略)

(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

第二十条 発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

- 一 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式
- 二 複数の公共工事を一の契約により発注する方式
- 三 複数の建設業者により構成される組合その他の事業体が競争に参加することができることとする方式

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うこと

ができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2・3 (略)

4 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術が必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

(公共工事に関する調査等に係る資格等に関する検討)

できる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2・3 (略)

4 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術が必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

(公共工事に関する調査及び設計の品質確保)

第二十四条 (削る)

(削る)

国は、公共工事に関する調査等に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二十四条 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、その発注

に当たり、公共工事に準じ、競争に参加しようとする者について調査又は設計の業務の経験、当該業務に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する事項を審査すること、受注者となろうとする者に調査又は設計に関する技術又は工夫についての提案を求め、ことその他の当該業務の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法を選択すること等により、その品質を確保するよう努めなければならない。

2 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、公共工事に準じ、業務状況の評価の標準化並びに調査又は設計の成果及び評価に関する資料その他の資料の保存に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、公共工事に関する調査及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

公共工事の品質確保の促進に関する件

令和元年五月二十四日
衆議院国土交通委員会

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 災害時における復旧工事等において、緊急性に応じて随意契約等の入札契約方法を選択する場合には、入札契約における手続の透明性及び公正性が確保されるよう、国は、運用に関するガイドラインを周知するなど必要な措置を講ずること。また、国及び地方公共団体等は、災害対応に従事する地域の建設業者が将来にわたり活躍できるように、平常時から発注者の予定価格の設定に当たっては、可能な限り最新の単価設定や見積もりを活用するとともに、災害時には、見積もりを積極的に活用し、その災害対応等に必要な費用を反映した適正な価格となるよう努め、地域における発注関係事務が円滑に推進されるよう発注者間の連携を強化すること。

二 国及び地方公共団体等は、建設現場で働く技術者・技能者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、週休二日の確保等を含む適正な工期設定を推進するとともに、国は、労務費、法定福利費等が適切に支払われるよう、その実態把握等に努め、必要な措置を講ずること。

三 国は、地域における公共工事の施工時期の平準化に当たっては、繰越明許費や債務負担行為等の活用による翌年度にわたる工期の設定等の取組について地域の実情等に応じた支援を行うとともに、好事例の収集・周知、発注者ごとの平準化の進捗状況を把握し公表するなど、その取組を強力に支援すること。また、国及び地方公共団体等は、受注者側が計画的に施工体制を確保できるように、各発注者が連携し、発注見通しを統合して公表する取組の更なる拡大を図るなど必要な措置を講ずること。

四 国及び地方公共団体等は、建設現場における生産性向上を図るため、技術開発の動向を踏まえ、情報通信技術や三次元データの活用、新技術、新材料又は新工法の導入等を推進するとともに、国は、地方公共団体や中小企業・小規模事業者をはじめとした多くの企業等においても普及・活用されるよう支援すること。

五 国及び地方公共団体等は、公共工事の品質確保を図る上で、公共工事に関する調査等の品質が重要な役割を果たすことを踏まえ、公共工事に関する調査等においても、適正な予定価格の設定、ダンピング受注の防止、適正な履行期間の設定、履行期限の平準化、災害時の緊急対応の推進等に留意した発注がなされるよう必要な措置を講ずること。

右決議する。

令和元年六月六日

参議院国土交通委員会

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 災害時における復旧工事等において、緊急性に依じて随意契約等の入札契約方法を選択する場合には、入札契約における手続の透明性及び公正性が確保されるよう、国は、運用に関するガイドラインを周知するなど必要な措置を講ずること。また、国及び地方公共団体等は、災害対応に従事する地域の建設業者が将来にわたり活躍できるように、平常時から発注者の予定価格の設定に当たっては、可能な限り最新の単価設定や見積りを活用するとともに、災害時には、見積りを積極的に活用し、その災害対応等に必要な費用を反映した適正な価格となるよう努め、地域における発注関係事務が円滑に推進されるよう発注者間の連携を強化すること。

二 国及び地方公共団体等は、建設現場で働く技術者・技能者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、週休二日の確保等を含む適正な工期設定を推進するとともに、国は、労務費、法定福利費等が適切に支払われるよう、その実態把握等に努め、必要な措置を講ずること。

三 国は、地域における公共工事の施工時期の平準化に当たっては、繰越明許費や債務負担行為等の活用による翌年度にわたる工期の設定等の取組について地域の実情等に応じた支援を行うとともに、好事例の収集・周知、発注者ごとの平準化の進捗状況を把握し公表するなど、その取組を強力に支援すること。また、国及び地方公共団体等は、受注者側が計画的に施工体制を確保できるように、各発注者が連携し、発注見通しを統合して公表する取組の更なる拡大を図るなど必要な措置を講ずること。

四 国及び地方公共団体等は、建設現場における生産性向上を図るため、技術開発の動向を踏まえ、情報通

信技術や三次元データの活用、新技術、新材料又は新工法の導入等を推進するとともに、国は、地方公共団体や中小企業・小規模事業者を始めとした多くの企業等においても普及・活用されるよう支援すること。

五 国及び地方公共団体等は、公共工事の品質確保を図る上で、公共工事に関する調査等の品質が重要な役割を果たすことを踏まえ、公共工事に関する調査等においても、適正な予定価格の設定、ダンピング受注の防止、適正な履行期間の設定、履行期限の平準化、災害時の緊急対応の推進等に留意した発注がなされるよう必要な措置を講ずること。

六 社会インフラの整備及び維持管理の実施や災害の頻発に的確に対応するとともに、公共工事の品質確保に係る取組を推進するため、国及び地方公共団体等は、技術者の確保、育成を含む体制の強化を図ること。また、地方公共団体において財源や人材に不足が生じないよう、必要な支援を行うこと。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を 総合的に推進するための基本的な方針 改正案について

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」 国土交通省 改正案の概要

品確法基本方針とは

- 品確法^(※)に基づき、公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する基本的方針を規定（平成17年閣議決定、平成26年改正）
- 国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って必要な措置を講ずる努力義務（※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保
を柱とする品確法の改正^(※)を反映

（※）令和元年6月14日公布・施行

改正の全体像

※改正事項は、改正法の4本柱に対応して色分けして記載

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した請負代金・適正な工期等を定める公正な請負契約の締結
- 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上
- 公共工事に関する調査等の品質確保が公共工事の品質確保を図る上で重要

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

発注関係事務の適切な実施

- 災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用
- 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時の発注者の連携
- 災害時の見積り徴収の活用
- 法定福利費・補償に必要な保険料及び工期を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定
- 施工時期の平準化に向けた繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表
- 休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定
- 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用

受注者等の責務に関する事項

- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結
- 情報通信技術の活用等による生産性の向上

工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

- 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価における情報通信技術の活用

調査等の品質確保に関する事項

- 調査等における発注関係事務の適切な実施
(予定価格の適正な設定、実施の時期の平準化、適正な履行期の設定等)
- 調査等における受注者等の責務に関する事項
(適正な請負代金・履行期による下請契約の締結、生産性の向上等)
- 調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法
(プロポーザル方式の選択等)

「品確法基本方針」改正のポイント

1 発注関係事務の適切な実施 ※改正事項は、改正法の4本柱に対応して色分けして記載

(1) 予定価格の適正な設定

- ▶ 発注者が予定価格を定めるにあたっては、市場における最新の労務、資材、機材等の取引価格、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、適正な工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。
- ▶ 災害により通常の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるとき等は、入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、当該見積りを活用した積算を行うこと等に努める。
- ▶ 国は、法定福利費等の支払いに係る実態把握に努め、必要な措置を講ずる。

(2) 災害時の緊急対応の充実強化

- ▶ 発注者は、災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事にあっては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事にあっては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努める。
- ▶ 発注者は、あらかじめ、建設業者団体等との災害応急対策又は災害復旧に関する工事の施工に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるとともに、他の発注者との連携を図るよう努める。

(3) ダンピング受注の防止 (略)

(4) 計画的な発注、施工の時期の平準化

- ▶ 発注者は、計画的に発注を行うとともに繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定を行う等の取組を通して、施工の時期の平準化を図る。
- ▶ 国は、発注者ごとの施工の時期の平準化の進捗・取組状況の把握・公表等を行う。

(5) 適正な工期設定及び適切な設計変更

- ▶ 発注者は、公共工事に従事する者の休日、工事の施工に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の施工が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期を設定する。
- ▶ 国は、週休2日の確保等を含む適正な工期設定の推進等必要な措置を講ずる。
- ▶ 発注者は、設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたることになったときは、繰越明許費の活用等の措置を適切に講ずる。

改正案の概要【詳細版②】

2 受注者等の責務に関する事項

- 全ての下請業者を含む公共工事を実施する者は、下請契約を締結するときは、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める下請契約を締結するものとされている。
- 国は、週休2日の確保等を含む適正な工期設定の推進等必要な措置を講ずる。
- 国は、全ての下請業者を含む公共工事を実施する者に対して、労務費、法定福利費等が適切に支払われるようその実態把握に努めるとともに、法定福利費を内訳明示した見積書や請負代金内訳書の活用促進を図る。
- 受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、公共工事の適正な実施のために、情報通信技術を活用した公共工事の施工の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保とこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることとされている。
- 国及び地方公共団体等は、技術開発の動向を踏まえ、情報通信技術の活用、新技術、新材料又は新工法の導入等を推進する。
- 「建設キャリアアップシステム」の活用等技能労働者の技能や経験に応じた適切な処遇につながるような労働環境の改善を推進する。

3 技術的能力の審査の実施に関する事項（略）

4 多様な入札及び契約の方法（略）

5 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項（略）

6 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

- 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に当たっては、情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、専門的な知識や技術を有する第三者による工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努める。
- 国及び地方公共団体等は、技術開発の動向を踏まえ、情報通信技術の活用、新技術、新材料又は新工法の導入等を推進する。

7 発注関係事務の環境整備に関する事項（略）

8 調査等の品質確保に関する事項（※上記1～7と同様の内容を記載）

（1）調査等における発注関係事務の適切な実施

① 予定価格の適正な設定

- ▶ 発注者が予定価格を定めるにあたっては、市場における労務、資材、機材等の取引価格、法定福利費、公共工事に関する調査等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、適正な調査等の履行期、調査等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うものとする。
- ▶ 災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるとき等は、入札参加者から調査等の全部又は一部について見積りを徴収し、当該見積りを活用した積算を行う。

② 災害時の緊急対応の充実強化

- ▶ 発注者は、災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧工事に関する調査等にあっては随意契約を、その他の災害復旧工事に関する調査等にあっては指名競争入札を活用するなど緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努める。
- ▶ 発注者は、あらかじめ、調査等を実施する者等との災害応急対策又は災害復旧工事に関する調査等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるとともに、他の発注者との連携を図る。

③ ダンピング受注の防止

- ▶ 発注者は、ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定する等の必要な措置を講ずる。

④ 計画的な発注、実施の時期の平準化

- ▶ 発注者は、計画的に発注を行うとともに、繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる調査等の履行期の設定を行う等の取組を通して、調査等の実施の時期の平準化を図る。
- ▶ 国は、発注者ごとの調査等の実施の時期の平準化の進捗・取組状況の把握・公表を行う。

⑤ 適正な履行期の設定及び適切な設計変更

- ▶ 発注者は、公共工事に関する調査等に従事する者の休日、調査等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により調査等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な調査等の履行期を設定する。
- ▶ 国及び地方公共団体等は、週休2日の確保等を含む適正な調査等の履行期の設定を推進する。
- ▶ 発注者は、調査等の履行期が翌年度にわたることになったときは、繰越明許費の活用等必要な措置を適切に講ずる。

改正案の概要【詳細版④】

(2) 調査等における受注者等の責務に関する事項

- ▶ 全ての下請業者を含む公共工事を実施する者は、下請契約を締結するときは、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な調査等の履行期を定める下請契約を締結する。
- ▶ 国は、週休2日の確保等を含む適正な履行期の設定の推進等必要な措置を講ずる。
- ▶ 受注者（受注者となろうとする者を含む。）は必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した公共工事に関する調査等の効率化等による生産性の向上並びに技術者等の育成及び確保とこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努める。
- ▶ 国及び地方公共団体等は、技術開発の動向を踏まえ、情報通信技術の活用、新技術の導入等を推進する。

(3) 調査等における技術的な能力の審査の実施、調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法等

- ▶ 調査等の性格、地域の実情等に応じ、総合評価落札方式やプロポーザル方式等の入札及び契約の方法の中から適切な方法を選択できる。
- ▶ 発注者は、完了確認検査等を行うに際し、情報通信技術の活用を図る。

9 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

- ▶ 各発注者は、発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任のもと、発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用等に努める。

10 公共工事の目的物の適切な維持管理の実施

- ▶ 国、特殊法人等及び地方公共団体は、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事の目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努める。

11 施策の進め方

- ▶ 各発注者は、適切な発注関係事務の実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成・確保、必要な職員の配置等体制の整備に努める。
- ▶ 社会インフラの整備及び維持管理の実施や災害の頻発に的確に対応するとともに、公共工事の品質確保に係る取組を推進するため、国及び地方公共団体等は、技術者の確保、育成を含む体制の強化を図る。また、地方公共団体において財源や人材に不足が生じないように、必要な支援を行う。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本方針）
新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前（平成26年9月30日閣議決定）	備考
<p>政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）第9条第1項に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を、次のように定め、これに従い、法第10条に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者及び地方公共団体の長は、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）第9条第1項に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を、次のように定め、これに従い、法第10条に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者及び地方公共団体の長は、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>第9条第1項及び第10条</p>
<p>第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項</p>	<p>第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項</p>	
<p>公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。</p>	<p>公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。</p>	<p>第3条第1項</p>
<p>建設工事は、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により品質に関する条件が異なること等の特性を有している。公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資の減少やその受注をめぐる価格面での競争の激化により、ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）等が生じてきた。<u>また、通常、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が集中する傾向があり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながる</u>ことが懸念される。このため、<u>工事中の事故や手抜き工事の発生、地域の建設業者の疲弊や下請業者や技能労働者等へのしわ寄せ、現場の技能労働者等の賃金の低下をはじめとする就労環境の悪化に伴う若手入職者の減少、更には建設生産を</u></p>	<p>建設工事は、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により品質に関する条件が異なること等の特性を有している。公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資の減少やその受注をめぐる価格面での競争の激化により、ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）等が生じてきた。そのため、<u>工事中の事故や手抜き工事の発生、地域の建設業者の疲弊や下請業者や技能労働者等へのしわ寄せ、現場の技能労働者等の賃金の低下をはじめとする就労環境の悪化に伴う若手入職者の減少、更には建設生産を</u></p>	<p>第3条第2項</p>

1 支える技術・技能の承継が困難となっているという深刻な問題が発
2 生している。このような状況の下、将来にわたる公共工事の品質確
3 保とその担い手の中長期的な育成及び確保に関する懸念が顕著とな
4 っている。予定価格の作成や入札及び契約の方法の選択、競争参加
5 者の技術的能力の審査や工事の監督・検査等の発注関係事務を適切
6 に実施することができない脆弱な体制の発注者や、いわゆる歩切り
7 を行うこと、ダンピング受注を防止するための適切な措置を講じて
8 いないこと等により、公共工事の品質確保が困難となるおそれがある
9 低価格での契約の締結を許容している発注者の存在も指摘されて
10 おり、これも、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中
11 長期的な育成及び確保に関する懸念の一つとなっている。さらに、
12 各地で頻発する自然災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興、防災・
13 減災、国土強靱化、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増
14 してきている中で、これらを担い、地域の守り手となる建設業者が不
15 足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じるおそれがあることへ
16 の懸念が指摘されている。こうしたことから、将来にわたる公共工
17 事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を促進するた
18 めの対策を講じる必要がある。

19 また、我が国の建設業界の潜在的な技術力は高い水準にあること
20 から、公共工事の品質確保を促進するためには、民間企業が有する
21 高い技術力を有効に活用することが必要である。しかし、現在の入
22 札及び契約の方法は、画一的な運用になりがちである、民間の技術
23 やノウハウを必ずしも最大限活用できていない、受注競争の激化に
24 よる地域の建設産業の疲弊や担い手不足等の構造的な問題に必ずし
25 も十分な対応ができていない等の課題が存在する。

26 このような観点に立つと、現在及び将来の公共工事の品質確保を
27 図るためには、発注者が、法の基本理念にのっとり、公共工事の品
28 質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事
29 の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の
30 発注関係事務を適切に実施することが必要である。

31 また、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を
32 有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格
33 以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容
34 の契約がなされることも重要である。こうした契約がなされるため
35 には、発注者が、事業の目的や工事の性格等に応じ、競争参加者の

顕著となっている。予定価格の作成や入札及び契約の方法の選択
、競争参加者の技術的能力の審査や工事の監督・検査等の発注関係
事務を適切に実施することができない脆弱な体制の発注者や、いわ
ゆる歩切りを行うこと、ダンピング受注を防止するための適切な措
置を講じていないこと等により、公共工事の品質確保が困難となる
おそれがある低価格での契約の締結を許容している発注者の存在も
指摘されており、これも、将来にわたる公共工事の品質確保とその
担い手の中長期的な育成及び確保に関する懸念の一つとなっている
。さらに、防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が
増してきている中で、地域においては、災害対応を含む地域の維持
管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生
じるおそれがあることへの懸念が指摘されている。こうしたことから、
将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育
成及び確保を促進するための対策を講じる必要がある。

また、我が国の建設業界の潜在的な技術力は高い水準にあること
から、公共工事の品質確保を促進するためには、民間企業が有する
高い技術力を有効に活用することが必要である。しかし、現在の入
札及び契約の方法は、画一的な運用になりがちである、民間の技術
やノウハウを必ずしも最大限活用できていない、受注競争の激化に
よる地域の建設産業の疲弊や担い手不足等の構造的な問題に必ずし
も十分な対応ができていない等の課題が存在する。

このような観点に立つと、現在及び将来の公共工事の品質確保を
図るためには、発注者が、法の基本理念にのっとり、公共工事の品
質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事
の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の
発注関係事務を適切に実施することが必要である。

また、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を
有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格
以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容
の契約がなされることも重要である。こうした契約がなされるため
には、発注者が、事業の目的や工事の性格等に応じ、競争参加者の

第3条第10項

第3条第3項及び第4項（
工事を対象）

第3条第2項

1 技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提
2 案を求めるよう努め、その場合の落札者の決定においては、価格に
3 加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価
4 の高い者を落札者とするのが基本となる。加えて、発注者は、工
5 事の性格、地域の実情等に応じ、競争参加者の中長期的な技術的能
6 力の確保に関する審査等を適切に行うよう努めることも必要である
7 。

8 さらに、工事完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維
9 持管理により、公共工事の目的物の品質を将来にわたって確保する
10 必要がある。加えて、地域において災害対応を含む維持管理が適切
11 に行われるよう、地域の実情を踏まえつつ、地域における担い手が
12 育成され及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関
13 する工事が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることが必要
14 である。

15 これらにより、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が
16 中長期的に確保され、また、これらの者が公共工事を施工すること
17 となることにより、現在及び将来の公共工事の目的物の品質が確保
18 されることとなる。また、競争参加者の技術的能力の審査を行った
19 場合には、必要な技術的能力を持たない建設業者が受注者となるこ
20 とにより生じる施工不良や工事の安全性の低下、一括下請負等の不
21 正行為が未然に防止されることとなる。

22 さらに、ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が排除され、
23 技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備されるこ
24 ととなる。

25 加えて、民間企業の高度な技術提案がよりの確に活用された場合
26 には、工事目的物の環境の改善への寄与、長寿命化、工期短縮等の
27 施工の効率化等が図られることとなり、一定のコストに対して得ら
28 れる品質が向上し、公共事業の効率的な執行にもつながる。

29 さらに、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われること
30 で、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

31 公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及
32 び診断を含む。）及び設計をいう。以下同じ。）についても、その
33 品質確保は、公共工事の品質を確保するために必要であり、かつ、
34 建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向
35 上に寄与するものである。このため、公共工事に関する調査等の契

技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提
案を求めるよう努め、その場合の落札者の決定においては、価格に
加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価
の高い者を落札者とするのが基本となる。加えて、発注者は、工
事の性格、地域の実情等に応じ、競争参加者の中長期的な技術的能
力の確保に関する審査等を適切に行うよう努めることも必要である
。

さらに、工事完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維
持管理により、公共工事の目的物の品質を将来にわたって確保する
必要がある。加えて、地域において災害対応を含む維持管理が適切
に行われるよう、地域における担い手の育成及び確保について地域
の実情を踏まえた十分な配慮がなされることが必要である。

これらにより、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が
中長期的に確保され、また、これらの者が公共工事を施工すること
となることにより、現在及び将来の公共工事の目的物の品質が確保
されることとなる。また、競争参加者の技術的能力の審査を行った
場合には、必要な技術的能力を持たない建設業者が受注者となるこ
とにより生じる施工不良や工事の安全性の低下、一括下請負等の不
正行為が未然に防止されることとなる。

さらに、ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が排除され、
技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備されるこ
ととなる。

加えて、民間企業の高度な技術提案がよりの確に活用された場合
には、工事目的物の環境の改善への寄与、長寿命化、工期短縮等の
施工の効率化等が図られることとなり、一定のコストに対して得ら
れる品質が向上し、公共事業の効率的な執行にもつながる。

さらに、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われること
で、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び
設計についても、その品質確保は、公共工事の品質を確保するた
めに必要であり、かつ、建設段階及び維持管理段階を通じた総合
的なコストの縮減と品質向上に寄与するものである。このため、公
共工事に関する調査及び設計の契約においても、その業務の内容に応じ

第3条第6項及び第7項（
工事）

第3条第4項（調査等）

1 約においても、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び
2 確保に配慮しつつ、調査等の性格、地域の実情等に応じた入札及び
3 契約の方法の選択その他の発注関係事務が適切に実施されること、
4 その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がそ
5 の者の有する資格等により適切に評価され、十分に活用されること
6 、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、必要に応じて
7 技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこ
8 と等を通じ、その品質を確保することが求められる。

9 公共工事の品質確保の取組を進めるに当たっては、公共工事等（
10 公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の入札
11 及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性を確
12 保し、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、談合、入札談合
13 等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、ダンピング
14 受注が防止されること、不良・不適格業者の排除が徹底されること
15 等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

16 さらに、公共工事の品質確保において、工事等（工事及び調査等
17 をいう。以下同じ。）の効率性、安全性、環境への影響等が重要な
18 意義を有することから、地盤の状況に関する情報その他の工事等に
19 必要な情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用され
20 ることも必要である。

21 また、公共工事の品質確保に当たっては、公共工事等の受注者の
22 みならずその下請業者として工事を施工する専門事業者や調査等
23 を実施する者、これらの者に使用される技術者、技能労働者等がそ
24 れぞれ重要な役割を果たすことから、これらの者の能力が活用され
25 るとともに、賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が
26 改善されるように配慮されなければならない。さらに、発注者と受
27 注者間の請負契約のみならず下請業者に係る請負契約についても、
28 対等な立場で公正に、市場における労務の取引価格、健康保険法（
29 大正11年法律第70号）等の定めるところにより事業主が納付義務
30 を負う保険料（以下「法定福利費」という。）等を的確に反映し
31 た適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期で締結さ
32 れ、その代金ができる限り速やかに、かつ、労務費相当分について
33 は現金で支払われる等により誠実に履行されるなど元請業者と下請
34 業者の関係の適正化が図られるように配慮されなければならない。

て必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、十分に活用されること、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、必要に応じて技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこと等を通じ、その品質を確保することが求められる。

公共工事の品質確保の取組を進めるに当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性を確保し、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、ダンピング受注が防止されること、不良・不適格業者の排除が徹底されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

また、公共工事の品質確保に当たっては、受注者のみならずその下請業者として工事を施工する専門事業者やこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことから、これらの者の能力が活用されるとともに、賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。さらに、発注者と受注者間の請負契約のみならず下請業者に係る請負契約についても対等な立場で公正に適正な額の請負代金で締結され、その代金ができる限り速やかに支払われる等により誠実に履行されるなど元請業者と下請業者の関係の適正化が図られるように配慮されなければならない。

第3条第12項（調査等）
※「等」でその他にも含む。

第3条第9項（工事・調査等）

第3条第5項（工事・調査等）

第3条第8項（工事・調査等）

これらに加えて、将来にわたる公共工事の品質確保のためには、より一層の生産性の向上が必要不可欠である。このため、調査等、施工、検査、維持管理の各段階における情報通信技術の活用等のi-constructionの推進等を通じて建設生産プロセス全体における生産性の向上を図る必要がある。

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

公共工事の発注者は、法第3条の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、競争に参加する資格を有する者の名簿（以下「有資格業者名簿」という。）の作成、仕様書、設計書等の契約図書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の発注関係事務（新設の工事だけではなく、維持管理に係る発注関係事務を含む。）を適切に実施しなければならない。

(1) 予定価格の適正な設定

公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手となる人材を中長期的に育成し、確保するための適正な利潤の確保を可能とするためには、予定価格が適正に定められることが不可欠である。このため、発注者が予定価格を定めるに当たっては、その元となる仕様書、設計書を現場の実態に即して適切に作成するとともに、経済社会情勢の変化により、市場における最新の労務、資材、機材等の取引価格、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、適正な工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行うものとする。また、この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、厳にこれを行わないものとする。

予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事が入札不調・不落が生じているとき、災害により通常積算の方法によっては適正な予定

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

公共工事の発注者は、法第3条の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、競争に参加する資格を有する者の名簿（以下「有資格業者名簿」という。）の作成、仕様書、設計書等の契約図書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の発注関係事務（新設の工事だけではなく、維持管理に係る発注関係事務を含む。）を適切に実施しなければならない。

(1) 予定価格の適正な設定

公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手となる人材を育成し、確保するための適正な利潤の確保を可能とするためには、予定価格が適正に定められることが不可欠である。このため、発注者が予定価格を定めるに当たっては、その元となる仕様書、設計書を現場の実態に即して適切に作成するとともに、経済社会情勢の変化により、市場における最新の労務、資材、機材等の取引価格の変動に対応し、市場における最新の取引価格や施工の実態等を的確に反映した積算を行うものとする。また、この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、厳にこれを行わないものとする。

予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付する場合や入札に付そうとする工事と同種、類似の工事が入札不調・不落が生じている場合には、予定価格と実勢価格の乖離に対応するため、入

第3条第11項（工事・調査等）

第7条第1項柱書（工事）

第7条第1項第1号（工事）
令和元年附帯決議一（工事）

第7条第1項第2号（工事）

1 価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、
2 予定価格と実勢価格の乖離に対応するため、入札参加者から工事の
3 全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認し
4 つつ当該見積りを活用した積算を行うなどにより適正な予定価格の
5 設定を図り、できる限り速やかに契約が締結できるよう努めるもの
6 とする。

7 国は、発注者が、最新の取引価格や法定福利費等を的確に反映し
8 た積算を行うことができるよう、公共工事に従事する労働者の賃金
9 に関する調査を適切に行い、その結果に基づいて実勢を反映した公
10 共工事設計労務単価を適切に設定するとともに、法定福利費等の支
11 払いに係る実態把握に努め、必要な措置を講ずるものとする。また
12 、国は、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保や
13 市場の実態の的確な反映の観点から、予定価格を適正に定めるため
14 、積算基準に関する検討及び必要に応じた見直しを行うものとする
15 。

16 なお、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映
17 、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の
18 担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤の確
19 保という目的を超えた不当な引上げを行わないよう留意することが
20 必要である。

22 (2) 災害時の緊急対応の充実強化

23 災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工が可能な者
24 を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められる。また、
25 その上で手続の透明性及び公正性の確保に努めることが必要である
26 。このため、発注者は、災害時においては、手続の透明性及び公正
27 性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に
28 関する工事にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事
29 にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及
30 び契約の方法を選択するよう努めるものとする。また、災害復旧工
31 事の緊急性に応じて随意契約等の入札及び契約の方法を選択する場
32 合には、入札及び契約における手続の透明性及び公正性が確保され
33 るよう、国は、運用に関するガイドラインを周知するなど必要な措
34 置を講ずるものとする。

35 さらに、発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事が迅

速に実施されるよう、入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ当該見積りを活用した積算を行うなどにより適正な予定価格の設定を図り、できる限り速やかに契約が締結できるよう努めるものとする。

国は、発注者が、最新の取引価格等を的確に反映した積算を行うことができるよう、公共工事に従事する労働者の賃金に関する調査を適切に行い、その結果に基づいて実勢を反映した公共工事設計労務単価を適切に設定するものとする。また、国は、中長期的な担い手の育成及び確保や市場の実態の適切な反映の観点から、予定価格を適正に定めるため、積算基準に関する検討及び必要に応じた見直しを行うものとする。

なお、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わないよう留意することが必要である。

(新設)

※予定価格と実勢価格の乖離
⇒平成 26 年附帯決議二（工事）
令和元年附帯決議一（工事）

令和元年附帯決議二

平成 26 年附帯決議一（工事）

第 7 条第 1 項第 3 号（工事）

令和元年附帯決議一（工事）

第 7 条第 4 項（工事）

速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の37に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事の施工に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めるものとする。

(3) ダンピング受注の防止
ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を施工する者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するために必要となる適正な利潤を確保できないおそれがある等の問題がある。発注者は、ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずるものとする。

(4) 計画的な発注、施工の時期の平準化
公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が集中する傾向にある。工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながる懸念される。また、資材、機材等についても、閑散期には余剰が生じ、繁忙期には需要が高くなることにより、円滑な調達に困難となる等の弊害が見受けられるところである。

公共工事の施工の時期の平準化が図られることは、年間を通じた工事量が安定することで公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。
このため、発注者は、計画的に発注を行うとともに、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についても、繰越明許費や債務負担行為の活用により翌年度にわたる工期設定を行う等の取組を通じて、施工の時期の平準化を図るものとする。また、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう

(2) ダンピング受注の防止
ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を施工する者が担い手を育成・確保するために必要となる適正な利潤を確保できないおそれがある等の問題がある。発注者は、ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずるものとする。

(3) 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更
発注時期がある時期に過度に集中したり、根拠なく短い工期を設定すると、受注者側にとっては、人員や機械の効率的利用が困難となり、また、厳しい工程管理を強いられることにより効率的な施工体制が確保できないおそれがあり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることとなる。【(5) 適切な工期設定及び設計変更へ】

このため、発注者は、債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化を図るよう努めるものとする。また、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、発注者は、当該

(発注者の連携⇒令和元年附帯決議) 二

第7条第1項第4号(工事)

第7条第1項第5号(工事)

1、地域の实情等に応じて、各発注者が連携して公共工事の中長期的な発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるものとする。

国は、地域における公共工事の施工の時期の平準化が図られるよう、繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定等の取組について地域の实情等に応じた支援を行うとともに、施工の時期の平準化の取組の意義についての周知や好事例の収集・周知、発注者ごとの施工の時期の平準化の進捗・取組状況の把握・公表を行うなど、その取組を強力に支援するものとする。

(5) 適正な工期設定及び適切な設計変更

工事の施工に当たっては、用地取得や建築確認等の準備段階から、施工段階、工事の完成検査や仮設工作物の撤去といった後片付け段階まで各工程ごとに考慮されるべき事項があり、根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながるものとなり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。

公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。

このため、発注者は、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事に従事する者の休日、工事の施工に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の施工が困難であると見込まれる日数、工事の規模及び難易度、地域の实情等を考慮し、適正な工期を設定するものとする。国及び地方公共団体等は、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、週休2日の確保等を含む適正な工期設定を推進するものとする。

また、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない又は設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたにもかかわらず、適切に工期の変更等が行われない場合には、公共工事に従事する者の長時間労働につながりかねない。このため、発注者は、設計図書に適切に施工

工事の規模、難易度や地域の实情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。【(5) 適切な工期設定及び設計変更へ】

発注時期がある時期に過度に集中したり、根拠なく短い工期を設定すると、受注者側にとっては、人員や機械の効率的利用が困難となり、また、厳しい工程管理を強いられることにより効率的な施工体制が確保できないおそれがあり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることとなる。【再掲】

さらに、発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の实情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。【再掲】

また、契約後に施工条件について予期することができない状態が生じる等により、工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行うものとする。

令和元年附帯決議三（工事）

第7条第1項第6号（工事）

令和元年附帯決議二（工事）

第7条第1項第7号（工事）

1 条件を明示するとともに、契約後に施工条件について予期すること
2 ができない特別な状態が生じる等により、工事内容の変更等が必要
3 となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代
4 金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行
5 うものとする。この場合において、工期が翌年度にわたることにな
6 ったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずる
7 ものとする。

9 2 受注者等の責務に関する事項

11 法第8条において、公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、
12 公共工事を適正に実施するとともに、元請業者のみならず全ての下
13 請業者を含む公共工事を実施する者は、下請契約を締結するときは
14 、下請業者に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間そ
15 の他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよ
16 う、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した
17 適正な額の請負代金及び適正な工期を定める下請契約を締結するも
18 のとされている。このため、公共工事を実施する者は、例えば、下
19 請契約において最新の法定福利費を内訳明示した見積書を活用し、
20 これを尊重すること、請負契約において法定福利費の請負代金内訳
21 書を活用し、法定福利費が的確に反映されていることを明確にする
22 こと等により、下請契約が適正な請負代金で締結されるようにする
23 ものとする。国は、受注者におけるこれらの取組が適切に行われる
24 よう、元請業者と下請業者の契約適正化のための指導、技能労働者
25 の適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底の要請、週休
26 2日の確保等を含む適正な工期設定の推進等必要な措置を講ずるも
27 のとする。さらに、国は、元請業者のみならず全ての下請業者を含
28 む公共工事を実施する者に対して、労務費、法定福利費等が適切に
29 支払われるようその実態把握に努めるとともに、法令に違反して社
30 会保険等に参加せず、法定福利費を負担していない建設業者が競争
31 上有利となるような事態を避けるため、法定福利費を内訳明示した
32 見積書や請負代金内訳書の活用促進を図るなど発注者と連携して、
33 このような建設業者の公共工事からの排除及び当該建設業者への指
34 導を徹底するものとする。

35 また、受注者（受注者となろうとする者を含む。この段落におい

2 受注者の責務に関する事項

法第8条において、公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、
公共工事の適正な実施、適正な額の請負代金での下請契約の締結、
公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、技術者
、技能労働者等の育成及び確保とこれらの者に係る賃金その他の
労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることとされ
ている。【下記に再掲】国は、受注者におけるこれらの取組が
適切に行われるよう、元請業者と下請業者の契約適正化のための指
導、技能労働者の適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹
底等の要請等必要な措置を講ずるものとする。

また、国は、法令に違反して社会保険等に参加せず、法定福利費
を負担していない建設業者が競争上有利となるような事態を避ける
ため、発注者と連携して、このような建設業者の公共工事からの排
除及び当該建設業者への指導を徹底するものとする。さらに、
国は、受注者における技術者、技能労働者等の育成及び確保を促
進するため、関係省庁が連携して、教育訓練機能を充実強化する
こと、子供たちが土木・建築を含め正しい知識等を得られるよう
学校におけるキャリア教育・職業教育への建設業者の協力を促進
すること、女性も働きやすい現場環境を整備すること等必要な措
置を講ずるものとする。【下記に再掲】

公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、技術

第8条第1項（工事）
第8条第2項（工事）

令和元年附帯決議二

第8条第3項

1 て同じ。)は、契約された又は将来施工されることとなる公共工事
2 の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活
3 用した公共工事の施工の効率化等による生産性の向上並びに技術者
4 、技能労働者等の育成及び確保とこれらの者に係る賃金、労働時間
5 その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること
6 とされている。国及び地方公共団体等は、建設現場における生産性
7 の向上を図るため、技術開発の動向を踏まえ、情報通信技術や三次
8 元データの活用、新技術、新材料又は新工法の導入等を推進すると
9 ともに、国は、地方公共団体、中小企業、小規模事業者を始めとし
10 た多くの企業等においても普及・活用されるよう支援するものとし
11 る。加えて、公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施
12 工を確保するためには、公共工事における請負契約（下請契約を含
13 む。）の当事者が法第3条の基本理念にのっとり、公共工事に従事
14 する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働
15 環境の適正な整備に配慮することが求められる。そのため、特に技
16 能労働者の労働環境の適正な整備に当たって受注者は、「建設キャ
17 リアアップシステム（CCUS）」について、活用促進に向けた発
18 注者の取組とも連携しつつ、下請業者に対し、その利用を促進する
19 こと等により、個々の技能労働者が有する技能や経験に応じた適正
20 な評価や処遇を受けられるよう労働環境の改善に努めるものとする
21 。国は、受注者における技術者、技能労働者等の育成及び確保を促
22 進するため、「建設キャリアアップシステム」の利用環境の充実・
23 向上に努めるなど技能労働者の技能や経験に応じた適切な処遇につ
24 ながるような労働環境の改善を推進するとともに、関係省庁が連携
25 して、教育訓練機能を充実強化すること、子供たちが土木・建築を
26 含め正しい知識等を得られるよう学校におけるキャリア教育・職業
27 教育への建設業者の協力を促進すること、女性も働きやすい現場環
28 境を整備すること等必要な措置を講ずるものとする。

30 3 技術的能力の審査の実施に関する事項
31
32 競争参加者の選定又は競争参加資格の確認に当たっては、当該工
33 事を施工する上で必要な施工能力や実績等について技術的能力の審
34 査を行う。
35 技術的能力の審査は、有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

者、技能労働者等の育成及び確保とこれらの者に係る賃金その他
の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることとさ
れている。【再掲】

さらに、国は、受注者における技術者、技能労働者等の育成及び
確保を促進するため、関係省庁が連携して、教育訓練機能を充実
強化すること、子供たちが土木・建築を含め正しい知識等を得ら
れるよう学校におけるキャリア教育・職業教育への建設業者の協
力を促進すること、女性も働きやすい現場環境を整備すること等
必要な措置を講ずるものとする。【再掲】

3 技術的能力の審査の実施に関する事項
競争参加者の選定又は競争参加資格の確認に当たっては、当該工
事を施工する上で必要な施工能力や実績等について技術的能力の審
査を行う。
技術的能力の審査は、有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

令和元年附帯決議四

第12条（工事）

1 (以下「資格審査」という。)及び個別の工事に際しての競争参加
2 者の技術審査(以下「技術審査」という。)として実施される。資
3 格審査においては、公共工事の受注を希望する建設業者の施工能力
4 の確認を行うものとし、技術審査においては、当該工事に関するそ
5 の実施時点における建設業者の施工能力の確認を行うものとする。

6
7 (1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

8 資格審査では、競争参加希望者の経営状況や施工能力に関し各発
9 注者に共通する事項だけでなく、各発注者ごとに審査する事項を設
10 けることができることとし、経営事項審査の結果や必要に応じ工事
11 実績、工事の施工状況の評価(以下「工事成績評定」という。)の
12 結果(以下「工事成績評定結果」という。)、建設業法(昭和24
13 年法律第100号)第11条第2項に基づき建設業者が国土交通大
14 臣又は都道府県知事に提出する工事経歴書等を活用するものとする
15 。なお、防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目
16 を審査項目とすることも考えられるが、項目の選定に当たっては、
17 競争性の低下につながるような留意するものとする。

18
19 (2) 個別工事に際しての競争参加者の技術審査

20 技術審査では、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者
21 (以下「配置予定技術者」という。)の同種・類似工事の経験、配
22 置予定技術者の有する資格、簡易な施工計画等の審査を行うとともに
23 に、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことによ
24 り、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行
25 うものとする。

26 同種・類似工事の経験等の要件を付する場合には、発注しようと
27 する工事の目的、種別、規模・構造、工法等の技術特性、地質等の
28 自然条件、周辺地域環境等の社会条件等を踏まえ、具体的に示すも
29 のとする。なお、工事の性格等に応じ、競争性の確保及び若年の技
30 術者の配置にも留意するものとする。

31 また、建設業者や配置予定技術者の経験の確認に当たっては、実
32 績として提出された工事成績評定結果を確認することが重要であり
33 、工事成績評定結果の平均点が一定の評点に満たない建設業者には
34 競争参加を認めないこと、一定の評点に満たない実績は経験と認め
35 ないこと等により、施工能力のない建設業者を排除するとともに、

(以下「資格審査」という。)及び個別の工事に際しての競争参加
者の技術審査(以下「技術審査」という。)として実施される。資
格審査においては、公共工事の受注を希望する建設業者の施工能力
の確認を行うものとし、技術審査においては、当該工事に関するそ
の実施時点における建設業者の施工能力の確認を行うものとする。

(1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

資格審査では、競争参加希望者の経営状況や施工能力に関し各発
注者に共通する事項だけでなく、各発注者ごとに審査する事項を設
けることができることとし、経営事項審査の結果や必要に応じ工事
実績、工事の施工状況の評価(以下「工事成績評定」という。)の
結果(以下「工事成績評定結果」という。)、建設業法(昭和24
年法律第100号)第11条第2項に基づき建設業者が国土交通大
臣又は都道府県知事に提出する工事経歴書等を活用するものとする
。なお、防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目
を審査項目とすることも考えられるが、項目の選定に当たっては、
競争性の低下につながるような留意するものとする。

(2) 個別工事に際しての技術審査

技術審査では、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者
(以下「配置予定技術者」という。)の同種・類似工事の経験、簡
易な施工計画等の審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術
者に対するヒアリングを行うことにより、不良・不適格業者の排除
及び適切な競争参加者の選定等を行うものとする。

同種・類似工事の経験等の要件を付する場合には、発注しようと
する工事の目的、種別、規模・構造、工法等の技術特性、地質等の
自然条件、周辺地域環境等の社会条件等を踏まえ、具体的に示すも
のとする。なお、工事の性格等に応じ、競争性の確保及び若年の技
術者の配置にも留意するものとする。

また、建設業者や配置予定技術者の経験の確認に当たっては、実
績として提出された工事成績評定結果を確認することが重要であり
、工事成績評定結果の平均点が一定の評点に満たない建設業者には
競争参加を認めないこと、一定の評点に満たない実績は経験と認め
ないこと等により、施工能力のない建設業者を排除するとともに、

第12条(工事)

第12条(工事)

1 建設業者による工事の品質向上の努力を引き出すものとする。

2
3 (3) 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等

4 将来の公共工事の品質確保のためには、競争参加者（競争に参加
5 しようとする者を含む。以下同じ。）が現時点で技術的能力を有し
6 ていることに加え、中長期的な技術的能力を確保していることが必
7 要である。そのためには、競争参加者における中長期的な技術的能
8 力確保のための取組状況等に関する事項について、入札及び契約に
9 おける手続の各段階において、各段階における審査又は評価の趣旨
10 を踏まえ、発注に係る公共工事の性格や地域の実情等に応じ、審査
11 し、又は評価するように努めるものとする。当該審査又は評価の項
12 目としては、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保状況、建
13 設機械の保有状況、災害協定の締結等の災害時の工事実施体制の確
14 保状況等が挙げられるが、発注者は、発注する公共工事の性格、地
15 域の実情等に応じて適切に項目を設定するものとする。

16
17 4 多様な入札及び契約の方法

18
19 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に
20 係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、以下に定める方式その
21 他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組み合
22 わせによることができる。

23 なお、多様な入札及び契約の方法の導入に当たっては、談合など
24 の弊害が生ずることのないようその防止について十分配慮するとと
25 もに、入札及び契約の手続における透明性、公正性、必要かつ十分
26 な競争性を確保するなど必要な措置を講ずるものとする。

27
28 (1) 競争参加者の技術提案を求める方式

29 イ 技術提案の求め方

30 発注者は、競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内
31 容に照らし、必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めるよ
32 う努めるものとする。

33 この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するもので
34 はなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技
35 術審査において審査した施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事

建設業者による工事の品質向上の努力を引き出すものとする。

(3) 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等

将来の公共工事の品質確保のためには、競争参加者（競争に参加
しようとする者を含む。以下同じ。）が現時点で技術的能力を有し
ていることに加え、中長期的な技術的能力を確保していることが必
要である。そのためには、競争参加者における中長期的な技術的能
力確保のための取組状況等に関する事項について、入札契約手続の
各段階において、各段階における審査又は評価の趣旨を踏まえ、発
注に係る公共工事の性格や地域の実情等に応じ、審査し、又は評価
するように努めるものとする。当該審査又は評価の項目としては、
若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保状況、建設機械の保有
状況、災害協定の締結等の災害時の工事実施体制の確保状況等が挙
げられるが、発注者は、発注する公共工事の性格、地域の実情等
に応じて適切に項目を設定するものとする。

4 多様な入札及び契約の方法

発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に
係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、以下に定める方式その
他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組み合
わせによることができる。

なお、多様な入札及び契約の方法の導入に当たっては、談合など
の弊害が生ずることのないようその防止について十分配慮するとと
もに、入札契約における透明性、公正性、必要かつ十分な競争性を
確保するなど必要な措置を講ずるものとする。

(1) 競争参加者の技術提案を求める方式

イ 技術提案の求め方

発注者は、競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内
容に照らし、必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めるよ
う努めるものとする。

この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するもので
はなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技
術審査において審査した施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事

第13条（工事）

第14条（工事）

平成26年附帯決議三（工事）

第15条第1項（工事）

1 項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱うなど、発
2 注者は、競争参加者の技術提案に係る負担に配慮するものとする。
3 また、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や
4 構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には
5 、例えば、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等によ
6 り、工事目的物自体についての提案を認めるなど提案範囲の拡大に
7 努めるものとする。この場合、事業の目的、工事の特性及び工事目
8 的物の使用形態を踏まえ、安全対策、交通・環境への影響及び工期
9 の縮減といった施工上の提案並びに強度、耐久性、維持管理の容易
10 さ、環境の改善への寄与、景観との調和及びライフサイクルコスト
11 といった工事目的物の性能等適切な評価項目を設定するよう努める
12 ものとする。

13
14 ロ 技術提案の適切な審査・評価

15 一般的な工事において求める技術提案は、施工計画に関しては、
16 施工手順、工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配
17 慮を踏まえた提案の適切性等について、品質管理に関しては、工事
18 目的物が完成した後は確認できなくなる部分に係る品質確認頻度
19 や方法等について評価を行うものとする。これらの評価に加えて、
20 競争参加者の同種・類似工事の経験及び工事成績、配置予定技術者
21 の同種・類似工事の経験、配置予定技術者の有する資格、防災活動
22 への取組等により蓄積された経験等についても、技術提案とともに
23 評価を行うことも考えられる。

24 また、これらの評価に加え、発注者の求める工事内容を実現する
25 ための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術
26 提案を求める場合には、提案の実現性、安全性等について審査・評
27 価を行うものとする。

28 技術提案の評価は、事前に提示した評価項目について、事業の目
29 的、工事特性等に基づき、事前に提示した定量的又は定性的な評価
30 基準及び得点配分に従い、評価を行うものとする。

31 なお、工事目的物の性能等の評価点数について基礎点と評価に応
32 じて与えられる得点のバランスが適切に設定されない場合や、価格
33 評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合には、
34 品質が十分に評価されない結果となることに留意するものとする。

35 各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の

項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱うなど、発
注者は、競争参加者の技術提案に係る負担に配慮するものとする。
また、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や
構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には
、例えば、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等によ
り、工事目的物自体についての提案を認めるなど提案範囲の拡大に
努めるものとする。この場合、事業の目的、工事の特性及び工事目
的物の使用形態を踏まえ、安全対策、交通・環境への影響及び工期
の縮減といった施工上の提案並びに強度、耐久性、維持管理の容易
さ、環境の改善への寄与、景観との調和及びライフサイクルコスト
といった工事目的物の性能等適切な評価項目を設定するよう努める
ものとする。

ロ 技術提案の適切な審査・評価

一般的な工事において求める技術提案は、施工計画に関しては、
施工手順、工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配
慮を踏まえた提案の適切性等について、品質管理に関しては、工事
目的物が完成した後は確認できなくなる部分に係る品質確認頻度
や方法等について評価を行うものとする。これらの評価に加えて、
競争参加者の同種・類似工事の経験及び工事成績、配置予定技術者
の同種・類似工事の経験、防災活動への取組等により蓄積された経
験等についても、技術提案とともに評価を行うことも考えられる。

また、これらの評価に加え、発注者の求める工事内容を実現する
ための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術
提案を求める場合には、提案の実現性、安全性等について審査・評
価を行うものとする。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目について、事業の目
的、工事特性等に基づき、事前に提示した定量的又は定性的な評価
基準及び得点配分に従い、評価を行うものとする。

なお、工事目的物の性能等の評価点数について基礎点と評価に応
じて与えられる得点のバランスが適切に設定されない場合や、価格
評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合には、
品質が十分に評価されない結果となることに留意するものとする。

各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の

第 15 条第 2 項（工事）

第 15 条第 3 項（工事）

第 15 条第 5 項（工事）

1 決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない
2 。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産である
3 ことに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのない
4 ようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採
5 用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。
6 その上で、採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行い
7 、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には
8 、以後の公共工事の計画、調査等、施工及び管理の各段階に反映さ
9 せ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。

10 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確
11 実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用
12 せず、提案した者を落札者としないうことが出来る。

13 また、技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に
14 評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という
15 。）で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提
16 案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明ら
17 かにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できな
18 かった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

20 (2) 段階的選抜方式

21 競争参加者が多数と見込まれる場合においてその全ての者に詳細
22 な技術提案を求めることは、発注者、競争参加者双方の事務負担が
23 大きい。その負担に配慮し、発注者は、競争参加者が多数と見込ま
24 れるときその他必要と認めるときは、当該公共工事に係る技術的能
25 力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者
26 を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。
27

28 なお、当該段階的な選抜は、一般競争入札方式の総合評価落札
29 方式における過程の中で行うことができる。

30 加えて、本方式の実施に当たっては、必要な施工技術を有する者
31 の新規の競争参加が不当に阻害されることのないよう、また、恣意
32 的な選抜が行われることのないよう、案件ごとに事前明示された基
33 準にのっとり、透明性をもって選抜を行うこと等その運用について
34 十分な配慮を行うものとする。

決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない
。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産である
ことに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのない
ようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採
用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。
その上で、採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行
い、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合
には、以後の公共工事の計画、設計、施工及び管理の各段階に反映
させ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。

発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確
実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用
せず、提案した者を落札者としないうことが出来る。

また、技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に
評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という
。）で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提
案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明ら
かにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できな
かった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

42 (2) 段階的選抜方式

競争参加者が多数と見込まれる場合においてその全ての者に詳細
な技術提案を求めることは、発注者、競争参加者双方の事務負担が
大きい。その負担に配慮し、発注者は、競争参加者が多数と見込ま
れるときその他必要と認めるときは、当該公共工事に係る技術的能
力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者
を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。
27

28 なお、当該段階的な選抜は、一般競争入札方式の総合評価落札
29 方式における過程の中で行うことができる。

30 加えて、本方式の実施に当たっては、必要な施工技術を有する者
31 の新規の競争参加が不当に阻害されることのないよう、また、恣意
32 的な選抜が行われることのないよう、案件ごとに事前明示された基
33 準にのっとり、透明性をもって選抜を行うこと等その運用について
34 十分な配慮を行うものとする。

第 15 条第 4 項（工事）

第 16 条（工事）

平成 26 年附帯決議四（工事）

1 (3) 技術提案の改善
2 発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた
3 技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案
4 の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を
5 提案する機会を与えることができる。この場合、発注者は、透明性
6 の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速
7 やかに公表するものとする。

8 なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした
9 者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特
10 定の者のみが有利となることのないようにすることが必要である。

11
12 (4) 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式（技術提案・交
13 渉方式）

14 技術的難易度が高い工事等仕様の確定が困難である場合において
15 、自らの発注の実績等を踏まえて必要があると認めるときは、技術
16 提案を広く公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法
17 、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約すること
18 ができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉
19 の結果を踏まえて予定価格を定めるものとする。

20
21 (5) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

22 競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び
23 特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求
24 めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費
25 用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定
26 価格を作成することができる。この場合、当該技術提案の審査に当
27 たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取
28 するものとする。

29
30 (6) 地域における社会資本の維持管理に資する方式

31 災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に、かつ効
32 率的・持続的に行われるために、発注者は、必要があると認めると
33 きは、地域の実情に応じて、工期が複数年度にわたる公共工事を一
34 の契約により発注する方式、複数の工事を一の契約により発注する
35 方式、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事

(3) 技術提案の改善

発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた
技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案
の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を
提案する機会を与えることができる。この場合、発注者は、透明性
の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速
やかに公表するものとする。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした
者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特
定の者のみが有利となることのないようにすることが必要である。

(4) 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式（技術提案・交
渉方式）

技術的難易度が高い工事等仕様の確定が困難である場合において
自らの発注の実績等を踏まえて必要があると認めるときは、技術
提案を広く公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法
、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約すること
ができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉
の結果を踏まえて予定価格を定めるものとする。

(5) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び
特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求
めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費
用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定
価格を作成することができる。この場合、当該技術提案の審査に当
たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取
するものとする。

(6) 地域における社会資本の維持管理に資する方式

災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に、かつ効
率的・持続的に行われるために、発注者は、必要があると認めると
きは、地域の実情に応じて、工期が複数年度にわたる公共工事を一
の契約により発注する方式、複数の工事を一の契約により発注する
方式、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事

第 17 条（工事）

第 18 条第 1 項（工事）

第 19 条（工事）

第 20 条（工事）

業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合や地域維持型建設共同企業体（地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される建設共同企業体をいう。）が競争に参加することができることとする方式などを活用することとする。

業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合や地域維持型建設共同企業体（地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される建設共同企業体をいう。）が競争に参加することができることとする方式などを活用することとする。

5 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

5 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国においては、総合評価落札方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする。また、技術提案・交渉方式の実施方針を定めようとするとき及び技術提案・交渉方式における技術提案の審査を行うときは、学識経験者の意見を聴くものとする。

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国においては、総合評価落札方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする。また、技術提案・交渉方式の実施方針を定めようとするとき及び技術提案・交渉方式における技術提案の審査を行うときは、学識経験者の意見を聴くものとする。

第 18 条第 2 項（工事）

また、地方公共団体においては、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験者の意見を聴くこと等が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 に規定されているが、この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面の工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。技術提案・交渉方式を行おうとするとき及び技術提案・交渉方式における技術提案の審査を行うときも同様に学識経験者の意見を聴くなどにより中立かつ公平な審査・評価を確保するものとする。

また、地方公共団体においては、総合評価落札方式を行おうとするとき、総合評価落札方式により落札者を決定しようとするとき、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ 2 人以上の学識経験者の意見を聴くこととされているが、この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面の工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。技術提案・交渉方式を行おうとするとき及び技術提案・交渉方式における技術提案の審査を行うときも同様に学識経験者の意見を聴くなどにより中立かつ公平な審査・評価を確保するものとする。

第 18 条第 2 項（工事）

第 18 条第 2 項（工事）

また、入札及び契約の過程に関する苦情については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服がある場合には、第三者機関の活用等により、中立かつ公正に処理する仕組みを整備するものとする。

また、入札及び契約の過程に関する苦情については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服がある場合には、第三者機関の活用等により、中立かつ公正に処理する仕組みを整備するものとする。

さらに、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、手続の透明性を確保する観点から、落札結果については、契約締結後速やかに

さらに、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、手続の透明性を確保する観点から、落札結果については、契約締結後速やかに

1 公表するものとする。また、総合評価落札方式を採用した場合には
2 技術提案の評価結果を、技術提案・交渉方式を採用した場合には技
3 術提案の審査の結果及びその過程の概要並びに交渉の過程の概要を
4 、契約締結後速やかに公表するものとする。

6 6 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

8 公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完
9 了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保する
10 とともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的
11 な検査（以下「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評
12 定を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする

14 特に、工事成績評定については、公正な評価を行うとともに、評
15 定結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体
16 との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評定項目及び評
17 価方法の標準化を進めるものとする。

18 監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した
19 履行がなされない可能性があるとき認められる場合には、適切な施工
20 がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体
21 制を整備するなどの対策を実施するものとする。

22 技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の
23 節目において適切に実施し、施工について改善を要すると認めた事
24 項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに
25 、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。

26 なお、工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に当たっては
27 、映像など情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、I
28 S O 9 0 0 1 を活用した品質管理に係る専門的な知識や技術を有す
29 る第三者による工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果
30 の活用を図るよう努めるものとする。国及び地方公共団体等は、工
31 事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に当たっても、生産性の
32 向上を図るため、技術開発の動向を踏まえ、情報通信技術や三次元
33 データの活用、新技術の導入等を推進するとともに、国は、地方公
34 共団体や中小企業・小規模事業者を始めとした多くの企業等におい
35 ても普及・活用されるよう支援するものとする。

公表するものとする。また、総合評価落札方式を採用した場合には
技術提案の評価結果を、技術提案・交渉方式を採用した場合には技
術提案の審査の結果及びその過程の概要並びに交渉の過程の概要を
、契約締結後速やかに公表するものとする。

6 6 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完
了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保する
とともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的
な検査（以下「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評
定を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする

特に、工事成績評定については、公正な評価を行うとともに、評
定結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体
との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評定項目及び評
価方法の標準化を進めるものとする。

監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した
履行がなされない可能性があるとき認められる場合には、適切な施工
がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体
制を整備するなどの対策を実施するものとする。

技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の
節目において適切に実施し、施工について改善を要すると認めた事
項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに
、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。

第 18 条第 3 項

第 7 条第 1 項第 8 号（工事
）

附帯決議四

1 また、工事の性格等を踏まえ、工事目的物の供用後の性能等につ
2 いて、必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において、施工
3 状況の確認及び評価を実施するよう努めるものとする。

4 5 6 7 発注関係事務の環境整備に関する事項

8 各省各庁の長は、各発注者の技術提案の適切な審査・評価、監督
9 ・検査、工事成績評定等の円滑な実施に資するよう、これらの標準
10 的な方法や留意事項をとりまとめた資料を作成し、発注者間で共有
11 するなど、公共工事の品質確保に係る施策の実施に向け、発注関係
12 事務の環境整備に努めるものとする。

13 なお、これらの資料を踏まえて、各発注者は各々の取組に関する
14 基準や要領の整備に努めるとともに、必要に応じ、発注者間でこれ
15 らの標準化を進めるものとする。この際、これらを整備することが
16 困難な地方公共団体等に対しては、国及び都道府県が必要に応じて
17 支援を行うよう努めるものとする。

18 また、新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ
19 効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工
20 事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用する
21 ことが必要である。このため、各発注者が発注した工事について、
22 工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとし
23 て相互利用し、技術的能力の審査において活用できるよう、データ
24 ベースの整備、データの登録及び更新並びに発注者間でのデータの
25 共有化を進めるものとする。

26 さらに、各発注者は、民間の技術開発の促進を図るため、民間か
27 らの技術情報の収集、技術の評価、さらには新技術の公共事業等へ
28 の活用を行う取組を進めるとともに、施工現場における技術や工夫
29 を活用するため、必要に応じて関連する技術基準や技術指針、発注
30 仕様書等の見直し等を行うよう努めるものとする。

31 32 8 調査等の品質確保に関する事項

33
34 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査等の品
35 質確保が重要な役割を果たしており、その成果は、建設段階及び維

また、工事の性格等を踏まえ、工事目的物の供用後の性能等につ
いて、必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において、施工
状況の確認及び評価を実施するよう努めるものとする。

7 発注関係事務の環境整備に関する事項

各省各庁の長は、各発注者の技術提案の適切な審査・評価、監督
・検査、工事成績評定等の円滑な実施に資するよう、これらの標準
的な方法や留意事項をとりまとめた資料を作成し、発注者間で共有
するなど、公共工事の品質確保に係る施策の実施に向け、発注関係
事務の環境整備に努めるものとする。

なお、これらの資料を踏まえて、各発注者は各々の取組に関する
基準や要領の整備に努めるとともに、必要に応じ、発注者間でこれ
らの標準化を進めるものとする。この際、これらを整備することが
困難な地方公共団体等に対しては、国及び都道府県が必要に応じて
支援を行うよう努めるものとする。

また、新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ
効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工
事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用する
ことが必要である。このため、各発注者が発注した工事について、
工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとし
て相互利用し、技術的能力の審査において活用できるよう、データ
ベースの整備、データの登録及び更新並びに発注者間でのデータの
共有化を進めるものとする。

さらに、各発注者は、民間の技術開発の促進を図るため、民間か
らの技術情報の収集、技術の評価、さらには新技術の公共事業等へ
の活用を行う取組を進めるとともに、施工現場における技術や工夫
を活用するため、必要に応じて関連する技術基準や技術指針、発注
仕様書等の見直し等を行うよう努めるものとする。

8 調査及び設計の品質確保に関する事項

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設
計の品質確保が重要な役割を果たしており、測量、地質調査及び建

第7条第1項第9号（工事）

第7条第2項（工事）

第7条第2項（工事）

1 持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への
2 影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響
3 することとなる。

4 このような観点から、公共工事に関する調査等についても、公共
5 工事と同様に、法第3条の基本理念にのっとり、公共工事の品質確
6 保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、国及び地方公
7 共団体並びに公共工事に関する調査等の発注者及び受注者がそれぞ
8 れ下記の役割を果たさなければならない。

9
10 (1) 調査等における発注関係事務の適切な実施

11
12 公共工事に関する調査等の発注者は、法第3条の基本理念にのつ
13 とりに、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配
14 慮しつつ、有資格業者名簿の作成、仕様書、設計書等の契約図書の
15 作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方
16 の決定、調査等の実施中及び完了時の調査等の状況の確認及び評価
17 その他の発注関係事務を適切に実施しなければならない。また、国
18 及び地方公共団体等は、公共工事に関する調査等においても、予定
19 価格の適正な設定、災害時の緊急対応の推進、ダンピング受注の防
20 止、調査等の実施の時期の平準化、適正な履行期の設定等に留意し
21 た発注がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

22
23 ① 予定価格の適正な設定

24 公共工事に関する調査等を実施する者が、公共工事の品質確保の
25 担い手となる人材を中長期的に育成し、確保するための適正な利潤
26 の確保を可能とするためには、予定価格が適正に定められることが
27 不可欠である。このため、発注者が予定価格を定めるに当たっては
28 、その元となる仕様書、設計書を現場の実態に即して適切に作成す
29 るとともに、経済社会情勢の変化により、市場における最新の労務
30 、資材、機材等の取引価格、法定福利費、公共工事に関する調査等
31 に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保す
32 るための保険契約の保険料、調査等の履行期、調査等の実施の実態
33 等を的確に反映した積算を行うものとする。また、この適正な積算
34 に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、
35 厳にこれを行わないものとする。

設コンサルタント業務の成果は、建設段階及び維持管理段階を通じ
た総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能
・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響することとなる。

(新設)

第3条第1項(調査等)

第7条第1項柱書(調査等)

令和元年附帯決議五(調査等)

第7条第1項第1号(調査等)

令和元年附帯決議一(調査等)

1 予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや
2 入札に付そうとする調査等と同種、類似の調査等で入札不調・不落
3 が生じているとき、災害により通常の積算の方法によっては適正な
4 予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるとき
5 は、予定価格と実勢価格の乖離に対応するため、入札参加者から調
6 査等の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に
7 確認しつつ当該見積りを活用した積算を行うなどにより適正な予定
8 価格の設定を図り、できる限り速やかに契約が締結できるよう努め
9 るものとする。

10 国は、発注者が、最新の取引価格等を的確に反映した積算を行う
11 ことができるよう、公共工事に関する調査等に従事する者の賃金に
12 関する調査を適切に行い、その結果に基づいて実勢を反映した技術
13 者単価を適切に設定するものとする。また、国は、公共工事の品質
14 確保の担い手の中長期的な育成及び確保や市場の実態の的確な反映
15 の観点から、予定価格を適正に定めるため、積算基準に関する検討
16 及び必要に応じた見直しを行うものとする。

17 なお、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映
18 、公共工事に関する調査等に従事する者の労働環境の改善、公共工
19 事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための
20 適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わないよう
21 留意することが必要である。

22
23 ② 災害時の緊急対応の充実強化

24 災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な調査等の実施が
25 可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められる
26 。また、その上で手続の透明性及び公正性の確保に努めることが必
27 要である。このため、発注者は、災害時においては、手続の透明性
28 及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災
29 害復旧工事に関する調査等にあつては随意契約を、その他の災害復
30 旧工事に関する調査等にあつては指名競争入札を活用する等、緊急
31 性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めるものと
32 する。

33 さらに、発注者は、災害応急対策又は災害復旧工事に関する調査
34 等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、当該調査等を実
35 施しようとする者等との災害応急対策又は災害復旧工事に関する調

第7条第1項第2号（調査等）
※予定価格と実勢価格の乖離⇒平成26年附帯決議二（調査等）
令和元年附帯決議一（調査等）

平成26年附帯決議一（調査等）

第7条第1項第3号（調査等）

第7条第4項（調査等）

1 査等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるとともに
2 、他の発注者と連携を図るよう努めるものとする。

3
4 ③ ダンピング受注の防止
5 ダンピング受注は、調査等の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労
6 働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の
7 品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事に関する調
8 査等を実施する者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成
9 ・確保するために必要となる適正な利潤を確保できないおそれがある
10 等の問題がある。発注者は、ダンピング受注を防止するため、適
11 切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な
12 措置を講ずるものとする。

13
14 ④ 調査等における計画的な発注、実施の時期の平準化
15 公共工事と同様に、公共工事に関する調査等についても、年度初
16 めに業務量が少なくなる一方、年度末には業務量が集中する傾向に
17 ある。業務量の偏りが生じることで、繁忙期には、業務量が過大に
18 なり、公共工事に関する調査等に従事する者において長時間労働や
19 休日の取得しにくさ等につながるものが懸念される。
20 公共工事に関する調査等の実施の時期の平準化が図られることは
21 、年間を通じた業務量が安定することで公共工事に関する調査等に
22 従事する者の処遇改善等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保に
23 つながるものである。

24 このため、発注者は、計画的に発注を行うとともに、履行期が1
25 年以上の公共工事に関する調査等のみならず履行期が1年に満たな
26 い公共工事に関する調査等についても、繰越明許費や債務負担行為
27 の活用により翌年度にわたって履行期の設定を行う等の取組を通じ
28 て、実施の時期の平準化を図るものとする。また、受注者側が計画
29 的に調査等の実施体制を確保することができるよう、地域の実情等
30 に応じて、各発注者が連携して公共工事に関する調査等の中長期的
31 な発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるものとする
32 。

33 国は、地域における公共工事に関する調査等の実施の時期の平準
34 化に当たっては、繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度に
35 わたる履行期の設定等の取組について地域の実情等に応じた支援を

第7条第1項第4号（調査等）

（

第7条第1項第5号（調査等）

（参考）
令和元年附帯決議三（調査等）

1 行うとともに、好事例の収集・周知、発注者ごとの調査等に関する
2 実施の時期の平準化の進捗・取組状況の把握・公表を行うなど、そ
3 の取組を強力に支援するものとする。

4
5 ⑤適正な履行期の設定及び適切な設計変更
6 調査等の実施に当たって、根拠なく短い調査等の履行期が設定さ
7 れると、無理な業務管理や長時間労働を強いられることから、公共
8 工事に関する調査等に従事する者の疲弊等につながるものとなり、
9 ひいては担い手の確保に支障が生じることが懸念される。

10 このため、発注者は、公共工事に関する調査等に従事する者の労
11 働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう公共工事に関する
12 調査等に従事する者の休日、調査等の実施に必要な準備期間、天候
13 その他のやむを得ない事由により調査等の実施が困難であると見込
14 まれる日数、調査等の規模及び難易度、地域の実情等を考慮し、適
15 正な調査等の履行期を設定するものとする。国及び地方公共団体等
16 は、公共工事に関する調査等に従事する者の労働時間その他の労働
17 条件が適正に確保されるよう、週休2日の確保等を含む適正な調査
18 等の履行期の設定を推進するものとする。

19 また、調査等の実施条件について予期することができない特別な
20 状態が生じたにもかかわらず、適切な調査等の履行期の変更等が行
21 われない場合には、公共工事に関する調査等に従事する者の長時間
22 労働につながりかねない。このため、発注者は、適切に調査等の実
23 施条件を明示するとともに、契約後に実施条件について予期するこ
24 とができない状態が生じる等により設計図書の変更等が必要となる
25 場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額
26 又は調査等の履行期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更
27 を行うものとする。この場合において、履行期が翌年度にわたること
28 になったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に
29 講ずるものとする。

30
31 (2) 調査等における受注者等の責務に関する事項

(新設)

32 法第8条において、公共工事に関する調査等の受注者は、基本
33 理念にのっとり、公共工事に関する調査等を適正に実施するととも
34 に、元請業者のみならず全ての下請業者を含む公共工事に関する調
35 査等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請業者に使用

第7条第1項第6号（調査等）
週休2日
⇒令和元年附帯決議二（調査等）

第7条第1項第7号（調査等）

第8条第1項（調査等）
第8条第2項（調査等）

1 される技術者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その
2 他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価
3 格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な
4 調査等の履行期を定める下請契約を締結するものとされている。国
5 は、受注者におけるこれらの取組が適切に行われるよう、週休2日
6 の確保等を含む適正な履行期の設定の推進等必要な措置を講ずるも
7 のとする。

8 また、公共工事に関する調査等の受注者（受注者となろうとする
9 者を含む。この段落において同じ。）は、契約された又は将来実施
10 されることとなる公共工事に関する調査等の適正な実施のために必
11 要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した公共工事に関する
12 調査等の効率化等による生産性の向上並びに技術者等の育成及び確
13 保とこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生
14 その他の労働環境の改善に努めることとされている。国及び地方公
15 共団体等は、調査等の現場における生産性の向上を図るため、技術
16 開発の動向を踏まえ、情報通信技術や三次元データの活用、新技術
17 の導入等を推進するとともに、国は、地方公共団体や中小企業、小
18 規模事業者を始めとした多くの企業等においても普及・活用される
19 よう支援するものとする。また、国は、調査等の技術者の育成及び
20 確保を促進するため、就職前の学生等が調査等の業務内容に関して
21 正しい知識等を得られるよう学校におけるキャリア教育・職業教育
22 への調査等を実施する者の協力を促進すること、女性も働きやすい
23 現場環境を整備すること等必要な措置を講ずるものとする。

24
25 (3) 調査等における技術的な能力の審査の実施、調査等の性格等
26 に応じた入札及び契約の方法等
27 調査等の契約に当たっては、競争参加者の技術的能力の審査や中
28 長期的な技術的能力の確保に関する審査の実施により、その品質を
29 確保する必要がある。また、発注者は、調査等の内容に照らして技
30 術的な工夫の余地が小さい場合を除き、競争参加者に対して技術提
31 案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるよう
32 にすることが必要である。この場合、公共工事に関する調査等は、
33 公共工事の目的や個々の調査等の特性に応じて評価の特性も異なる
34 ことから、求める品質の確保が可能となるよう、調査等の性格、地
35 域の実情等に応じ、適切な入札及び契約の方式を採用するものとす

このような観点から、公共工事に関する調査及び設計についても
工事と同様に発注関係事務の環境整備に努めるとともに、調査及
び設計の契約に当たっては、競争参加者の技術的能力を審査するこ
とにより、その品質を確保する必要がある。また、発注者は、調査
及び設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き
、競争参加者に対して技術提案を求め、価格と品質が総合的に優れ
た内容の契約がなされるようにすることが必要である。この場合、
公共工事に関する調査及び設計は、公共工事の目的や個々の調査及
び設計の特性に応じて評価の特性も異なることから、求める品質の
確保が可能となるよう、業務の性格、地域の実情等に応じ、適切な

第8条第3項（調査等）

令和元年附帯決議四

第12条及び第13条（調査等）

第15条第1項（調査等）

適切な方法の選択
⇒第14条（調査等）

る。
なお、調査等における入札及び契約の方法の導入に当たっては、
談合などの弊害が生ずることのないよう、その防止について十分配
慮するとともに、入札及び契約の手續における透明性、公正性、必
要かつ十分な競争性を確保するなどの必要な措置を講ずるものとす
る。

また、調査等は、その成果が、調査等を実施する者の能力に影響
される特性を有していることから、発注者は、技術的能力の審査や
技術提案の審査・評価に際して、当該調査等に配置が予定される技
術者の経験又は有する資格、その成績評定結果を適切に審査・評価
することが必要である。また、その審査・評価について説明責任を
有していることにも留意するものとする。このため、国は、配置が
予定される者の能力が、その者の有する資格等により適切に評価さ
れ、十分活用されるよう、これらに係る資格等の評価について検討
を進め、必要な措置を講ずるものとする。

なお、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容
に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者
の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないように
すること等、発注者はその取扱いに留意するものとする。

当該調査等の内容が、工夫の余地が小さい場合や単純な作業に近
い場合等必ずしも技術提案を求める必要がない場合においても、競
争に参加する者の選定に際し、その業務実績、業務成績、業務を担
当する予定の技術者の能力等を適切に審査するものとする。

内容が技術的に高度である調査等又は専門的な技術が要求される
調査等であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方
が優れた成果を期待できる場合等においては、プロポーザル方式を
採用するよう努めるとともに、競争に付する場合と同様に技術提案
の審査・評価を適切に行い、また、その審査・評価について説明責
任を有していることにも留意するものとする。

発注者は、調査等の適正な履行を確保するため、発注者として行
う指示、承諾、協議等や完了の確認を行うための検査を適切に行う
とともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評
定を行うものとする。その際、映像や三次元データなど情報通信技
術の活用を図るとともに、必要に応じて専門的な知識や技術を有す

入札及び契約の方式を採用するよう努めるものとする。

また、調査及び設計は、その成果が、業務を実施する者の能力に
影響される特性を有していることから、発注者は、技術的能力の審
査や技術提案の審査・評価に際して、当該業務に配置が予定される
技術者の経験又は有する資格、その成績評定結果を適切に審査・評
価することが必要である。また、その審査・評価について説明責任
を有していることにも留意するものとする。このため、国は、配置
が予定される者の能力が、その者の有する資格等により適切に評価
され、十分活用されるよう、これらに係る資格等の評価について検
討を進め、必要な措置を講ずるものとする。

なお、技術提案が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案
内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提
案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないよ
うにすること等、発注者はその取扱いに留意するものとする。

当該調査及び設計の内容が、工夫の余地が小さい場合や単純な作
業に近い場合等必ずしも技術提案を求める必要がない場合におい
ても、競争に参加する者の選定に際し、その業務実績、業務成績、業
務を担当する予定の技術者の能力等を適切に審査するよう努めるも
のとする。

発注者は、調査及び設計の適正な履行を確保するため、発注者と
して行う指示、承諾、協議等や完了の確認を行うための検査を適切
に行うとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、
成績評定を行うものとする。成績評定の結果は、業務を遂行するの
にふさわしい者を選定するに当たって重要な役割を果たすことから

(※選択の対象⇒第 15 条～
第 20 条)
平成 26 年附帯決議三 (調査
等)

第 12 条及び第 15 条第 3 項
～第 5 項 (調査等)

第 24 条 (調査等)

第 12 条 (調査等)

プロポーザル方式の選択
⇒第 15 条第 6 項及び第 7 項
(調査等)

第 7 条第 1 項第 8 号 (調査
等)

1 る第三者による調査等が適正に実施されているかどうかの確認の結
2 果の活用を図るよう努めるものとする。成績評定の結果は、業務を
3 遂行するのにふさわしい者を選定するに当たって重要な役割を果た
4 すことから、国と地方公共団体との連携により、調査等の特性を考
5 慮した評定項目及び評価方法の標準化を進めるとともに、発注者は
6 、業務内容や成績評定の結果等のデータベース化を進め、相互に活
7 用するよう努めるものとする。また、調査等の成果は、公共工事の
8 品質確保のため、適切に保存するよう努めるものとする。

9 なお、落札者の決定に反映された技術提案に基づく成果について
10 は、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにする
11 とともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合
12 の措置について契約上取り決めておくものとする。

14 9 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

16 (1) 国・都道府県による支援

17 各発注者は、自らの発注体制を十分に把握し、積算、監督・検査
18 、工事成績評定、技術提案の審査等の発注関係事務を適切に実施す
19 ることができるよう、体制の整備に努めるものとする。また、工事
20 等の内容が高度であるために積算、監督・検査、技術提案の審査が
21 できないなど発注関係事務を適切に実施することが困難である場合
22 においては、発注者の責任のもと、発注関係事務を実施することが
23 できる者の活用や発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行
24 う能力を有する者の活用（CM（コンストラクション・マネジメン
25 ト）方式等）に努めるものとする。

26 このような発注者に対して、国及び都道府県は、地方公共団体に
27 対して次のような措置を講ずるよう努めるものとする。

28 イ 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するた
29 め、講習会の開催や国・都道府県が実施する研修への職員の受入
30 れを行う。

31 ロ 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘
32 案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行う。

33 ハ 発注関係事務を適切に実施することができる者及び発注関係事
34 務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用を
35 促進するため、発注者による発注関係事務や当該事務に関する助

、国と地方公共団体との連携により、調査及び設計の特性を考慮し
た評定項目及び評価方法の標準化を進めるとともに、発注者は、業
務内容や成績評定の結果等のデータベース化を進め、相互に活用す
るよう努めるものとする。また、調査及び設計の成果は、公共工事
の品質確保のため、適切に保存するよう努めるものとする。

なお、落札者の決定に反映された技術提案に基づく成果について
は、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにする
とともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合
の措置について契約上取り決めておくものとする。

9 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

(1) 国・都道府県による支援

各発注者は、自らの発注体制を十分に把握し、積算、監督・検査
、工事成績評定、技術提案の審査等の発注関係事務を適切に実施す
ることができるよう、体制の整備に努めるものとする。また、工事
の内容が高度であるために積算、監督・検査、技術提案の審査がで
きないなど発注関係事務を適切に実施することが困難である場合に
おいては、発注者の責任のもと、発注関係事務を実施することがで
きる者の能力を活用するよう努めるものとする。

このような発注者に対して、国及び都道府県は次のような措置を
講ずるよう努めるものとする。

イ 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するた
め、講習会の開催や国・都道府県が実施する研修への職員の受入
れを行う。

ロ 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘
案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行う。

ハ 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用を促進す
るため、発注者による発注関係事務を公正に行うことができる条
件を備えた者の適切な評価及び選定に関して協力するとともに、

第7条第2項（調査等）

第21条第1項（工事・調査等）

第21条第4項（工事・調査等）

1 言その他の援助を公正に行うことができる条件を備えた者の適切
2 な評価及び選定に関して協力するとともに、発注者間での連携体
3 制を整備する。

4 ニ 発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提
5 供等を行う。

6
7 (2) 国・都道府県以外の者の活用

8 国・都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を
9 行わせる場合は、その者が、公正な立場で、継続して円滑に発注関
10 係事務を遂行することができる組織であること、その職員が発注関
11 係事務を適切に実施することができる知識・経験を有していること
12 等が必要である。

13 このため、国・都道府県は、公正な立場で継続して円滑に発注関
14 係事務を遂行することができる組織や、発注関係事務を適切に実施
15 することができる知識・経験を有している者を適切に評価すること
16 により、公共工事等を発注する地方公共団体等が発注関係事務の全
17 部又は一部を行うことができる者の選定を支援するものとする。

18
19 10 公共工事の目的物の適切な維持管理の実施

20
21 各地で頻発する自然災害や老朽化に的確に対応し国民の安全・安
22 心を確保するとともに、公共工事の目的物の中長期的な維持管理等
23 を含めたトータルコストの縮減や予算の平準化を図る観点から、公
24 共工事の品質確保に当たっては、公共工事の目的物に対する点検、
25 診断、維持、修繕等の維持管理を適切に実施することが重要である
26 。

27 このため、国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的
28 物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよ
29 う、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当
30 該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよ
31 う努めるものとする。なお、当該目的物の維持管理に関し、他の法
32 令等で規定があるものについては、その規定に従って適切に維持管
33 理を実施するものとする。

34
35 11 施策の進め方

発注者間での連携体制を整備する。

ニ 発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提
供等を行う。

(2) 国・都道府県以外の者の活用

国・都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を
行わせる場合は、その者が、公正な立場で、継続して円滑に発注関
係事務を遂行することができる組織であること、その職員が発注関
係事務を適切に実施することができる知識・経験を有していること
等が必要である。

このため、国・都道府県は、公正な立場で継続して円滑に発注関
係事務を遂行することができる組織や、発注関係事務を適切に実施
することができる知識・経験を有している者を適切に評価すること
により、公共工事等を発注する地方公共団体等が発注関係事務の全
部又は一部を行うことができる者の選定を支援するものとする。

(新設)

10 施策の進め方

第21条第4項(工事・調査
等)

第7条第5項

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

基本方針に規定する公共工事の品質確保に関する総合的な施策の策定及びその実施に当たっては、国及び地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力し、法第3条の基本理念の実現を図る必要がある。また、その効率的かつ確実な実施のためには、各発注者の体制等に鑑み、これを段階的かつ計画的に着実に推進していくことが必要である。

このため、国は、法第3条の基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針を定めるとともに、当該指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表するものとする。

各発注者は、公共工事の品質確保や適切な発注関係事務の実施に向け、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成・確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。

さらには、社会インフラの整備及び維持管理の実施や災害の頻発に的確に対応するとともに、公共工事の品質確保に係る取組を推進するため、国及び地方公共団体等は、技術者の確保、育成を含む体制の強化を図るものとする。

国は、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言、情報提供その他の援助を行うよう努めるものとする。また、地方公共団体において財源や人材に不足が生じないよう、必要な支援を行うものとする。

基本方針に規定する公共工事の品質確保に関する総合的な施策の策定及びその実施に当たっては、国及び地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力し、基本理念の実現を図る必要がある。また、その効率的かつ確実な実施のためには、各発注者の体制等にかんがみ、これを段階的かつ計画的に着実に推進していくことが必要である。

このため、国は、基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針を定めるとともに、当該指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表するものとする。

また、国は、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言、情報提供その他の援助を行うよう努めるものとする。【下記に再掲】

さらに、各発注者は、公共工事の品質確保や適切な発注関係事務の実施に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。

また、国は、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言、情報提供その他の援助を行うよう努めるものとする。【再掲】

第6条及び第11条

第22条

第7条第3項
令和元年附帯決議六

令和元年附帯決議六

第23条

令和元年附帯決議六

公共工事の入札及び契約の適正化を 図るための措置に関する指針 改正案について

改正案の概要（令和元年8月）

適正化指針とは

入契法（※1）に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定

- 発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表
- 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請

（※1）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- 改正入契法において、入札契約適正化の柱として、施工に必要な工期の確保、施工の時期の平準化を図ることが追加
- 適正な工期の設定、施工の時期の平準化等を発注者責務として規定する品確法（※2）の改正法が成立

（※2）公共工事の品質確保の促進に関する法律

改正のポイント

I. 施工に必要な工期の確保

施工に必要な工期を確保するため、工期の設定に係る考慮事項として、**工事の規模及び難易度等に加え、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数**などを規定

II. 施工時期の平準化の推進

施工時期の平準化を図るため、**計画的な発注や中長期的な発注見通しの作成・公表、繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期の設定**などの措置を講ずることを規定

III. その他、品確法の改正等を踏まえての反映

品確法の改正を踏まえ、公共工事の入札契約の適正化を図る観点から、**災害時における緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用**、工事検査等における**情報通信技術の活用**等の事項について追記するとともに、担い手確保のための**処遇改善の取組**などについて追記

「適正化指針」の改正のポイント

I. 施工に必要な工期の確保

（下線部：今回の改正による主な追加事項／赤字：ポイント）

- 工事の施工に当たっては、用地取得や建築確認等の準備段階から、施工段階、工事の完成検査や仮設工作物の撤去といった後片付け段階まで各工程ごとに考慮されるべき事項があり、根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることであり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。
- 公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。
- また、公共工事品質確保法第7条第1項第6号においても、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期を設定することが発注者の責務とされているところである。
- そのため、工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。
 - イ 公共工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）
 - ロ 建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調達、現地調査等、現場事務所の設置等の準備期間
 - ハ 工事完成後の自主検査、清掃等を含む後片付け期間
 - ニ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数
 - ホ 用地取得や建築確認、道路管理者との調整等、工事着手前に発注者が対応すべき事項がある場合には、その 手続に要する期間
 - ヘ 過去の同種類似工事において当初の見込みよりも長い工期を要した実績が多いと認められる場合には、当該 工期の実績
- 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うものとする。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。

II. 施工の時期の平準化の推進

（下線部：今回の改正による主な追加事項／赤字：ポイント）

- 公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が多くなる傾向にある。工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながるものが懸念される。また、資材、機材等についても、閑散期には余剰が生じ、繁忙期には需要が高くなることによって円滑な調達が困難となる等の弊害が見受けられるところである。
- 公共工事の施工の時期の平準化が図られることは、年間を通じた工事量が安定することで公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。
- このため、計画的に発注を行うとともに、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定など次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずることにより、施工の時期の平準化を図るものとする。

①債務負担行為の活用

②柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

③速やかな繰越手続（繰越明許費の活用）

④積算の前倒し

⑤早期執行のための目標設定

Ⅲ. その他、品確法の改正等を踏まえての反映

（下線部：今回の改正による主な追加事項／赤字：ポイント）

○品確法の改正を踏まえ、公共工事の入札契約の適正化を図るものとして、下記の事項について追記

①「災害時の緊急対応への充実強化」関係

- ・災害応急対策又は災害復旧に関する工事においては、随意契約や指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じて適切な入札及び契約の方法を選択するものとする。
- ・予定価格の設定に当たっては、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うものとする。
- ・災害により適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、当該入札に係る工事の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定めるよう努めるものとする。

②「生産性の向上」関係

- ・公共工事の検査並びに施工状況の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を図るとともに、専門的な知識又は技術を有するものによる、工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めるものとする。

③「その他」関係

- ・地盤の状況に関する情報その他の工事に必要な情報について、発注者、設計者及び施工者の三者間での把握・共有等の取組を推進するものとする。
- ・発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保が必要。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）
新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前（最終変更：平成26年9月30日閣議決定）	備考
<p>公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針</p> <p>国は、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「適正化指針」という。）を次のように定め、これに従い、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>なお、法第2条第1項に規定する特殊法人等（以下「特殊法人等」という。）は、その主たる業務を遂行するため建設工事を発注することが業務規定から見て明らかであり、かつ、当該主たる業務に係る建設工事を発注を近年実際に行っているものとして公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第1条に定められているものであるが、適正化指針に定める措置が的確に講じられるよう、所管する大臣は当該特殊法人等を適切に監督するとともに、特殊法人等以外の法人が発注する建設工事についても入札及び契約の適正化を図る観点から、当該法人を所管する大臣又は地方公共団体の長は、法の趣旨を踏まえ、法及び適正化指針の内容に沿った取組を要請するものとする。</p>	<p>公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針</p> <p>国は、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「適正化指針」という。）を次のように定め、これに従い、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>なお、法第2条第1項に規定する特殊法人等（以下「特殊法人等」という。）は、その主たる業務を遂行するため建設工事を発注することが業務規定から見て明らかであり、かつ、当該主たる業務に係る建設工事を発注を近年実際に行っているものとして公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第1条に定められているものであるが、適正化指針に定める措置が的確に講じられるよう、所管する大臣は当該特殊法人等を適切に監督するとともに、特殊法人等以外の法人が発注する建設工事についても入札及び契約の適正化を図る観点から、当該法人を所管する大臣又は地方公共団体の長は、法の趣旨を踏まえ、法及び適正化指針の内容に沿った取組を要請するものとする。</p>	

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34

第1 適正化指針の基本的考え方

公共工事は、その多くが経済活動や国民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであり、その入札及び契約に関してい
やしくも国民の疑惑を招くことのないようにするとともに、適
正な施工を確保し、良質な社会資本の整備が効率的に推進され
るようにすることが求められる。公共工事の受注者の選定や工
事の施工に関して不正行為が行われれば、公共工事に対する国
民の信頼が大きく揺らぐとともに、不良・不適格業者が介在し、
公共工事を請け負う建設業の健全な発達にも悪影響を与えかね
ない。

公共工事に対する国民の信頼は、公共工事の入札及び契約の
適正化が各省各庁の長等を通じて統一的、整合的に行われるこ
とによって初めて確保しうるものである。また、公共工事の発
注は、国、特殊法人等及び地方公共団体といった様々な主体に
よって行われているが、その受注者はいずれも建設業者（建設
業を営む者を含む。以下同じ。）であって、公共工事に係る不
正行為の防止に関する建設業者の意識の確立と建設業の健全な
発達を図る上では、各発注者が統一的、整合的に入札及び契約
の適正化を図っていくことが不可欠である。適正化指針は、こ
うした考え方の下に、法第17条第1項の規定に基づき、各省
各庁の長等が統一的、整合的に公共工事の入札及び契約の適正
化を図るため取り組むべきガイドラインとして定められるもの
である。

各省各庁の長等は、公共工事の目的物である社会資本等が確
実に効用を発揮するよう公共工事の品質を将来にわたって確保
すること、限られた財源を効率的に活用し適正な価格で公共工
事を実施すること、公共工事に従事する者の労働時間その他の
労働条件が適正に確保されるよう必要な工期の確保及び施工の
時期の平準化を図ること、受注者の選定等適正な手続により公
共工事を実施することを責務として負っており、こうした責務
を的確に果たしていくためには、価格と品質で総合的に優れた
調達が公正・透明で競争性の高い方式により実現されるよう、

第1 適正化指針の基本的考え方

公共工事は、その多くが経済活動や国民生活の基盤となる社
会資本の整備を行うものであり、その入札及び契約に関してい
やしくも国民の疑惑を招くことのないようにするとともに、適
正な施工を確保し、良質な社会資本の整備が効率的に推進され
るようにすることが求められる。公共工事の受注者の選定や工
事の施工に関して不正行為が行われれば、公共工事に対する国
民の信頼が大きく揺らぐとともに、不良・不適格業者が介在し、
公共工事を請け負う建設業の健全な発達にも悪影響を与えかね
ない。

公共工事に対する国民の信頼は、公共工事の入札及び契約の
適正化が各省各庁の長等を通じて統一的、整合的に行われるこ
とによって初めて確保しうるものである。また、公共工事の発
注は、国、特殊法人等及び地方公共団体といった様々な主体に
よって行われているが、その受注者はいずれも建設業者（建設
業を営む者を含む。以下同じ。）であって、公共工事に係る不
正行為の防止に関する建設業者の意識の確立と建設業の健全な
発達を図る上では、各発注者が統一的、整合的に入札及び契約
の適正化を図っていくことが不可欠である。適正化指針は、こ
うした考え方の下に、法第17条第1項の規定に基づき、各省
各庁の長等が統一的、整合的に公共工事の入札及び契約の適正
化を図るため取り組むべきガイドラインとして定められるもの
である。

各省各庁の長等は、公共工事の目的物である社会資本等が確
実に効用を発揮するよう公共工事の品質を将来にわたって確保
すること、限られた財源を効率的に活用し適正な価格で公共工
事を実施すること、受注者の選定等適正な手続により公共工事
を実施することを責務として負っており、こうした責務を的確
に果たしていくためには、価格と品質で総合的に優れた調達が
公正・透明で競争性の高い方式により実現されるよう、各省各
庁の長等が一体となって入札及び契約の適正化に取り組むこと
が不可欠である。

入契法
第17条第2項第5号

1 各省各庁の長等が一体となって入札及び契約の適正化に取り組
2 むことが不可欠である。

3 法第3条各号に掲げる、①入札及び契約の過程並びに契約の
4 内容の透明性の確保、②入札に参加しようとし、又は契約の相
5 手方になろうとする者の間の公正な競争の促進、③入札及び契
6 約からの談合その他の不正行為の排除の徹底、④その請負代金
7 の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約
8 の締結（以下「ダンピング受注」という。）の防止、⑤契約さ
9 れた公共工事の適正な施工の確保は、いずれも、各省各庁の長
10 等がこれらの責務を踏まえた上で一体となって取り組むべき入
11 札及び契約の適正化の基本原則を明らかにしたものであり、法
12 第17条に定めるとおり、適正化指針は、この基本原則に従っ
13 て定められるものである。

17 第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

18 1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の 19 確保に関する事項

20 (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公 21 表に関する事

22 入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札
23 及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対
24 してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不
25 可欠であることから、入札及び契約に係る情報については、
26 公表することを基本とし、法第2章に定めるもののほか、
27 次に掲げるものに該当するものがある場合（口に掲げるも
28 のにあつては、事後の契約において予定価格を類推させる
29 おそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務
30 若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場
31 合に限る。）においては、それについて公表することとす
32 る。この場合、各省各庁の長等において、法第2章に定め

法第3条各号に掲げる、①入札及び契約の過程並びに契約の
内容の透明性の確保、②入札に参加しようとし、又は契約の相
手方になろうとする者の間の公正な競争の促進、③入札及び契
約からの談合その他の不正行為の排除の徹底、④その請負代金
の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約
の締結（以下「ダンピング受注」という。）の防止、⑤契約さ
れた公共工事の適正な施工の確保は、いずれも、各省各庁の長
等がこれらの責務を踏まえた上で一体となって取り組むべき入
札及び契約の適正化の基本原則を明らかにしたものであり、法
第17条に定めるとおり、適正化指針は、この基本原則に従っ
て定められるものである。

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の 確保に関する事項

(1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公 表に関する事

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札
及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対
してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不
可欠であることから、入札及び契約に係る情報については、
公表することを基本とし、法第2章に定めるもののほか、
次に掲げるものに該当するものがある場合（口に掲げるも
のにあつては、事後の契約において予定価格を類推させる
おそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務
若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場
合に限る。）においては、それについて公表することとす
る。この場合、各省各庁の長等において、法第2章に定め

1 情報の公表に準じた方法で行うものとする。なお、公表
2 の時期については、令第4条第2項及び第7条第2項にお
3 いて個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した
4 後に遅滞なく公表することを原則としつつ、令第4条第2
5 項ただし書及び第7条第2項ただし書に掲げるものにあつ
6 ては契約締結前の公表を妨げないとしていることを踏ま
7 え、適切に行うこととする。

8 イ 競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点並び
9 に工事成績その他の各発注者による評点並びにこれらの
10 合計点数並びに当該合計点数に応じた競争参加者の順位
11 並びに各発注者が等級区分を定めた場合における区分の
12 基準

13 ロ 予定価格及びその積算内訳

14 ハ 低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた
15 場合における当該価格

16 ニ 低入札価格調査の要領及び結果の概要

17 ホ 公募型指名競争入札を行った場合における当該競争に
18 参加しようとした者の商号又は名称並びに当該競争入札
19 で指名されなかった者の商号又は名称及びその者を指名
20 しなかった理由

21 ヘ 入札及び契約の過程並びに契約の内容について意見の
22 具申等を行う第三者からなる機関に係る任務、委員構成、
23 運営方法その他の当該機関の設置及び運営に関すること
24 並びに当該機関において行った審議に係る議事の概要

25 ト 入札及び契約に関する苦情の申出の窓口及び申し出ら
26 れた苦情の処理手続その他の苦情処理の方策に関するこ
27 と並びに苦情を申し出た者の名称、苦情の内容及びその
28 処理の結果

29 チ 指名停止（一般競争入札において一定期間入札参加を
30 認めない措置を含む。以下同じ。）を受けた者の商号又
31 は名称並びに指名停止の期間及び理由

32 リ 工事の監督・検査に関する基準

33 ヌ 工事の技術検査に関する要領

34 ル 工事の成績の評定要領

情報の公表に準じた方法で行うものとする。なお、公表
の時期については、令第4条第2項及び第7条第2項にお
いて個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した
後、遅滞なく、公表することを原則としていることを踏ま
え、適切に行うこととする。

イ 競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点並び
に工事成績その他の各発注者による評点並びにこれらの
合計点数並びに当該合計点数に応じた競争参加者の順位
並びに各発注者が等級区分を定めた場合における区分の
基準

ロ 予定価格及びその積算内訳

ハ 低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた
場合における当該価格

ニ 低入札価格調査の要領及び結果の概要

ホ 公募型指名競争入札を行った場合における当該競争に
参加しようとした者の商号又は名称並びに当該競争入札
で指名されなかった者の商号又は名称及びその者を指名
しなかった理由

ヘ 入札及び契約の過程並びに契約の内容について意見の
具申等を行う第三者からなる機関に係る任務、委員構成、
運営方法その他の当該機関の設置及び運営に関すること
並びに当該機関において行った審議に係る議事の概要

ト 入札及び契約に関する苦情の申出の窓口及び申し出ら
れた苦情の処理手続その他の苦情処理の方策に関するこ
と並びに苦情を申し出た者の名称、苦情の内容及びその
処理の結果

チ 指名停止（一般競争入札において一定期間入札参加を
認めない措置を含む。以下同じ。）を受けた者の商号又
は名称並びに指名停止の期間及び理由

リ 工事の監督・検査に関する基準

ヌ 工事の技術検査に関する要領

ル 工事の成績の評定要領

- 1 ヲ 談合情報を得た場合等の取扱要領
2 ワ 施工体制の把握のための要領

3
4 (2) 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること

5
6
7 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であることから、各省各庁の長等は、競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等について定期的に報告を徴収し、その内容の審査及び意見の具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする。

8
9
10 第三者機関の構成員については、その趣旨を勘案し、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者とするものとする。

11
12 第三者機関においては、各々の各省各庁の長等が発注した公共工事に関し、次に掲げる事務を行うものとする。

13
14 イ 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。

15
16 ロ 当該第三者機関又はその構成員が抽出し、又は指定した公共工事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名及び落札者決定の経緯等について審議を行うこと。

17
18 ハ イ及びロの事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及び契約の理由、指名及び落札者決定の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、各省各庁の長等に対して意見の具申を行うこと。

19
20 各省各庁の長等は、第三者機関が公共工事の入札及び契約に関し意見の具申を行ったときは、これを尊重し、その趣旨に沿って入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 21 ヲ 談合情報を得た場合等の取扱要領
22 ワ 施工体制の把握のための要領

23
24 (2) 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること

25
26 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であることから、各省各庁の長等は、競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等について定期的に報告を徴収し、その内容の審査及び意見の具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする。

27
28 第三者機関の構成員については、その趣旨を勘案し、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者とするものとする。

29
30 第三者機関においては、各々の各省各庁の長等が発注した公共工事に関し、次に掲げる事務を行うものとする。

31 イ 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。

32 ロ 当該第三者機関又はその構成員が抽出し、又は指定した公共工事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名及び落札者決定の経緯等について審議を行うこと。

33 ハ イ及びロの事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及び契約の理由、指名及び落札者決定の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、各省各庁の長等に対して意見の具申を行うこと。

34 各省各庁の長等は、第三者機関が公共工事の入札及び契約に関し意見の具申を行ったときは、これを尊重し、その趣旨に沿って入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

1 第三者機関の設置又は運営については、あらかじめ各省
2 各庁の長等において明確に定め、これを公表するものとする。
3 また、第三者機関の活動状況については、審議に係る
4 議事の概要その他必要な資料を公表することにより透明性
5 を確保するものとする。

6 第三者機関については、各省各庁の長等が各々設けるこ
7 とを基本とするが、それが必ずしも効率的とは認められな
8 い場合もあるので、状況に応じて、規模の小さい市町村や
9 特殊法人等においては第三者機関を共同で設置すること、
10 地方公共団体においては地方自治法（昭和22年法律第6
11 7号）第195条に規定する監査委員を活用するなど既存
12 の組織を活用すること等により、適切に方策を講ずるもの
13 とする。

14 この場合においては、既存の組織が公共工事の入札及び
15 契約についての審査その他の事務を適切に行えるよう、必
16 要に応じ組織・運営の見直しを行うものとする。

17
18 2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になら
19 うとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

20
21 (1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善
22 に関すること

23
24 公共工事の入札及び契約は、その目的物である社会資本
25 等の整備を的確に行うことのできる施工能力を有する受注
26 者を確実に選定するための手続であり、各省各庁の長等は、
27 公正な競争環境のもとで、良質な社会資本の整備が効率的
28 に行われるよう、公共工事の品質確保の促進に関する法律
29 （平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」
30 という。）等に基づき、工事の性格、地域の実情等を踏ま
31 えた適切な入札及び契約の方法の選択と、必要な条件整備
32 を行うものとする。
33
34

第三者機関の設置又は運営については、あらかじめ各省
各庁の長等において明確に定め、これを公表するものとする。
また、第三者機関の活動状況については、審議に係る
議事の概要その他必要な資料を公表することにより透明性
を確保するものとする。

第三者機関については、各省各庁の長等が各々設けるこ
とを基本とするが、それが必ずしも効率的とは認められな
い場合もあるので、状況に応じて、規模の小さい市町村や
特殊法人等においては第三者機関を共同で設置すること、
地方公共団体においては地方自治法（昭和22年法律第6
7号）第195条に規定する監査委員を活用するなど既存
の組織を活用すること等により、適切に方策を講ずるもの
とする。

この場合においては、既存の組織が公共工事の入札及び
契約についての審査その他の事務を適切に行えるよう、必
要に応じ組織・運営の見直しを行うものとする。

2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になら
うとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

(1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善
に関すること

公共工事の入札及び契約は、その目的物である社会資本
等の整備を的確に行うことのできる施工能力を有する受注
者を確実に選定するための手続であり、各省各庁の長等は、
公正な競争環境のもとで、良質な社会資本の整備が効率的
に行われるよう、公共工事の品質確保の促進に関する法律
（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」
という。）等に基づき、工事の性格、地域の実情等を踏ま
えた適切な入札及び契約の方法の選択と、必要な条件整備
を行うものとする。

1 ①一般競争入札の適切な活用

2 一般競争入札は、手続の客観性が高く発注者の裁量の
3 余地が少ないこと、手続の透明性が高く第三者による監
4 視が容易であること、入札に参加する可能性のある潜在
5 的な競争参加者の数が多く競争性が高いことから、公共
6 工事の入札及び契約において不正が起きにくいなどの特
7 徴を有している。

8 一般競争入札は、これらの点で大きなメリットを有し
9 ているが、一方で、その運用次第では、個別の入札にお
10 ける競争参加資格の確認に係る事務量が大きいこと、不
11 良・不適格業者の排除が困難であり、施工能力に欠ける
12 者が落札し、公共工事の質の低下をもたらすおそれがある
13 こと、建設投資の減少と相まって、受注競争を過度に
14 激化させ、ダンピング受注を招いてきたこと等の側面も
15 ある。これまで、一般競争入札は、主として一定規模以
16 上の工事を中心に広く拡大してきたところである。各省
17 各庁の長等においては、こうした一般競争入札の性格及
18 び一般競争入札が原則とされていることを踏まえ、対象
19 工事の見直し等により一般競争入札の適切な活用を図る
20 もとする。

21 また、指名競争入札については、信頼できる受注者を
22 選定できること、一般競争入札に比して手続が簡易であ
23 り早期に契約できること、監督に係る事務を簡素化でき
24 ること等の利点を有する一方、競争参加者が限定される
25 こと、指名が恣意的に行われた場合の弊害も大きいこと
26 等から、指名に係る手続の透明性を高め、公正な競争を
27 促進することが要請される。このため、各省各庁の長等
28 は、引き続き指名競争入札を実施する場合には、公正な
29 競争の促進を図る観点から、指名基準を策定し、及び公
30 表した上で、これに従い適切に指名を行うものとするが、
31 この場合であっても、公共工事ごとに入札参加意欲を確
32 認し、当該公共工事の施工に係る技術的特性等を把握す
33 るための簡便な技術資料の提出を求めた上で指名を行
34 う、いわゆる公募型指名競争入札等を積極的に活用する

①一般競争入札の適切な活用

一般競争入札は、手続の客観性が高く発注者の裁量の
余地が少ないこと、手続の透明性が高く第三者による監
視が容易であること、入札に参加する可能性のある潜在
的な競争参加者の数が多く競争性が高いことから、公共
工事の入札及び契約において不正が起きにくいなどの特
徴を有している。

一般競争入札は、これらの点で大きなメリットを有し
ているが、一方で、その運用次第では、個別の入札にお
ける競争参加資格の確認に係る事務量が大きいこと、不
良・不適格業者の排除が困難であり、施工能力に欠ける
者が落札し、公共工事の質の低下をもたらすおそれがある
こと、建設投資の減少と相まって、受注競争を過度に
激化させ、ダンピング受注を招いてきたこと等の側面も
ある。これまで、一般競争入札は、主として一定規模以
上の工事を中心に広く拡大してきたところである。各省
各庁の長等においては、こうした一般競争入札の性格及
び一般競争入札が原則とされていることを踏まえ、対象
工事の見直し等により一般競争入札の適切な活用を図る
ものとする。

また、指名競争入札については、信頼できる受注者を
選定できること、一般競争入札に比して手続が簡易であ
り早期に契約できること、監督に係る事務を簡素化でき
ること等の利点を有する一方、競争参加者が限定される
こと、指名が恣意的に行われた場合の弊害も大きいこと
等から、指名に係る手続の透明性を高め、公正な競争を
促進することが要請される。このため、各省各庁の長等
は、引き続き指名競争入札を実施する場合には、公正な
競争の促進を図る観点から、指名基準を策定し、及び公
表した上で、これに従い適切に指名を行うものとするが、
この場合であっても、公共工事ごとに入札参加意欲を確
認し、当該公共工事の施工に係る技術的特性等を把握す
るための簡便な技術資料の提出を求めた上で指名を行
う、いわゆる公募型指名競争入札等を積極的に活用する

1 ものとする。また、指名業者名の公表時期については、
2 入札前に指名業者名が明らかになると入札参加者間での
3 談合を助長しやすいとの指摘があることを踏まえ、各省
4 各庁の長等は、指名業者名の事後公表の拡大に努めるも
5 のとする。
6

7 ②総合評価落札方式の適切な活用等

8 総合評価落札方式は、公共工事品質確保法に基づき、
9 価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を
10 決定するものであり、価格と品質が総合的に優れた公共
11 調達を行うことができる落札者決定方式である。一方で、
12 総合評価落札方式の実施に当たっては、発注者による競
13 争参加者の施工能力及び技術提案の審査及び評価におけ
14 る透明性及び公正性の確保が特に求められ、さらには発
15 注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を図ることも必
16 要である。各省各庁の長等はこうした総合評価落札方式
17 の性格を踏まえ、工事の性格等に応じた適切な活用を図
18 るものとする。

19 その際には、評価基準や実施要領の整備、総合評価の
20 結果の公表及び具体的な評価内容の通知を行うほか、落
21 札者決定基準等について、小規模な市町村等においては
22 都道府県が委嘱した第三者の共同活用も図りつつ、効率
23 よく学識経験者等の第三者の意見を反映させるための方
24 策を講ずるものとする。また、公共工事品質確保法第1
25 6条に基づく段階的選抜方式を活用すること等により、
26 技術提案やその審査及び評価に必要な発注者及び競争参
27 加者双方の事務量の軽減を図るなど、総合評価落札方式
28 の円滑な実施に必要な措置を適切に講じるものとする。

29 総合評価の評価項目としては、当該工事の施工計画や
30 当該工事に係る技術提案等の評価項目のほか、過去の同
31 種・類似工事の実績及び成績、配置予定技術者の資格及
32 び経験などの競争参加者の施工能力、災害時の迅速な対
33 応等の地域及び工事の特性に応じた評価項目など、当該
34 工事の施工に関係するものであって評価項目として採用

ものとする。また、指名業者名の公表時期については、
入札前に指名業者名が明らかになると入札参加者間での
談合を助長しやすいとの指摘があることを踏まえ、各省
各庁の長等は、指名業者名の事後公表の拡大に努めるも
のとする。

②総合評価落札方式の適切な活用等

総合評価落札方式は、公共工事品質確保法に基づき、
価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を
決定するものであり、価格と品質が総合的に優れた公共
調達を行うことができる落札者決定方式である。一方で、
総合評価落札方式の実施に当たっては、発注者による競
争参加者の施工能力及び技術提案の審査及び評価におけ
る透明性及び公正性の確保が特に求められ、さらには発
注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を図ることも必
要である。各省各庁の長等はこうした総合評価落札方式
の性格を踏まえ、工事の性格等に応じた適切な活用を図
るものとする。

その際には、評価基準や実施要領の整備、総合評価の
結果の公表及び具体的な評価内容の通知を行うほか、落
札者決定基準等について、小規模な市町村等においては
都道府県が委嘱した第三者の共同活用も図りつつ、効率
よく学識経験者等の第三者の意見を反映させるための方
策を講ずるものとする。また、公共工事品質確保法第1
6条に基づく段階的選抜方式を活用すること等により、
技術提案やその審査及び評価に必要な発注者及び競争参
加者双方の事務量の軽減を図るなど、総合評価落札方式
の円滑な実施に必要な措置を適切に講じるものとする。

総合評価の評価項目としては、当該工事の施工計画や
当該工事に係る技術提案等の評価項目のほか、過去の同
種・類似工事の実績及び成績、配置予定技術者の資格及
び経験などの競争参加者の施工能力、災害時の迅速な対
応等の地域及び工事の特性に応じた評価項目など、当該
工事の施工に関係するものであって評価項目として採用

1 することが合理的なものについて、必要に応じて設定す
2 ることとする。

3 公共工事を受注する建設業者の技術開発を促進し、併
4 せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用
5 により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な
6 場合においては、各省各庁の長等は、入札段階で施工方
7 法等の技術提案を受け付ける入札時VE（バリュー・エ
8 ンジニアリング）方式、施工段階で施工方法等の技術提
9 案を受け付ける契約後VE方式、入札時に設計案等の技
10 術提案を受け付け、設計と施工を一括して発注する設計
11 ・施工一括発注方式等民間の技術提案を受け付ける入札
12 及び契約の方式の活用に努めるものとする。

13 ③地域維持型契約方式

14 建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本等の維持管
15 理のために必要な工事のうち、災害応急対策、除雪、修
16 繕、パトロールなどの地域維持事業を担ってきた地域の
17 建設業者の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、
18 事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難と
19 なり、地域における最低限の維持管理までもが困難とな
20 る地域が生じかねない。地域の維持管理は、将来にわた
21 って効率的かつ持続的に行われる必要があり、入札及び
22 契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要で
23 ある。

24 このため、地域維持業務に係る経費の積算において、
25 事業の実施に実際に要する経費を適切に費用計上すると
26 ともに、地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必
27 要がある場合には、人員や機械等の効率的運用と必要な
28 施工体制の安定的な確保を図る観点から、地域の実情を
29 踏まえつつ、公共工物品質確保法第20条に基づき次の
30 ような契約方式を活用するものとする。

31 1) 複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単
32 位や、複数年の契約単位とするなど、従来よりも包括
33 的に一の契約の対象とする。
34

することが合理的なものについて、必要に応じて設定す
ることとする。

公共工事を受注する建設業者の技術開発を促進し、併
せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用
により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な
場合においては、各省各庁の長等は、入札段階で施工方
法等の技術提案を受け付ける入札時VE（バリュー・エ
ンジニアリング）方式、施工段階で施工方法等の技術提
案を受け付ける契約後VE方式、入札時に設計案等の技
術提案を受け付け、設計と施工を一括して発注する設計
・施工一括発注方式等民間の技術提案を受け付ける入札
及び契約の方式の活用に努めるものとする。

③地域維持型契約方式

建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本等の維持管
理のために必要な工事のうち、災害応急対策、除雪、修
繕、パトロールなどの地域維持事業を担ってきた地域の
建設業者の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、
事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難と
なり、地域における最低限の維持管理までもが困難とな
る地域が生じかねない。地域の維持管理は、将来にわた
って効率的かつ持続的に行われる必要があり、入札及び
契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要で
ある。

このため、地域維持業務に係る経費の積算において、
事業の実施に実際に要する経費を適切に費用計上すると
ともに、地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必
要がある場合には、人員や機械等の効率的運用と必要な
施工体制の安定的な確保を図る観点から、地域の実情を
踏まえつつ、公共工物品質確保法第20条に基づき次の
ような契約方式を活用するものとする。

1) 複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単
位や、複数年の契約単位とするなど、従来よりも包括
的に一の契約の対象とする。

1 2) 実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスするこ
2 とが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者と
3 し、必要に応じ、地域の維持管理に不可欠な事業につ
4 き、地域の建設業者が継続的な協業関係を確保するこ
5 とによりその実施体制を安定確保するために結成され
6 る建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体）や事
7 業協同組合等とする。

2) 実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスするこ
とが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者と
し、必要に応じ、地域の維持管理に不可欠な事業につ
き、地域の建設業者が継続的な協業関係を確保するこ
とによりその実施体制を安定確保するために結成され
る建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体）や事
業協同組合等とする。

9 ④災害復旧等における入札及び契約の方法
10 災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工
11 が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手するこ
12 とが求められる。
13 このため、災害応急対策又は災害復旧に関する工事に
14 においては、公共工事品質確保法第7条第1項第3号に基
15 づき、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、次
16 のように会計法（昭和22年法律第35号）や地方自治
17 法施行令（昭和22年政令第16号）等に規定される随
18 意契約や指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じて
19 適切な入札及び契約の方法を選択するものとする。
20 1) 災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工
21 事のうち、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、
22 緊急の必要により競争に付することができないものに
23 あっては、随意契約（会計法第29条の3第4項又は
24 地方自治法施行令第167条の2）を活用する。
25 2) 災害復旧に関する工事のうち、随意契約によらない
26 ものであって、一般競争入札に付する時間的余裕がな
27 いものにあっては、指名競争入札（会計法第29条の
28 3第3項又は地方自治法施行令第167条）を活用す
29 る。

品確法
第7条第1項第3号

31 ⑤一般競争入札及び総合評価落札方式の活用に必要な条件
32 整備
33 公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入
34 札の活用に伴う諸問題に対応し、公正かつ適切な競争が

④一般競争入札及び総合評価落札方式の活用に必要な条件
整備
公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入
札の活用に伴う諸問題に対応し、公正かつ適切な競争が

行われるようにするため、必要な条件整備を行うものとする。

1) 適切な競争参加資格の設定等

競争参加資格の設定は、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図るとともに、ペーパーカンパニーや暴力団関係企業等の不良・不適格業者を排除するために行うものとする。

具体的には、いたずらに競争性を低下させることがないように十分配慮しつつ、必要に応じ、工事实績、工事成績、工事経歴書等の企業情報を適切に活用するとともに、競争参加資格審査において一定の資格等級区分に認定されている者であることを求めるものとする。

また、工事の性質等、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮して地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、災害応急対策や除雪等を含め、地域の社会資本の維持管理や整備を担う中小・中堅建設業者の育成や経営の安定化、品質の確保、将来における維持・管理を適切に行う観点から、過度に競争性を低下させないように留意しつつ、近隣地域内における工事实績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする、いわゆる地域要件の適切な活用を図るなど、必要な競争参加資格を適切に設定するものとする。この際、恣意性を排除した統合的な運用を確保する観点から、あらかじめ運用方針を定めるものとする。なお、総合評価落札方式において、競争参加者に加え、下請業者の地域への精通度、貢献度等についても適切な評価を図るものとする。

このほか、暴力団員が実質的に経営を支配している等の建設業者、指名停止措置等を受けている建設業者、工事に係る設計業務等の受託者と関連のある建設業者等について、これらの者が競争に参加することとならないように競争参加資格を設けるものとする。

行われるようにするため、必要な条件整備を行うものとする。

1) 適切な競争参加資格の設定等

競争参加資格の設定は、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図るとともに、ペーパーカンパニーや暴力団関係企業等の不良・不適格業者を排除するために行うものとする。

具体的には、いたずらに競争性を低下させることがないように十分配慮しつつ、必要に応じ、工事实績、工事成績、工事経歴書等の企業情報を適切に活用するとともに、競争参加資格審査において一定の資格等級区分に認定されている者であることを求めるものとする。

また、工事の性質等、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮して地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、災害応急対策や除雪等を含め、地域の社会資本の維持管理や整備を担う中小・中堅建設業者の育成や経営の安定化、品質の確保、将来における維持・管理を適切に行う観点から、過度に競争性を低下させないように留意しつつ、近隣地域内における工事实績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする、いわゆる地域要件の適切な活用を図るなど、必要な競争参加資格を適切に設定するものとする。この際、恣意性を排除した統合的な運用を確保する観点から、あらかじめ運用方針を定めるものとする。なお、総合評価落札方式において、競争参加者に加え、下請業者の地域への精通度、貢献度等についても適切な評価を図るものとする。

このほか、暴力団員が実質的に経営を支配している等の建設業者、指名停止措置等を受けている建設業者、工事に係る設計業務等の受託者と関連のある建設業者等について、これらの者が競争に参加することとならないように競争参加資格を設けるものとする。

1 さらに、公平で健全な競争環境を構築する観点から
2 は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保
3 険をいう。以下同じ。）に加入し、健康保険法（大正
4 11年法律第70号）等の定めるところにより事業主
5 が納付義務を負う保険料（以下「法定福利費」という。）
6 を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とす
7 ることが重要である。このため、法令に違反して社会
8 保険等に加入していない建設業者（以下「社会保険等
9 未加入業者」という。）について、公共工事の元請業
10 者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で、
11 必要な措置を講ずるものとする。

12 以上のような競争参加資格の設定に当たっては、政
13 府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象
14 となる公共工事に係る入札については、供給者が当該
15 入札に係る契約を履行する能力を有していることを確
16 保する上で不可欠な競争参加条件に限定されなければ
17 ならないこと、及び事業所の所在地に関する要件は設
18 けることはできないことに留意するものとする。なお、
19 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法
20 律（昭和41年法律第97号）等に基づき、中小・中
21 堅建設業者の受注機会の確保を図るものとする。

2) 入札ボンドの活用その他の条件整備

22 市場機能の活用により、契約履行能力が著しく劣る
23 建設業者の排除やダンピング受注の抑制等を図るた
24 め、入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大を図
25 るものとする。また、資格審査及び監督・検査の適正
26 化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減等を
27 図るものとする。

⑥共同企業体について

30 共同企業体については、大規模かつ高難度の工事の安
31 定的施工の確保、優良な中小・中堅建設業者の振興など
32 図る上で有効なものであるが、受注機会の配分との誤解
33 を招きかねない場合があること、構成員の規模の格差が
34

さらに、公平で健全な競争環境を構築する観点から
は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保
険をいう。以下同じ。）に加入し、法定福利費を適切
に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること
が重要である。このため、法令に違反して社会保険等
に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入
業者」という。）について、公共工事の元請業者から
排除するため、定期の競争参加資格審査等で、必要な
措置を講ずるものとする。

以上のような競争参加資格の設定に当たっては、政
府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象
となる公共工事に係る入札については、供給者が当該
入札に係る契約を履行する能力を有していることを確
保する上で不可欠な競争参加条件に限定されなければ
ならないこと、及び事業所の所在地に関する要件は設
けることはできないことに留意するものとする。なお、
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法
律（昭和41年法律第97号）等に基づき、中小・中
堅建設業者の受注機会の確保を図るものとする。

2) 入札ボンドの活用その他の条件整備

市場機能の活用により、契約履行能力が著しく劣る
建設業者の排除やダンピング受注の抑制等を図るた
め、入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大を図
るものとする。また、資格審査及び監督・検査の適正
化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減等を
図るものとする。

⑤共同企業体について

共同企業体については、大規模かつ高難度の工事の安
定的施工の確保、優良な中小・中堅建設業者の振興など
図る上で有効なものであるが、受注機会の配分との誤解
を招きかねない場合があること、構成員の規模の格差が

1 大きい場合には施工の効率性を阻害しかねないこと、予
2 備指名制度により談合が誘発されかねないこと等の問題
3 もあることから、各省各庁の長等においては、共同企業
4 体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同
5 企業体を適切に活用するものとする。

6 共同企業体運用基準においては、共同企業体運用準則
7 (共同企業体の在り方について(昭和62年中建審発第
8 12号)別添第二)に従い、大規模かつ技術的難度の高
9 い工事に係る特定建設工事共同企業体、中小・中堅建設
10 業者の継続的協業関係を確保する経常建設共同企業体、
11 地域維持事業の継続的な担い手となる地域維持型建設共
12 同企業体について適切に定めるものとする。

13 その際、特定建設工事共同企業体については、大規模
14 かつ技術的難度の高い工事を単独で確実かつ円滑に施工
15 できる有資格業者があるとき等にあつては、適正な競争
16 のための環境整備等の観点から、当該単独の有資格業者
17 も含めて競争が行われることとなるよう努めるものとし
18 る。経常建設共同企業体については、継続的協業関係を
19 確保する観点から、一の発注機関における単体企業と当
20 該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録
21 は行わないこととするとともに、真に企業合併等に寄与
22 するものを除き経常建設共同企業体への客観点数及び主
23 観点数の加点調整措置は行わないこととする。地域維持
24 型建設共同企業体については、地域の維持管理に不可欠
25 な事業につき、継続的な協業関係を確保することにより
26 その実施体制の安定確保を図る場合に活用することとし
27 るとともに、一の発注機関における単体企業と当該企業
28 を構成員とする地域維持型建設共同企業体との同時登録
29 及び同一の構成員を含む経常建設共同企業体と地域維持
30 型建設共同企業体との同時登録は行うことができるもの
31 とする。

⑦その他

32 設備工事等に係る分離発注については、発注者の意向

大きい場合には施工の効率性を阻害しかねないこと、予
備指名制度により談合が誘発されかねないこと等の問題
もあることから、各省各庁の長等においては、共同企業
体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同
企業体を適切に活用するものとする。

共同企業体運用基準においては、共同企業体運用準則
(共同企業体の在り方について(昭和62年中建審発第
12号)別添第二)に従い、大規模かつ技術的難度の高
い工事に係る特定建設工事共同企業体、中小・中堅建設
業者の継続的協業関係を確保する経常建設共同企業体、
地域維持事業の継続的な担い手となる地域維持型建設共
同企業体について適切に定めるものとする。

その際、特定建設工事共同企業体については、大規模
かつ技術的難度の高い工事を単独で確実かつ円滑に施工
できる有資格業者があるとき等にあつては、適正な競争
のための環境整備等の観点から、当該単独の有資格業者
も含めて競争が行われることとなるよう努めるものとし
る。経常建設共同企業体については、継続的協業関係を
確保する観点から、一の発注機関における単体企業と当
該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録
は行わないこととするとともに、真に企業合併等に寄与
するものを除き経常建設共同企業体への客観点数及び主
観点数の加点調整措置は行わないこととする。地域維持
型建設共同企業体については、地域の維持管理に不可欠
な事業につき、継続的な協業関係を確保することにより
その実施体制の安定確保を図る場合に活用することとし
るとともに、一の発注機関における単体企業と当該企業
を構成員とする地域維持型建設共同企業体との同時登録
及び同一の構成員を含む経常建設共同企業体と地域維持
型建設共同企業体との同時登録は行うことができるもの
とする。

⑥その他

設備工事等に係る分離発注については、発注者の意向

1 が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化
2 が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合に
3 において、工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工
4 事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資するこ
5 とも踏まえつつ、その活用に努めるものとする。

6 履行保証については、各省各庁の長等において、談合
7 を助長するおそれ等の問題のある工事完成保証人制度を
8 廃止するとともに、契約保証金、金銭保証人、履行保証
9 保険等の金銭的保証措置と付保割合の高い履行ボンドに
10 による役務的保証措置を適切に選択するものとする。

11
12 (2) 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策
13 に関すること

14 入札及び契約に関し、透明性を高めるとともに公正な競
15 争を確保するため、各省各庁の長等は、入札及び契約の過
16 程についての苦情に対し適切に説明するとともに、さらに
17 不服のある場合には、その苦情を受け付け、中立・公正に
18 処理する仕組みを整備するものとする。

19 入札及び契約の過程に関する苦情の処理については、ま
20 ず各省各庁の長等において行うものとする。具体的には、
21 個別の公共工事に係る一般競争入札の競争参加資格の確認
22 の結果、当該競争参加資格を認められなかった者が、公表
23 された資格を認めなかった理由等を踏まえ、競争参加資格
24 があるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を
25 検討し、回答することとする。

26 指名競争入札において、指名されなかった者が、公表さ
27 れた指名理由等を踏まえ、指名されなかった理由の説明を
28 求めた場合は、その理由を適切に説明するとともに、その
29 者が指名されることが適切であるとの申出をした場合にお
30 いては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

31 総合評価落札方式において、落札者とならなかった者が、
32 公表された落札理由等を踏まえ、落札者としなかった理由
33 の説明を求めた場合は、その理由を適切に説明するととも
34 に、その者が落札者となることが適切であるとの申出をし

が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化
が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合に
において、工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工
事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資するこ
とも踏まえつつ、その活用に努めるものとする。

履行保証については、各省各庁の長等において、談合
を助長するおそれ等の問題のある工事完成保証人制度を
廃止するとともに、契約保証金、金銭保証人、履行保証
保険等の金銭的保証措置と付保割合の高い履行ボンドに
による役務的保証措置を適切に選択するものとする。

(2) 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策
に関すること

入札及び契約に関し、透明性を高めるとともに公正な競
争を確保するため、各省各庁の長等は、入札及び契約の過
程についての苦情に対し適切に説明するとともに、さらに
不服のある場合には、その苦情を受け付け、中立・公正に
処理する仕組みを整備するものとする。

入札及び契約の過程に関する苦情の処理については、ま
ず各省各庁の長等において行うものとする。具体的には、
個別の公共工事に係る一般競争入札の競争参加資格の確認
の結果、当該競争参加資格を認められなかった者が、公表
された資格を認めなかった理由等を踏まえ、競争参加資格
があるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を
検討し、回答することとする。

指名競争入札において、指名されなかった者が、公表さ
れた指名理由等を踏まえ、指名されなかった理由の説明を
求めた場合は、その理由を適切に説明するとともに、その
者が指名されることが適切であるとの申出をした場合にお
いては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

総合評価落札方式において、落札者とならなかった者が、
公表された落札理由等を踏まえ、落札者としなかった理由
の説明を求めた場合は、その理由を適切に説明するととも
に、その者が落札者となることが適切であるとの申出をし

1 た場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

2
3 発注者による指名停止措置について、指名停止を受けた
4 者が、公表された指名停止の理由等を踏まえ、当該指名停
5 止措置について不服があるとの申出をした場合において
6 は、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

7 加えて、手続の透明性を一層高めるため、これらの説明
8 等に不服のある場合にさらに苦情を処理できることとすべ
9 きであり、必要に応じて各省各庁の長等において第三者機
10 関の活用等中立・公正に苦情処理を行う仕組みを整備する
11 ものとする。この場合においては、入札及び契約について
12 審査等を行う入札監視委員会等の第三者機関を活用するこ
13 とが適切である。

14 苦情処理の対象となる公共工事の範囲については、でき
15 る限り幅広くすることが適切であるが、不良・不適格業者
16 による苦情の申出の濫用を排除するため、苦情処理の仕組
17 みの整備の趣旨を踏まえた上で、いたずらに苦情申出の道
18 を狭めることとならないよう配慮しつつ、苦情処理の対象
19 となる工事について限定し、又は手続を簡略化する等の措
20 置を講じても差し支えないものとする。

21 苦情の申出の窓口、申出ができる者、対象の工事その他
22 苦情の処理手続、体制等については、各省各庁の長等にお
23 いてあらかじめ明確に定め、これを公表するものとする。

24 なお、政府調達に関する協定の対象となる公共工事につ
25 いては、別途、苦情処理手続が定められているので、それ
26 によるものとする。

27
28 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除
29 の徹底に関する事項

30
31 (1) 談合情報等への適切な対応に関すること

32 法第10条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に
33 関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭
34 和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第

た場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

発注者による指名停止措置について、指名停止を受けた
者が、公表された指名停止の理由等を踏まえ、当該指名停
止措置について不服があるとの申出をした場合において
は、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

加えて、手続の透明性を一層高めるため、これらの説明
等に不服のある場合にさらに苦情を処理できることとすべ
きであり、必要に応じて各省各庁の長等において第三者機
関の活用等中立・公正に苦情処理を行う仕組みを整備する
ものとする。この場合においては、入札及び契約について
審査等を行う入札監視委員会等の第三者機関を活用するこ
とが適切である。

苦情処理の対象となる公共工事の範囲については、でき
る限り幅広くすることが適切であるが、不良・不適格業者
による苦情の申出の濫用を排除するため、苦情処理の仕組
みの整備の趣旨を踏まえた上で、いたずらに苦情申出の道
を狭めることとならないよう配慮しつつ、苦情処理の対象
となる工事について限定し、又は手続を簡略化する等の措
置を講じても差し支えないものとする。

苦情の申出の窓口、申出ができる者、対象の工事その他
苦情の処理手続、体制等については、各省各庁の長等にお
いてあらかじめ明確に定め、これを公表するものとする。

なお、政府調達に関する協定の対象となる公共工事につ
いては、別途、苦情処理手続が定められているので、それ
によるものとする。

3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除
の徹底に関する事項

(1) 談合情報等への適切な対応に関すること

法第10条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に
関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭
和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第

1 3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があると疑う
2 に足りる事実があるときは、公正取引委員会に通知しなけ
3 ればならないこととしている。これは、不正行為の疑いがある
4 場合に発注者がこれを見過ごすことなく毅然とした対応
5 を行うことによって、発生した不正行為に対する処分の
6 実施を促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。
7 各省各庁の長等は、その職員に対し、法の趣旨の徹底
8 を図り、適切な対応に努めるものとする。その際、例えば、
9 法第13条に基づく入札金額の内訳の確認を行うとともに
10 に、入札結果の事後的・統計的分析を活用するなど入札執行
11 時及び入札後の審査内容の充実・改善に努めるものとする。
12

13 各省各庁の長等は、法第10条の規定に基づく公正取引
14 委員会への通知義務の適切な実施のために、談合情報を得
15 た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実がある
16 ときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周
17 知徹底するとともに、これを公表するものとする。要領に
18 においては、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると
19 疑うに足りる事実があるときにおける内部での連絡・報告
20 手順、公正取引委員会への通知の手順並びに通知の事実及
21 びその内容の開示のあり方、事実関係が確認された場合の
22 入札手続の取扱い（談合情報対応マニュアル）等について
23 定めるものとする。なお、これらの手順を定めるに当たっ
24 ては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留
25 意するものとする。
26

27 (2) 一括下請負等建設業法違反への適切な対応に関すること

28 法第11条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に
29 関し、同条第1号又は第2号に該当すると疑うに足りる事
30 実があるときは、建設業許可行政庁等に通知しなければならない
31 こととしている。これは、不正行為の疑いがある場
32 合に発注者がこれを見過ごすことなく毅然とした対応を行
33 うことによって、発生した不正行為に対する処分の実施を
34 促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。建

3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があると疑う
に足りる事実があるときは、公正取引委員会に通知しなけ
ればならないこととしている。これは、不正行為の疑いがある
場合に発注者がこれを見過ごすことなく毅然とした対応
を行うことによって、発生した不正行為に対する処分の
実施を促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。
各省各庁の長等は、その職員に対し、法の趣旨の徹底
を図り、適切な対応に努めるものとする。その際、例えば、
法第13条に基づく入札金額の内訳の確認を行うとともに
に、入札結果の事後的・統計的分析を活用するなど入札執行
時及び入札後の審査内容の充実・改善に努めるものとする。

各省各庁の長等は、法第10条の規定に基づく公正取引
委員会への通知義務の適切な実施のために、談合情報を得
た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実がある
ときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周
知徹底するとともに、これを公表するものとする。要領に
においては、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると
疑うに足りる事実があるときにおける内部での連絡・報告
手順、公正取引委員会への通知の手順並びに通知の事実及
びその内容の開示のあり方、事実関係が確認された場合の
入札手続の取扱い（談合情報対応マニュアル）等について
定めるものとする。なお、これらの手順を定めるに当たっ
ては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留
意するものとする。

(2) 一括下請負等建設業法違反への適切な対応に関すること

法第11条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に
関し、同条第1号又は第2号に該当すると疑うに足りる事
実があるときは、建設業許可行政庁等に通知しなければならない
こととしている。これは、不正行為の疑いがある場
合に発注者がこれを見過ごすことなく毅然とした対応を行
うことによって、発生した不正行為に対する処分の実施を
促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。建

1 設業許可行政庁等において、建設業法に基づく処分やその
2 公表等を厳正に実施するとともに、各省各庁の長等におい
3 て、その職員に対し、法の趣旨の徹底を図り、適切な対応
4 に努めるものとする。

5 各省各庁の長等は、法第11条の規定に基づく建設業許
6 可行政庁等への通知義務の適切な実施のために、現場の施
7 工体制の把握のための要領を策定し、公表するとともに、
8 それに従って点検等を行うほか、一括下請負等建設業法(昭
9 和24年法律第100号)違反の防止の観点から、建設業
10 許可行政庁との情報交換等の連携を図るものとする。

11
12 (3) 不正行為の排除のための捜査機関等との連携に関するこ
13 と

14 入札及び契約に関する不正行為に関しては、法第10条
15 及び第11条に定めるもののほか、各省各庁の長等は、そ
16 の内容に応じて警察本部その他の機関に通知するなどの連
17 携を確保するものとする。

18
19 (4) 不正行為が起きた場合の厳正な対応に関すること

20 公共工事の入札及び契約に関する談合や贈収賄、一括下
21 請負といった不正行為については、刑法(明治40年法律
22 第45号)、独占禁止法、建設業法等において、罰則や行
23 政処分が定められている。建設業許可行政庁等において、
24 建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施すること
25 と併せて、各省各庁の長等による指名停止についても、公
26 共工事の適正な執行を確保するとともに、不正行為に対す
27 る発注者の毅然とした姿勢を明確にし、再発防止を図る観
28 点から厳正に運用するものとする。

29 特に、大規模・組織的な談合であって悪質性が際立っ
30 ている場合において、その態様に応じた厳格な指名停止措置
31 を講ずるものとする。また、独占禁止法違反行為に対する
32 指名停止に当たり、課徴金減免制度の適用があるときは、
33 これを考慮した措置に努めるものとする。

34 指名停止については、その恣意性を排除し客観的な実施

設業許可行政庁等において、建設業法に基づく処分やその
公表等を厳正に実施するとともに、各省各庁の長等におい
て、その職員に対し、法の趣旨の徹底を図り、適切な対応
に努めるものとする。

各省各庁の長等は、法第11条の規定に基づく建設業許
可行政庁等への通知義務の適切な実施のために、現場の施
工体制の把握のための要領を策定し、公表するとともに、
それに従って点検等を行うほか、一括下請負等建設業法(昭
和24年法律第100号)違反の防止の観点から、建設業
許可行政庁との情報交換等の連携を図るものとする。

(3) 不正行為の排除のための捜査機関等との連携に関するこ
と

入札及び契約に関する不正行為に関しては、法第10条
及び第11条に定めるもののほか、各省各庁の長等は、そ
の内容に応じて警察本部その他の機関に通知するなどの連
携を確保するものとする。

(4) 不正行為が起きた場合の厳正な対応に関すること

公共工事の入札及び契約に関する談合や贈収賄、一括下
請負といった不正行為については、刑法(明治40年法律
第45号)、独占禁止法、建設業法等において、罰則や行
政処分が定められている。建設業許可行政庁等において、
建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施すること
と併せて、各省各庁の長等による指名停止についても、公
共工事の適正な執行を確保するとともに、不正行為に対す
る発注者の毅然とした姿勢を明確にし、再発防止を図る観
点から厳正に運用するものとする。

特に、大規模・組織的な談合であって悪質性が際立っ
ている場合において、その態様に応じた厳格な指名停止措置
を講ずるものとする。また、独占禁止法違反行為に対する
指名停止に当たり、課徴金減免制度の適用があるときは、
これを考慮した措置に努めるものとする。

指名停止については、その恣意性を排除し客観的な実施

1 を担保するため、各省各庁の長等は、あらかじめ、指名停
2 止基準を策定し、これを公表するものとする。また、当該
3 基準については、原因事由の悪質さの程度や情状、結果の
4 重大性などに応じて適切な期間が設定されるよう、必要に
5 応じ、適宜見直すものとする。指名停止を行った場合にお
6 いては、当該指名停止を受けた者の商号又は名称、指名停
7 止の期間及び理由等の必要な事項を公表するものとする。
8 なお、未だ指名停止措置要件には該当していないにもかか
9 わらず、指名停止措置要件に該当する疑いがあるという判
10 断のみをもって事実上の指名回避を行わないようにするも
11 のとする。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第
12 165号）に基づき、競争参加資格を取り消し、一定の期
13 間これを付与しないことについても、談合等の不正行為の
14 再発防止を徹底する観点から、できる限り行うよう努める
15 ものとする。

16 入札談合については、談合の再発防止を図る観点から、
17 各省各庁の長等は、談合があった場合における請負者の賠
18 償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること
19 （違約金特約条項）等により、その不正行為の結果として
20 被った損害額の賠償の請求に努めるものとする。なお、こ
21 の違約金特約条項の設定に当たっては、裁判例等を基準と
22 して、合理的な根拠に基づく適切な金額を定めなければな
23 らないことに留意する。

24 (5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること

25 公共工事は、国民の税金を原資として行われるものであ
26 ることから、とりわけ公共工事の入札及び契約の事務に携
27 わる職員が談合に関与することはあってはならないことで
28 あり、各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び
29 防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰
30 に関する法律（平成14年法律第101号）を踏まえ、発
31 注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとし
32 る。

33 併せて、各省各庁の長等は、法及び適正化指針に基づく
34

を担保するため、各省各庁の長等は、あらかじめ、指名停
止基準を策定し、これを公表するものとする。また、当該
基準については、原因事由の悪質さの程度や情状、結果の
重大性などに応じて適切な期間が設定されるよう、必要に
応じ、適宜見直すものとする。指名停止を行った場合にお
いては、当該指名停止を受けた者の商号又は名称、指名停
止の期間及び理由等の必要な事項を公表するものとする。
なお、未だ指名停止措置要件には該当していないにもかか
わらず、指名停止措置要件に該当する疑いがあるという判
断のみをもって事実上の指名回避を行わないようにするも
のとする。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第
165号）に基づき、競争参加資格を取り消し、一定の期
間これを付与しないことについても、談合等の不正行為の
再発防止を徹底する観点から、できる限り行うよう努める
ものとする。

入札談合については、談合の再発防止を図る観点から、
各省各庁の長等は、談合があった場合における請負者の賠
償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること
（違約金特約条項）等により、その不正行為の結果として
被った損害額の賠償の請求に努めるものとする。なお、こ
の違約金特約条項の設定に当たっては、裁判例等を基準と
して、合理的な根拠に基づく適切な金額を定めなければな
らないことに留意する。

(5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること

公共工事は、国民の税金を原資として行われるものであ
ることから、とりわけ公共工事の入札及び契約の事務に携
わる職員が談合に関与することはあってはならないことで
あり、各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び
防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰
に関する法律（平成14年法律第101号）を踏まえ、発
注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとし
る。

併せて、各省各庁の長等は、法及び適正化指針に基づく

1 入札及び契約の手續の透明性を向上させることや、情報管
2 理を徹底すること、予定価格の作成時期を入札書の提出後
3 とするなど外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ
4 又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続やこれらの行
5 為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること
6 等により不正行為の発生しにくい環境の整備を進めるもの
7 とする。併せて、その職員に対し、公共工事の入札及び契
8 約に関する法令等に関する知識を習得させるための教育、
9 研修等を適切に行うものとする。

10 また、刑法又は独占禁止法に違反する行為については、
11 発注する側も共犯として処罰され得るものであることから、
12 各省各庁の長等は、警察本部、公正取引委員会等との
13 連携の下に、不正行為の発生に際しては、厳正に対処する
14 ものとする。

15
16 4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施
17 工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項
18

19 (1) 適正な予定価格の設定に関すること

20 ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、
21 公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、
22 安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の
23 若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の
24 育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害する
25 ものであることから、これを防止するとともに、適正な金
26 額で契約を締結することが必要である。そのためには、ま
27 ず、予定価格が適正に設定される必要がある。このため、
28 予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及
29 び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場に
30 おける労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させ
31 つつ、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷
32 等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の
33 保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適
34 正な積算を行うものとする。また、災害により通常の積算

入札及び契約の手續の透明性を向上させることや、情報管
理を徹底すること、予定価格の作成時期を入札書の提出後
とするなど外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ
又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続やこれらの行
為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること
等により不正行為の発生しにくい環境の整備を進めるもの
とする。併せて、その職員に対し、公共工事の入札及び契
約に関する法令等に関する知識を習得させるための教育、
研修等を適切に行うものとする。

また、刑法又は独占禁止法に違反する行為については、
発注する側も共犯として処罰され得るものであることから、
各省各庁の長等は、警察本部、公正取引委員会等との
連携の下に、不正行為の発生に際しては、厳正に対処する
ものとする。

4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施
工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(1) 適正な予定価格の設定に関すること

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、
公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、
安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の
若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の
育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害する
ものであることから、これを防止するとともに、適正な金
額で契約を締結することが必要である。そのためには、ま
ず、予定価格が適正に設定される必要がある。このため、
予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及
び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場に
おける労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させ
つつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な
積算を行うものとする。また、この適正な積算に基づく設
計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公
共工物品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反するこ

品確法
第7条第1項第1号

品確法

1 の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めると
2 きその他必要があると認めるときは、入札に参加する者か
3 ら当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴するこ
4 とその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定
5 価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努め
6 るものとする。加えて、当該積算において適切に反映した
7 法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上さ
8 れるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月2
9 1日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基
10 づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の
11 内訳書を提出させ、当該積算と比較し、法定福利費に相当
12 する額が適切に計上されていることを確認するよう努める
13 ものとする。なお、この適正な積算に基づく設計書金額の
14 一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工物品質
15 確保法第7条第1項第1号の規定に違反すること、予定価
16 格が予算決算及び会計令や財務規則等により取引の実例価
17 格等を考慮して定められるべきものとされていること、公
18 共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、
19 建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、こ
20 れを行わないものとする。

21
22 (2) 入札金額の内訳書の提出に関すること

23 公共工事の入札に際しては、見積能力のないような不良
24 ・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為や
25 ダンピング受注の防止を図る観点から、各省各庁の長等は、
26 法第12条に基づき、入札に参加しようとする者に対して、
27 対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出さ
28 せるものとする。

29 また、各省各庁の長等は、談合等の不正行為やダンピン
30 グ受注が疑われる場合には、法第13条に基づき、入札金
31 額の内訳を適切に確認するものとする。

32
33 (3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関す
34 ること

と、予定価格が予算決算及び会計令や財務規則等により取引
の実例価格等を考慮して定められるべきものとされている
こと、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来す
とともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあるこ
とから、これを行わないものとする。

第7条第1項第2号

(2) 入札金額の内訳書の提出に関すること

公共工事の入札に際しては、見積能力のないような不良
・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為や
ダンピング受注の防止を図る観点から、各省各庁の長等は、
法第12条に基づき、入札に参加しようとする者に対して、
対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出さ
せるものとする。

また、各省各庁の長等は、談合等の不正行為やダンピン
グ受注が疑われる場合には、法第13条に基づき、入札金
額の内訳を適切に確認するものとする。

(3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関す
ること

1 各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最
2 低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダン
3 ピング受注の排除を図るものとする。この場合、政府調達
4 に関する協定の対象工事については最低制限価格制度は活
5 用できないこととされていることに留意するものとする。

6 低入札価格調査制度は、入札の結果、契約の相手方とな
7 るべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の
8 内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると
9 認められる場合において、そのおそれがあるかどうかにつ
10 いて調査を行うものである。その実施に当たっては、入札
11 参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公
12 共工事の品質の確保の徹底の観点から、当該調査に加え、
13 受注者として不可避な費用をもとに、落札率（予定価格に
14 対する契約価格の割合）と工事成績との関係についての調
15 査実績等も踏まえて、適宜、調査基準価格を見直すとともに、
16 あらかじめ設定した調査基準価格を下回った金額で入
17 札した者に対して、法第12条に基づき提出された内訳書
18 を活用しながら、次に掲げる事項等の調査を適切に行うこ
19 と、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格
20 基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を
21 低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な
22 施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなど
23 により、制度の実効を確保するものとする。

24 イ 当該入札価格で入札した理由は何か

25 ロ 当該入札価格で対象となる公共工事の適切な施工が可
26 能か

27 ハ 設計図書で定めている仕様及び数量となっているこ
28 と、契約内容に適合した履行の確保の観点から、資材単
29 価、労務単価、下請代金の設定が不適切なものでないこ
30 と、安全対策が十分であること等見積書又は内訳書の内
31 容に問題はないか

32 ニ 手持工事の状況等からみて技術者が適正に配置される
33 こととなるか

34 ホ 手持資材の状況、手持機械の状況等は適切か

各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最
低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダン
ピング受注の排除を図るものとする。この場合、政府調達
に関する協定の対象工事については最低制限価格制度は活
用できないこととされていることに留意するものとする。

低入札価格調査制度は、入札の結果、契約の相手方とな
るべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の
内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると
認められる場合において、そのおそれがあるかどうかにつ
いて調査を行うものである。その実施に当たっては、入札
参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公
共工事の品質の確保の徹底の観点から、当該調査に加え、
受注者として不可避な費用をもとに、落札率（予定価格に
対する契約価格の割合）と工事成績との関係についての調
査実績等も踏まえて、適宜、調査基準価格を見直すとともに、
あらかじめ設定した調査基準価格を下回った金額で入
札した者に対して、法第12条に基づき提出された内訳書
を活用しながら、次に掲げる事項等の調査を適切に行うこ
と、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格
基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を
低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な
施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなど
により、制度の実効を確保するものとする。

イ 当該入札価格で入札した理由は何か

ロ 当該入札価格で対象となる公共工事の適切な施工が可
能か

ハ 設計図書で定めている仕様及び数量となっているこ
と、契約内容に適合した履行の確保の観点から、資材単
価、労務単価、下請代金の設定が不適切なものでないこ
と、安全対策が十分であること等見積書又は内訳書の内
容に問題はないか

ニ 手持工事の状況等からみて技術者が適正に配置される
こととなるか

ホ 手持資材の状況、手持機械の状況等は適切か

1 へ 労働者の確保計画及び配置予定は適切か

2 ト 建設副産物の搬出予定は適切か

3 チ 過去に施工した公共工事は適切に行われたか、特に、
4 過去にも低入札価格調査基準価格を下回る価格で受注し
5 た工事がある場合、当該工事が適切に施工されたか

6 リ 経営状況、信用状況に問題はないか

7 また、各省各庁の長等は、低入札価格調査の基準価格を
8 下回る価格により落札した者と契約を締結したときは、重
9 点的な監督・検査等により適正な施工の確保を図るととも
10 に、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、工事の安全
11 性の低下等の防止の観点から建設業許可行政庁が行う下請
12 企業を含めた建設業者への立入調査との連携を図るものと
13 する。さらに、適正な施工への懸念が認められる場合等に
14 は、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引き上
15 げ等の措置を積極的に進めるものとする。

16 これらの低入札価格調査制度については、調査基準価格
17 の設定、調査の内容、監督及び検査の強化等の手続の流れ
18 やその具体的内容についての要領をあらかじめ作成し、こ
19 れを公表するとともに、低入札価格調査を実施した工事に
20 係る調査結果の概要を原則として公表するなど、透明性、
21 公正性の確保に努めるものとする。

22
23 (4) 入札契約手続における発注者・受注者間の対等性の確保
24 に関すること

25 不採算工事の受注強制などは建設業法第19条の3に違
26 反するおそれがあり、行ってはならない行為であり、入札
27 辞退の自由の確保等受注者との対等な関係の確立に努める
28 ものとする。

29
30 (5) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関すること

31 低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場
32 合における当該価格については、これを入札前に公表する
33 と、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格
34 が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結

へ 労働者の確保計画及び配置予定は適切か

ト 建設副産物の搬出予定は適切か

チ 過去に施工した公共工事は適切に行われたか、特に、
過去にも低入札価格調査基準価格を下回る価格で受注し
た工事がある場合、当該工事が適切に施工されたか

リ 経営状況、信用状況に問題はないか

また、各省各庁の長等は、低入札価格調査の基準価格を
下回る価格により落札した者と契約を締結したときは、重
点的な監督・検査等により適正な施工の確保を図るととも
に、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、工事の安全
性の低下等の防止の観点から建設業許可行政庁が行う下請
企業を含めた建設業者への立入調査との連携を図るものと
する。さらに、適正な施工への懸念が認められる場合等に
は、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引き上
げ等の措置を積極的に進めるものとする。

これらの低入札価格調査制度については、調査基準価格
の設定、調査の内容、監督及び検査の強化等の手続の流れ
やその具体的内容についての要領をあらかじめ作成し、こ
れを公表するとともに、低入札価格調査を実施した工事に
係る調査結果の概要を原則として公表するなど、透明性、
公正性の確保に努めるものとする。

(4) 入札契約手続における発注者・受注者間の対等性の確保
に関すること

不採算工事の受注強制などは建設業法第19条の3に違
反するおそれがあり、行ってはならない行為であり、入札
辞退の自由の確保等受注者との対等な関係の確立に努める
ものとする。

(5) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関すること

低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場
合における当該価格については、これを入札前に公表する
と、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格
が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結

果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じることから、入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

なお、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底するものとする。

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(1) 公共工事の施工に必要な工期の確保を図るための方策に関すること

工事の施工に当たっては、用地取得や建築確認等の準備段階から、施工段階、工事の完成検査や仮設工作物の撤去といった後片付け段階まで各工程ごとに考慮されるべき事項があり、根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることを、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。

公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、

果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じることから、入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

なお、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底するものとする。

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

入契法
第17条第2項第5号
品確法
第7条第1項第6号

1 長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその
2 担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。

3 また、公共工事品質確保法第7条第1項第6号においても、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が
4 適正に確保されるよう、公共工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期を設定することが発注者の責務とされているところである。

5 そのため、工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。

6 イ 公共工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）。

7 ロ 建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調達、現地調査等、現場事務所の設置等の準備期間

8 ハ 工事完成後の自主検査、清掃等を含む後片付け期間

9 ニ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

10 ホ 用地取得や建築確認、道路管理者との調整等、工事着手前に発注者が対応すべき事項がある場合には、その手続に要する期間

11 ヘ 過去の同種類似工事において当初の見込みよりも長い工期を要した実績が多いと認められる場合には、当該工期の実績

12 (2) 地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関すること

13 公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が多くなる傾向にある。工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者の収入が減る可能性が懸念される一方、

入契法
第17条第2項第5号
品確法
第7条第1項第5号

1 繁忙期には、仕事量が集中することになり、公共工事に従
2 事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につ
3 ながることが懸念される。また、資材、機材等についても、
4 閑散期には余剰が生じ、繁忙期には需要が高くなることに
5 よって円滑な調達が困難となる等の弊害が見受けられると
6 ころである。

7 公共工事の施工の時期の平準化が図られることは、年間
8 を通じた工事量が安定することで公共工事に従事する者の
9 処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用促進によ
10 る建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事
11 の品質確保につながるものである。

12 このため、計画的に発注を行うとともに、他の発注者と
13 の連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及
14 び公表のほか、工期が1年以上の公共工事のみならず工期
15 が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負
16 担行為の活用による翌年度にわたる工期設定など次に掲げ
17 る措置その他の必要な措置を講ずることにより、施工の時
18 期の平準化を図るものとする。

19 ①債務負担行為の活用

20 出水期その他の事由により年度当初に施工する必要が
21 ある工事のみならず、工期が一年に満たない工事につい
22 ても、債務負担行為を積極的に活用し、翌年度にわたる
23 工期の設定を行う。

24 ②柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

25 発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を
26 選択できる任意着手型の余裕期間制度等を活用し、工期
27 の設定や施工の時期の選択を柔軟にする。

28 ③速やかな繰越手続（繰越明許費の活用）

29 用地取得等により工期の遅れが生じた場合、工事を実
30 施する中で設計図書に示された施工条件と実際の工事現
31 場の状態が一致しない場合などにおいて設計図書の変更
32 の必要が生じた結果、年度内に工事が終わらないと見込
33 まれるときは、その段階で速やかに繰越明許費を活用す
34 る手続を開始し、翌年度にわたる工期の設定を行う。

④積算の前倒し

債務負担行為を活用しない工事であって、年度当初に発注手続を行うものについては、速やかに発注手続を開始できるよう、発注年度の前年度のうちに設計及び積算を完了させる。

⑤早期執行のための目標設定

4月から6月までにおける工事稼働件数や工事稼働金額等の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

(3) 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること

各省各庁の長等は、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、その発注に係る公共工事について、原則として技術検査や工事の施工状況の評価（工事成績評定）を行うものとする。技術検査に当たっては、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。工事成績評定に当たっては、公共工事の品質を確保する観点から、施工段階での手抜きや粗雑工事に対して厳正に対応するとともに、受注者がその技術力をいかして施工を効率的に行った場合等については積極的な評価を行うものとする。また、公共工事の検査並びに施工状況の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めるものとする。

工事成績評定が、評価を行う者によって大きな差を生じることがないように、各省各庁の長等は、あらかじめ工事成績評定について要領を定め、評価を行う者に徹底するとともに、これを公表するものとする。また、工事成績評定の結果については、工事を行った受注者に対して通知すると

(1) 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること

各省各庁の長等は、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、その発注に係る公共工事について、原則として技術検査や工事の施工状況の評価（工事成績評定）を行うものとする。技術検査に当たっては、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。工事成績評定に当たっては、公共工事の品質を確保する観点から、施工段階での手抜きや粗雑工事に対して厳正に対応するとともに、受注者がその技術力をいかして施工を効率的に行った場合等については積極的な評価を行うものとする。

工事成績評定が、評価を行う者によって大きな差を生じることがないように、各省各庁の長等は、あらかじめ工事成績評定について要領を定め、評価を行う者に徹底するとともに、これを公表するものとする。また、工事成績評定の結果については、工事を行った受注者に対して通知すると

品確法
第7条第1項第8号

1 ともに、原則として公表するものとする。さらに、工事成
2 績評定の結果を発注者間において相互利用できるようにす
3 るため、可能な限り発注者間で工事成績評定の標準化に努
4 めるものとする。

5 工事成績評定に対して苦情の申出があったときは、各省
6 各庁の長等は、苦情の申出を行った者に対して適切な説明
7 をするとともに、さらに不服のある者については、第三者
8 機関に対してさらに苦情申出ができることとする等他の入
9 札及び契約の過程に関するものと同様の苦情処理の仕組み
10 を整備することとする。

11 なお、工事成績評定を行う公共工事の範囲については、
12 評定の必要性と評定に伴う事務負担等を勘案しつつ、でき
13 る限りその対象を拡げるものとする。

14
15 (4) 適正な施工を確保するための発注者・受注者間の対等性
16 の確保に関すること

17 公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受
18 注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくこと
19 が重要であることから、現場の問題発生に対する迅速な対
20 応を図るとともに、地盤の状況に関する情報その他の工事
21 に必要な情報について、発注者、設計者及び施工者の三者
22 間での把握・共有等の取組を推進するものとする。

23 また、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の
24 状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条
25 件について予期することができない特別な状態が生じた場
26 合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他
27 の場合において必要があると認められるときは、適切に設
28 計図書の変更を行うものとする。さらに、工事内容の変更
29 等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、
30 施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工
31 事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変
32 更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工
33 期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活
34 用その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。

ともに、原則として公表するものとする。さらに、工事成
績評定の結果を発注者間において相互利用できるようにす
るため、可能な限り発注者間で工事成績評定の標準化に努
めるものとする。

工事成績評定に対して苦情の申出があったときは、各省
各庁の長等は、苦情の申出を行った者に対して適切な説明
をするとともに、さらに不服のある者については、第三者
機関に対してさらに苦情申出ができることとする等他の入
札及び契約の過程に関するものと同様の苦情処理の仕組み
を整備することとする。

なお、工事成績評定を行う公共工事の範囲については、
評定の必要性と評定に伴う事務負担等を勘案しつつ、でき
る限りその対象を拡げるものとする。

(2) 適正な施工を確保するための発注者・受注者間の対等性
の確保に関すること

公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受
注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくこと
が重要であることから、現場の問題発生に対する迅速な対
応を図るとともに、発注者、設計者及び施工者の三者間の
情報共有等の取組を推進するものとする。

また、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の
状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条
件について予期することができない特別な状態が生じた場
合その他の場合において必要があると認められるときは、
適切に設計図書の変更を行うものとする。さらに、工事内
容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた
場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよ
う、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中
央建設業審議会決定・勸告）に沿った契約約款に基づき、
必要な変更契約を適切に締結するものとする。

品確法
第3条第5項

品確法
第7条第1項第7号

1 なお、追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず
2 書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由
3 がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に
4 一方的に負担させることは、建設業法第19条第2項又は
5 第19条の3に違反するおそれがあるため、これを行わな
6 いものとする。

7 契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため、
8 関係者が一堂に会して契約変更の妥当性等の審議を行う場
9 (設計変更審査会等)の設置・活用を図るものとする。

1 なお、追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず
2 書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由
3 がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に
4 一方的に負担させることは、建設業法第19条第2項又は
5 第19条の3に違反するおそれがあるため、これを行わな
6 いものとする。

7 契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため、
8 関係者が一堂に会して契約変更の妥当性等の審議を行う場
9 (設計変更審査会等)の設置・活用を図るものとする。

11 (5) 施工体制の把握の徹底等に関すること

12 公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われ
13 るようにするためには、工事の施工段階において契約の適
14 正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うこと
15 が重要である。特に、監督業務については、監理技術者の
16 専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適
17 切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止
18 し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重
19 要である。

20 このため、各省各庁の長等は、監督及び検査についての
21 基準を策定し、公表するとともに、現場の施工体制の把握
22 を徹底するため、次に掲げる事項等を内容とする要領の策
23 定等により統一的な監督の実施に努めるものとする。

24 イ 現場施工に着手するまでの期間や工事の完成後、検査
25 が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
26 など監理技術者を専任で置く必要がない期間を除き、監
27 理技術者の専任制を徹底するため、工事施工前における
28 監理技術者資格者証の確認及び監理技術者の本人確認並
29 びに工事施工中における監理技術者が専任で置かれてい
30 ることの点検を行うこと。

31 ロ 現場の施工体制の把握のため、工事施工中における法
32 第15条第2項の規定により提出された施工体制台帳及
33 び同条第1項の規定により掲示される施工体系図に基づ
34 き点検を行うこと。

11 (3) 施工体制の把握の徹底等に関すること

12 公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われ
13 るようにするためには、工事の施工段階において契約の適
14 正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うこと
15 が重要である。特に、監督業務については、監理技術者の
16 専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適
17 切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止
18 し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重
19 要である。

20 このため、各省各庁の長等は、監督及び検査についての
21 基準を策定し、公表するとともに、現場の施工体制の把握
22 を徹底するため、次に掲げる事項等を内容とする要領の策
23 定等により統一的な監督の実施に努めるものとする。

24 イ 現場施工に着手するまでの期間や工事の完成後、検査
25 が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
26 など監理技術者を専任で置く必要がない期間を除き、監
27 理技術者の専任制を徹底するため、工事施工前における
28 監理技術者資格者証の確認及び監理技術者の本人確認並
29 びに工事施工中における監理技術者が専任で置かれてい
30 ることの点検を行うこと。

31 ロ 現場の施工体制の把握のため、工事施工中における法
32 第15条第2項の規定により提出された施工体制台帳及
33 び同条第1項の規定により掲示される施工体系図に基づ
34 き点検を行うこと。

1 ハ その他元請業者の適切な施工体制の確保のため、工事
2 着手前における工事実績を記入した工事カルテの登録の
3 確認、工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災
4 保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を
5 受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲
6 示等の確認を行うこと。

7 公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だ
8 けではなく、下請業者についても適正な施工体制が確保さ
9 れていることが重要である。このため、各省各庁の長等
10 においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請
11 を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者
12 に対して適切な指導を行うものとする。なお、施工体制台帳
13 は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるも
14 のであり、公共工事については、法第15条第1項及び第
15 2項により、下請契約を締結する全ての工事について、そ
16 の作成及び発注者への写しの提出が義務付けられたところ
17 である。各省各庁の長等は、施工体制台帳の作成及び提出
18 を求めるとともに、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある
19 場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合にこ
20 れを適切に活用するものとする。

ハ その他元請業者の適切な施工体制の確保のため、工事
着手前における工事実績を記入した工事カルテの登録の
確認、工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災
保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を
受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲
示等の確認を行うこと。

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だ
けではなく、下請業者についても適正な施工体制が確保さ
れていることが重要である。このため、各省各庁の長等
においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請
を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者
に対して適切な指導を行うものとする。なお、施工体制台帳
は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるも
のであり、公共工事については、法第15条第1項及び第
2項により、下請契約を締結する全ての工事について、そ
の作成及び発注者への写しの提出が義務付けられたところ
である。各省各庁の長等は、施工体制台帳の作成及び提出
を求めるとともに、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある
場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合にこ
れを適切に活用するものとする。

22 (6) 適正な施工の確保のための公共工事の担い手の育成及び
23 確保に関すること

24 公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工
25 を確保するためには、公共工事に従事する者がその能力や
26 経験に応じた処遇を受けられるよう、公共工事の担い手の
27 育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることが重
28 要である。公共工事に従事する技能労働者の有する資格や
29 現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシ
30 ステムの活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能
31 力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備
32 に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確
33 保するために、国は、その利用環境の充実・向上に努める
34 とともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって

その利用が進められるよう努めるものとする。

6 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

(1) 不良・不適格業者の排除に関すること

不良・不適格業者とは、一般的に、技術力、施工能力を全く有しないいわゆるペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、対象工事の規模や必要とされる技術力からみて適切な施工が行い得ない企業、過大受注により適切な施工が行えない企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等を指すものであるが、このような不良・不適格業者を放置することは、適正かつ公正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障になるだけでなく、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発達を阻害することとなる。

また、建設業許可や経営事項審査の申請に係る虚偽記載を始めとする公共工事の入札及び契約に関する様々な不正行為は、主としてこうした不良・不適格業者によるものである。

このため、建設業許可行政庁等においては、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施し、また、各省各庁の長等においては、それらの排除の徹底を図るため、公共工事の入札及び契約に当たり、次に掲げる措置等を講ずるとともに、建設業許可行政庁等に対して処分の実施等の厳正な対応を求めるものとする。

イ 一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者が現場で専任できるかどうかを確認すること。なお、監理技術者の職務を補佐する者として、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務

6 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

(1) 不良・不適格業者の排除に関すること

不良・不適格業者とは、一般的に、技術力、施工能力を全く有しないいわゆるペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、対象工事の規模や必要とされる技術力からみて適切な施工が行い得ない企業、過大受注により適切な施工が行えない企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等を指すものであるが、このような不良・不適格業者を放置することは、適正かつ公正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障になるだけでなく、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発達を阻害することとなる。

また、建設業許可や経営事項審査の申請に係る虚偽記載を始めとする公共工事の入札及び契約に関する様々な不正行為は、主としてこうした不良・不適格業者によるものである。

このため、建設業許可行政庁等においては、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施し、また、各省各庁の長等においては、それらの排除の徹底を図るため、公共工事の入札及び契約に当たり、次に掲げる措置等を講ずるとともに、建設業許可行政庁等に対して処分の実施等の厳正な対応を求めるものとする。

イ 一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者が現場で専任できるかどうかを確認すること。

建設業法
第26条第3項

1. が認められることに留意すること。また、営業所に専任
2 で配置されている技術者と兼務をしていないことも確認
3 すること。

4 ロ 工事の施工に当たって、発注者支援データベースの活
5 用のほか、法第15条第2項の規定に基づく施工体制台
6 帳の提出、同条第1項の規定に基づく施工体系図の掲示
7 を確実に行わせるとともに、工事着手前に監理技術者資
8 格者証の確認を行うこと。

9 ハ 工事現場への立入点検により、監理技術者の専任の状
10 況や施工体制台帳、施工体系図が工事現場の実際の施工
11 体制に合致しているかどうか等の点検を行うこと。

12 ニ 検査に当たって、監理技術者の配置等に疑義が生じた
13 場合は、適正な施工が行われたかどうかの確認をより一
14 層徹底すること。

15 ホ 経営を暴力団が支配している企業等の暴力団関係企業
16 が公共工事からの確に排除されるよう、各省各庁の長等
17 は、警察本部との緊密な連携の下に十分な情報交換等
18 を行うよう努めるものとする。

19 また、暴力団員等による公共工事への不当介入があっ
20 た場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を
21 徹底するとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った
22 暴力団排除条項の整備・活用により、その排除の徹底を
23 図るものとする。

24 ヘ 社会保険等未加入業者については、前述のとおり、定
25 期の競争参加資格審査等により元請業者から排除するほ
26 か、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結
27 を禁止することや、社会保険等未加入業者を確認した際
28 に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報する
29 こと等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてそ
30 の排除を図るものとする。

31 (2) 入札及び契約のIT化の推進等に関すること

32 入札及び契約のIT化については、図面や各種情報の電
33 子化、通信ネットワークを利用した情報の共有化、電子入
34

4. が認められることに留意すること。また、営業所に専任
5 で配置されている技術者と兼務をしていないことも確認
6 すること。

7 ロ 工事の施工に当たって、発注者支援データベースの活
8 用のほか、法第15条第2項の規定に基づく施工体制台
9 帳の提出、同条第1項の規定に基づく施工体系図の掲示
10 を確実に行わせるとともに、工事着手前に監理技術者資
11 格者証の確認を行うこと。

12 ハ 工事現場への立入点検により、監理技術者の専任の状
13 況や施工体制台帳、施工体系図が工事現場の実際の施工
14 体制に合致しているかどうか等の点検を行うこと。

15 ニ 検査に当たって、監理技術者の配置等に疑義が生じた
16 場合は、適正な施工が行われたかどうかの確認をより一
17 層徹底すること。

18 ホ 経営を暴力団が支配している企業等の暴力団関係企業
19 が公共工事からの確に排除されるよう、各省各庁の長等
20 は、警察本部との緊密な連携の下に十分な情報交換等
21 を行うよう努めるものとする。

22 また、暴力団員等による公共工事への不当介入があっ
23 た場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を
24 徹底するとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った
25 暴力団排除条項の整備・活用により、その排除の徹底を
26 図るものとする。

27 ヘ 社会保険等未加入業者については、前述のとおり、定
28 期の競争参加資格審査等により元請業者から排除するほ
29 か、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結
30 を禁止することや、社会保険等未加入業者を確認した際
31 に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報する
32 こと等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてそ
33 の排除を図るものとする。

34 (2) 入札及び契約のIT化の推進等に関すること

入札及び契約のIT化については、図面や各種情報の電
子化、通信ネットワークを利用した情報の共有化、電子入

1 札システム等の導入により、各種情報が効率的に交換でき
2 るようになり、また、ペーパーレス化が進むことから、事
3 務の簡素化や入札に係る費用の縮減が期待される。さらに、
4 インターネット上で、一元的に発注の見通しに係る情報、
5 入札公告、入札説明書等の情報を取得できるようにするこ
6 とにより、競争参加資格を有する者が公共工事の入札に参
7 加しやすくなり、競争性が高まることも期待される。また、
8 これらに加え、電子入札システムの導入は、入札参加者が
9 一堂に会する機会を減少させることから、談合等の不正行
10 為の防止にも一定の効果が期待される。

11 このため、各省各庁の長等においては、政府調達に関す
12 る協定との整合を図りつつ、必要なシステムの整備等に取
13 り組み、その具体化を推進するものとする。なお、入札及
14 び契約に関する情報の公表の際には、入札及び契約に係る
15 透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積
16 極的に図るものとする。

17 IT化の推進と併せ、各省各庁の長等は、事務の簡素合
18 理化を図るとともに、入札に参加しようとする者の負担を
19 軽減し、競争性を高める観点から、できるだけ、入札及び
20 契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化を図るととも
21 に、競争参加者の資格審査などの入札及び契約の手の統
22 一化に努めるものとする。

23
24 (3) 各省各庁の長等相互の連絡、協調体制の強化に関するこ
25 と

26 公共工事の受注者の選定に当たっては、当該企業の過去
27 の工事实績に関する情報や保有する技術者に関する情報、
28 施工状況の評価に関する情報等各発注者が保有する具体的
29 な情報を相互に交換することにより、不良・不適格業者を
30 排除し、より適切な受注者の選定が可能となる。また、現
31 場における適正な施工体制の確保の観点から行う点検や指
32 名停止等の措置を行うに際しては、発注者相互が協調して
33 これらの措置を実施することにより、より高い効果が期待
34 できる。さらに、最新の施工技術に関する情報等について、

札システム等の導入により、各種情報が効率的に交換でき
るようになり、また、ペーパーレス化が進むことから、事
務の簡素化や入札に係る費用の縮減が期待される。さらに、
インターネット上で、一元的に発注の見通しに係る情報、
入札公告、入札説明書等の情報を取得できるようにするこ
とにより、競争参加資格を有する者が公共工事の入札に参
加しやすくなり、競争性が高まることも期待される。また、
これらに加え、電子入札システムの導入は、入札参加者が
一堂に会する機会を減少させることから、談合等の不正行
為の防止にも一定の効果が期待される。

このため、各省各庁の長等においては、政府調達に関す
る協定との整合を図りつつ、必要なシステムの整備等に取
り組み、その具体化を推進するものとする。なお、入札及
び契約に関する情報の公表の際には、入札及び契約に係る
透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積
極的に図るものとする。

IT化の推進と併せ、各省各庁の長等は、事務の簡素合
理化を図るとともに、入札に参加しようとする者の負担を
軽減し、競争性を高める観点から、できるだけ、入札及び
契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化を図るととも
に、競争参加者の資格審査などの入札及び契約の手の統
一化に努めるものとする。

(3) 各省各庁の長等相互の連絡、協調体制の強化に関するこ
と

公共工事の受注者の選定に当たっては、当該企業の過去
の工事实績に関する情報や保有する技術者に関する情報、
施工状況の評価に関する情報等各発注者が保有する具体的
な情報を相互に交換することにより、不良・不適格業者を
排除し、より適切な受注者の選定が可能となる。また、現
場における適正な施工体制の確保の観点から行う点検や指
名停止等の措置を行うに際しては、発注者相互が協調して
これらの措置を実施することにより、より高い効果が期待
できる。さらに、最新の施工技術に関する情報等について、

1 発注者間で相互に情報交換を行うことにより、技術力によるより公正な競争の促進と併せ適正な施工の確保が期待できる。したがって、各省各庁の長等は、入札及び契約の適正化を図る観点から、相互の連絡、協調体制の一層の強化に努めるものとする。

7 (4) 企業選定のための情報サービスの活用に関すること

8 発注者支援データベースは、技術と経営に優れた企業を選定するとともに、専任技術者の設置や一括下請負の禁止等に係る違反行為を抑止し、不良・不適格業者の排除を徹底するため効果の高い手段としてその重要性が増していることから、各省各庁の長等は、積極的にその活用を進めるものとする。

14 また、建設業許可行政庁の保有する工事経歴書や処分履歴等の企業情報の活用も、工事の施工に適した企業の選定や不良・不適格業者の排除のための方策となりうることから、建設業許可行政庁は、その利用環境の向上を図り、各省各庁の長等は、必要に応じ適切に活用するものとする。

21 第3 適正化指針の具体化に当たっての留意事項

23 1 特殊法人等及び地方公共団体の自主性の配慮

25 法第17条第3項は、適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならないものとしている。これは、国、特殊法人等及び地方公共団体といった公共工事の発注者には、発注する公共工事の量及び内容、発注者の体制等に大きな差があり、また、従来からそれぞれの発注者の判断により多様な発注形態がとられてきたことに鑑み、適正化指針においても、こうした発注者の多様性に配慮するよう求めたものである。

33 一方、公共工事の入札及び契約の適正化は、各省各庁の長等を通じて統一的、整合的に行われることによって初めて公

発注者間で相互に情報交換を行うことにより、技術力によるより公正な競争の促進と併せ適正な施工の確保が期待できる。したがって、各省各庁の長等は、入札及び契約の適正化を図る観点から、相互の連絡、協調体制の一層の強化に努めるものとする。

7 (4) 企業選定のための情報サービスの活用に関すること

8 発注者支援データベースは、技術と経営に優れた企業を選定するとともに、専任技術者の設置や一括下請負の禁止等に係る違反行為を抑止し、不良・不適格業者の排除を徹底するため効果の高い手段としてその重要性が増していることから、各省各庁の長等は、積極的にその活用を進めるものとする。

14 また、建設業許可行政庁の保有する工事経歴書や処分履歴等の企業情報の活用も、工事の施工に適した企業の選定や不良・不適格業者の排除のための方策となりうることから、建設業許可行政庁は、その利用環境の向上を図り、各省各庁の長等は、必要に応じ適切に活用するものとする。

21 第3 適正化指針の具体化に当たっての留意事項

23 1 特殊法人等及び地方公共団体の自主性の配慮

25 法第17条第3項は、適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならないものとしている。これは、国、特殊法人等及び地方公共団体といった公共工事の発注者には、発注する公共工事の量及び内容、発注者の体制等に大きな差があり、また、従来からそれぞれの発注者の判断により多様な発注形態がとられてきたことに鑑み、適正化指針においても、こうした発注者の多様性に配慮するよう求めたものである。

33 一方、公共工事の入札及び契約の適正化は、各省各庁の長等を通じて統一的、整合的に行われることによって初めて公

1 共工事に対する国民の信頼を確保するとともに建設業の健全
2 な発達を図るという効果を上げ得るものであることから、で
3 ける限り足並みをそろえた取組が行われることが重要であ
4 り、各省各庁の長等ごとに、その置かれている状況等に応じ
5 た取組の差異が残ることはあっても、全体としては着実に適
6 正化指針に従った措置が講じられる必要がある。

7 8 2 業務執行体制の整備

9
10 法及び適正化指針に従って公共工事の入札及び契約の適正
11 化を促進するためには、発注に係る業務執行体制の整備が重
12 要である。このため、各省各庁の長等においては、発注関係
13 事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術
14 を有する職員の育成及び確保が必要である。また、入札及び
15 契約の手続の簡素化・合理化に努めるとともに、必要に応じ、
16 CM（コンストラクション・マネジメント）方式の活用・拡
17 大等によって業務執行体制の見直し、充実等を行う必要があ
18 る。特に、小規模な市町村等においては、技術者が不足して
19 いることも少なくなく、発注関係事務を適切に実施できるよ
20 うにこれを補完・支援する体制の整備が必要である。このた
21 め、国及び都道府県の協力・支援も得ながら技術者の養成に
22 積極的に取り組むとともに、事業団等の受託制度や外部機関
23 の活用等を積極的に進めることが必要である。また、国及び
24 都道府県は、このような市町村等の取組が進むよう協力・支
25 援を積極的に行うよう努めるものとする。
26

共工事に対する国民の信頼を確保するとともに建設業の健全
な発達を図るという効果を上げ得るものであることから、で
ける限り足並みをそろえた取組が行われることが重要であ
り、各省各庁の長等ごとに、その置かれている状況等に応じ
た取組の差異が残ることはあっても、全体としては着実に適
正化指針に従った措置が講じられる必要がある。

2 業務執行体制の整備

法及び適正化指針に従って公共工事の入札及び契約の適正
化を促進するためには、発注に係る業務執行体制の整備が重
要である。このため、各省各庁の長等においては、入札及び
契約の手続の簡素化・合理化に努めるとともに、必要に応じ、
CM（コンストラクション・マネジメント）方式の活用・拡
大等によって業務執行体制の見直し、充実等を行う必要があ
る。特に、小規模な市町村等においては、技術者が不足して
いることも少なくなく、発注関係事務を適切に実施できるよ
うにこれを補完・支援する体制の整備が必要である。このた
め、国及び都道府県の協力・支援も得ながら技術者の養成に
積極的に取り組むとともに、事業団等の受託制度や外部機関
の活用等を積極的に進めることが必要である。また、国及び
都道府県は、このような市町村等の取組みが進むよう協力
・支援を積極的に行うよう努めるものとする。

品確法
第7条第3項

発注関係事務の運用に関する指針 改正の骨子案について



公共工事の品質確保の促進に関する法律における「運用指針」の該当条文

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。



運用指針 改正のポイント

- ①全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、**災害時の緊急対応の充実強化**
- ②公共工事の品質確保のため、公共工事に加え、**公共工事に関する測量、調査**（地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))**及び設計**が対象として追加
- ③**働き方改革**、i-Constructionの推進等による**生産性向上の取組**に関連する事項の追加

(H26制定時)

(改正骨子案)

(改正事項)

I. 本指針の位置付け

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

1. 発注関係事務の適切な実施

- (1) 調査及び設計段階
- (2) 工事発注準備段階
- (3) 入札契約段階
- (4) 工事施工段階
- (5) 工事完成後
- (6) その他

1 工事

- 1-1 工事発注準備段階
- 1-2 工事入札契約段階
- 1-3 工事施工段階
- 1-4 工事完成後
- 1-5 その他

2 測量、調査及び設計業務

- 2-1 業務発注準備段階
- 2-2 業務入札契約段階
- 2-3 業務履行段階
- 2-4 業務完了後
- 2-5 その他

2. 発注体制の強化等

- (1) 発注体制の整備等
- (2) 発注者間の連携強化

3 発注体制の強化等

- 3-1 発注体制の整備等
- 3-2 発注者間の連携強化

働き方改革への対応

- 適正な工期設定
- 計画的な発注や施工時期の平準化
- 工事中の施工状況の確認等

生産性向上への取組

- ICT技術の活用を含めた最新の積算基準を適用
 - 3次元データ等を積極的に活用
 - 関係者間での情報共有システムの推進
- 法改正に基づき改正
- 公共工事の目的物の適切な維持管理の実施

調査設計の品質確保

- 業務の性格に応じた技術提案の評価内容の設定

働き方改革への対応

- 計画的な発注や履行時期の平準化

生産性向上への取組

- 電子納品のオンライン化を積極的に推進
- データ関係基盤を構築

法改正に基づき改正

- 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制
- 発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進

(H26制定時)

(改正骨子案)

(改正事項)

Ⅲ. 災害時における緊急対応

1 工事

- 1-1. 災害時における入札契約方式の選定
- 1-2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な施工確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 復旧・復興工事の担い手の確保
 - (4) 迅速な事業執行
 - (5) 早期の復旧・復興に向けた取組

2 測量、調査及び設計業務

- 2-1. 災害時における入札契約方式の選定
- 2-2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な履行確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 迅速な事業執行
 - (4) 早期の復旧・復興に向けた取組

3 建設業団体や他の発注者との連携等

災害時の緊急対応の充実強化

- 災害時における入札契約方式の選定
 - ・ 随意契約
 - ・ 指名競争入札
- 実態を踏まえた積算の導入
- 一括審査方式の活用
- 事業促進PPPの活用

(H26制定時)

(改正骨子案)

(改正事項)

Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

- 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

Ⅳ. 多様な入札契約方式の選択・活用

- 1 工事
 - 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
 - 1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

近年の取組事項を反映
 ○ワークライフバランス等推進企業の評価項目の設定
 ○ISO9001を活用した品質管理

- 2 測量、調査及び設計業務
 - 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
 - 2-2 業務の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

調査設計の品質確保
 ○設計段階から施工者が関与する方式(ECI方式)

Ⅳ. その他配慮すべき事項

Ⅴ. その他配慮すべき事項

- 1. 受注者等の責務
- 2. その他

法改正に基づき改正
 ○適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結

6/7 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

(法律・運用指針の説明会)

発注者協議会（ブロック会議）の開催
発注者協議会（県部会）の開催

- ・ 品確法の改正の主旨説明
- ・ 法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見交換

品確法の改正の主旨説明会の開催

- ・ 建設業団体等に対し、品確法の改正の内容説明

7
~
9
月
を
目
処

(意見照会)

8/8（木）～9/13（金）
地方公共団体・建設業団体等への意見照会

- ・ 法改正を踏まえた運用指針改正骨子（案）に関する意見を収集

意見聴取結果を踏まえ、発注関係事務の運用に関する指針(案)の作成

発注者協議会（ブロック会議）の開催
発注者協議会（県部会）の開催

- ・ 改正運用指針（案）の説明

秋
頃

地方公共団体・建設業団体等へ意見照会
有識者への意見照会

- ・ 改正運用指針（案）に関する意見を収集

年内を目処 発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定

令和2年度より、運用指針に基づく発注事務の運用開始

令和元年8月

発注関係事務の運用に関する指針（改正の骨子案）

※本改正にて新規に追記または改正されている事項は、下線を引いております。

目次

I. 本指針の位置付け	6
II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項	7
1 工事	8
1-1 工事発注準備段階	8
(工事に必要な情報等の適切な把握・活用)	8
(工事の性格等に応じた入札契約方式の選択)	8
(予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成)	8
(現場条件等を踏まえた適切な設計図書作成)	8
(適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定)	8
(適正な工期設定)	9
(計画的な発注や施工時期の平準化)	9
<発注見通しの統合・公表の実施>	9
<繰越明許費・債務負担行為の活用>	9
<取組事例等の情報共有>	10
1-2 工事入札契約段階	10
(適切な競争参加資格の設定)	10
(工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定)	11
(競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等)	11
(ダンピング受注の防止等)	12
(入札不調・不落時の見積りの活用等)	13
(公正性・透明性の確保、不正行為の排除)	13
1-3 工事施工段階	14
(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更)	14
(工事中の施工状況の確認等)	14
(施工現場における労働環境の改善)	15
(受注者との情報共有や協議の迅速化等)	15
1-4 工事完成後	16
(適切な技術検査・工事成績評定等)	16
(完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価)	16

(公共工事の目的物の適切な維持管理)	16
1-5 その他	16
2 測量、調査及び設計業務	18
2-1 業務発注準備段階	18
(業務に必要な情報等の適切な把握・活用)	18
(業務の性格等に応じた入札契約方式の選択)	18
(予算、工程計画等を考慮した業務発注計画の作成)	18
(現場条件等を踏まえた適切な契約図書を作成)	18
(適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適切な設定)	18
(適正な履行期間の設定)	19
(計画的な発注や履行期限等の平準化)	19
<発注見通しの統合・公表>	19
<繰越明許費や債務負担行為の活用>	19
<取組事例等の情報共有>	19
2-2 業務入札契約段階	20
(適切な競争参加資格の設定)	20
(業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定)	20
(競争参加者の履行能力の適切な評価項目の設定等)	21
(ダンピング受注の防止等)	21
(入札不調・不落時の見積りの活用等)	22
(公正性・透明性の確保、不正行為の排除)	22
2-3 業務履行段階	23
(履行条件の変化等に応じた適切な契約変更)	23
(業務中の履行状況の確認等)	23
(履行現場における労働環境の改善)	24
(受注者との情報共有や協議の迅速化等)	24
2-4 業務完了後	24
(適切な検査・納品と業務成績評定)	24
2-5 その他	25
3. 発注体制の強化等	26
3-1 発注体制の整備等	26
(発注者自らの体制の整備)	26
(外部からの支援体制の活用)	26
3-2 発注者間の連携強化	26
(工事・業務成績データの共有化・相互活用等)	26
(発注者間の連携体制の構築)	27

Ⅲ. 災害時における緊急対応	28
1 工事	28
1-1 災害時における入札契約方式の選定	28
(随意契約)	28
(指名競争入札)	28
(通常の方式)	29
1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	29
(1) 確実な施工確保、不調・不落対策	29
(実態を踏まえた積算の導入)	29
(指名競争入札におけるダンピング対策等)	30
(前払金限度額の引き上げ等)	30
(2) 発注関係事務の効率化	30
(一括審査方式の活用)	30
(3) 復旧・復興工事の担い手の確保	30
(共同企業体の活用)	30
(地域企業の参加可能額の拡大)	31
(4) 迅速な事業執行	31
(支出負担行為事務の委任範囲の拡大)	31
(政府調達協定対象工事における適用)	31
(政府調達協定対象工事における手続日数の短縮)	31
(5) 早期の復旧・復興に向けた取組	32
(事業促進 PPP 等)	32
(技術提案・交渉方式)	32
2 測量、調査及び設計業務	33
2-1 災害時における入札契約方式の選定	33
(随意契約)	33
(指名競争入札)	33
(通常の方式)	34
2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	34
(1) 確実な履行確保、不調・不落対策	34
(実態を踏まえた積算の導入)	34
(指名競争入札におけるダンピング対策等)	35
(前払金限度額の引き上げ等)	35
(2) 発注関係事務の効率化	35
(一括審査方式の活用)	35
(3) 迅速な事業執行	35

(支出負担行為事務の委任範囲の拡大)	35
(政府調達協定対象業務における適用)	36
(政府調達協定対象業務における手続日数の短縮)	36
(4) 早期の復旧・復興に向けた取組	36
(事業促進 PPP 等)	36
(技術提案・交渉方式)	36
3 建設業団体や他の発注者との連携等	37
IV. 多様な入札契約方式の選択・活用	38
1 工事	38
1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点	38
(1) 契約方式の選択	38
(契約方式の概要)	38
(契約方式の選択の考え方)	38
(2) 競争参加者の設定方法の選択	39
(競争参加者の設定方法の概要)	39
(競争参加者の設定方法の選択の考え方)	39
(3) 落札者の選定方法の選択	39
(落札者の選定方法)	39
(落札者の選定方法の選択の考え方)	39
(4) 支払い方式の選択	40
(支払い方式)	40
(支払い方式の選択の考え方)	40
1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例	40
(1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式	40
(2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式	40
(3) 維持管理の技術的課題に対応した方式	41
(4) 発注者を支援する方式	41
2 測量、調査及び設計業務	42
2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点	42
(1) 契約方式の選択	42
(契約方式の概要)	42
(契約方式の選択の考え方)	42
(2) 競争参加者の設定方法の選択	42
(競争参加者の設定方法の概要)	42
(競争参加者の設定方法の選択の考え方)	43

(3) 落札者の選定方法の選択	43
(落札者の選定方法)	43
(落札者の選定方法の選択の考え方)	43
(4) 支払い方式の選択	43
(支払い方式)	43
(支払い方式の選択の考え方)	44
2-2 業務の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式 の活用の例	44
(1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式	44
(2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式	44
(3) 発注者を支援する方式	45
V. その他配慮すべき事項	46
1. 受注者等の責務	46
2. その他	46

I. 本指針の位置付け

- 本指針は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、同法）に定める基本理念にのっとり、公共工事の発注者を支援するために定めたもの。
- 具体的には、各発注者が、共通する重要課題に対し、「発注者の責務」等を踏まえて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ。
- 令和元年度に同法が改正され、災害時の緊急対応強化や働き方改革、i-Constructionの推進等による生産性向上の取組、調査・設計の品質確保等に関する規定が盛り込まれたことから、本指針の見直しを検討。
- 従前の内容が大きく変わるものではないものの、以下の主な改正点を踏まえて構成を見直し。
 - ①全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が追加されたこと
 - ②公共工事の品質確保のため、公共工事に加え、公共工事に関する測量、調査（地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。））及び設計が対象として追加されたこと
 - ③公共工事の目的物の維持管理について、発注者又は維持管理者としての国、特殊法人等及び地方公共団体等が適切に実施するよう追加されたこと
- さらに、公共工事に関する測量、調査及び設計業務（以下、業務という）の入札契約方式の選択・活用に関する事項についても新たに追加。
- なお、国は、本指針に基づき、引き続き、実施状況を定期的に調査し、結果をとりまとめて公表するとともに、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、本指針の見直しを必要に応じて実施

Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

- 各発注者は、工事及び業務及びについて、発注準備、入札契約、工事施工又は業務履行、完成後の各段階で発注関係事務を適切に実施。
- 各段階共通の事項として、関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続など、現場の実態に即した条件（自然条件を含む。）を踏まえた事業全体の工程計画を検討するとともに、各段階において事業の進捗に関する情報を把握し、計画的な事業の進捗管理を実施。
- 生産性向上と担い手確保に向けて働き方改革を進めるため、各段階においてICTを積極的に活用し、官民が保有するデータの連携や電子納品のオンライン化等を実施

1 工事

1-1 工事発注準備段階

(工事に必要な情報等の適切な把握・活用)

- 現地の事前調査等により、工事に必要な情報を適切に把握。
- その際、ICT や新技術、3次元データ、情報共有システムを積極的に活用。

(工事の性格等に応じた入札契約方式の選択)

- 工事の発注に当たっては、工事の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約方式を選択。
- 適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合、国、都道府県や外部の支援体制を積極的に活用。

(予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成)

- 工区割りや発注ロットを適切に設定し、計画的に工事を発注。

(現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成)

- 現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容と整合。
- 調達環境が通常と異なり遠隔地から資材や労働力を調達する必要がある場合など発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件を明示。
- その際、当該条件は設計変更の対象となる旨も明示。

(適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定)

- 建設業者が適正な利潤を確保できるよう、適切に作成された設計図書に基づき、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行い、予定価格を設定。

- その際、適正な工期を前提として、工事に従事する者の休日の確保や労働環境の改善、ICTの活用を含めた現場の実態に即した施工条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用。
- 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、地域ごとの最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映。
- 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定。
- 最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直し、遅滞なく適用。
- 適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは不可。
- 経済社会情勢の変化の反映、工事に従事する者の労働環境の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げも不可。

(適正な工期設定)

- 施工の内容、規模、方法等を踏まえた施工に必要な日数のほか、週休2日を前提とした工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期を設定。
- 必要に応じて建設資材や労働者確保のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫を実施。

(計画的な発注や施工時期の平準化)

<発注見通しの統合・公表の実施>

- 地域発注者協議会等を通じて、各発注者が連携し、中長期的な工事の発注見通しについて作成し、地方ブロック単位等で統合して公表。
- 当該年度の工事の詳細な発注見通しについて、四半期ごとに地方ブロック単位で統合して公表。

<繰越明許費・債務負担行為の活用>

- 年度当初からの予算執行の徹底、繰越明許費の適切な活用や債務負担行為の積極的な活用による年度末の工事の集中の回避等予算執行上の工夫等により、適正な工期を確保しつつ、工事の施工時期を平準化。

<取組事例等の情報共有>

- 地域発注者協議会等において、施工時期の平準化の取組状況等を、他の発注者と比較できるよう公表。
- あわせて、施工時期の平準化の取組により人材・資機材の有効活用や建設企業の経営の健全化が図られ、建設業の担い手確保や生産性向上に貢献するものであること等の国からの情報提供や、各地方公共団体の施工時期の平準化の先進優良事例等を共有。

1-2 工事入札契約段階

(適切な競争参加資格の設定)

- 競争に参加する資格を有する者の名簿の作成にあたり、審査項目の選定の際は競争性の低下につながることはないよう留意。
- 法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者を公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な措置を実施。
- 工事を発注する際は、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、工事の経験及び工事成績や地域要件などの適切な競争参加資格を設定。
- その際、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等が競争に参加することができる方式を活用。
- また、若手や女性技術者の登用や海外での施工経験のある技術者の活用も考慮した要件緩和や、災害時の施工体制の考慮など、競争性の確保に留意。
- 競争参加資格に施工実績を設定する場合は、具体的に設定し、実績の確認に当たっては、適切な審査を実施。
- 施工実績の確認に当たっては、一定の成績評価に満たないものは実績として認めないこと等により施工能力のない者を排除するなど適切な審査を実施。
- 災害発生時に緊急性に応じた随意契約や指名競争入札の活用による工事の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害協定を締結。
- 不良不適格業者の排除を徹底。
- 技術者の情報を一元的に把握できる取組を活用し、競争参加者等の負担軽減等に配慮。
- 所要の知識・技術・資格を備えている技術者の仕様書への位置付けや、手持ち工事量の制限など、工事の品質確保に向けた施策を検討し実施。

(工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定)

- 発注者は、発注する工事の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に対し技術提案を要求。
- その際、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものが求められるものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技術審査において審査する施工上の工夫を技術提案として求めることも可能。
- 高度な技術等を含む技術提案を求める場合は、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することが可能。
- その際、技術提案の評価に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取。
- 技術提案を求める場合、技術提案に係る事務負担に配慮し、適切な評価内容を設定。
- その際、過度なコスト負担を要すると判断される技術提案は、優位に評価しないこととし、評価内容を設定。
- 技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い評価。
- 説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際して、評価の方法や内容を公表。
- その際、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、その取扱いに留意。
- 技術提案の評価において、提案内容の一部を改善することで、より優れたものとなる場合等には、提案を改善する機会を与えることが可能。
- その際、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程の概要を速やかに公表。
- 技術提案の改善を求める場合、特定の者に対してのみ改善を求めるなど特定の者だけが有利となることのないよう配慮。
- 落札者を決定した場合、技術提案について発注者と落札者の責任分担とその内容を契約図書において明確化。
- 履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決め。

(競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等)

- 総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、適切に評価項目を設定。

- 必要に応じて、災害協定の締結状況等の企業の地域の精通度等を評価項目に設定。
- 必要に応じて、若手や女性技術者の登用、海外での施工経験を有する技術者の活用、災害時の施工体制などを考慮し、適切な評価項目を設定。
- 一定水準の技術力等を有する民間資格を総合評価落札方式における加点評価の対象とし、積極的に活用。
- 一括審査方式や、施工能力評価型総合評価落札方式の活用などにより、競争参加者の負担の軽減。
- 総合評価落札方式の実施方針や複数の工事に共通する評価方法を定める場合は、学識経験者の意見を聴取。
- 個別工事の評価方法や落札者の決定については、工事の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴取。
- 地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取については、地方自治法施行令第167条の10の2第3項等に定める手続を実施。
- 必要に応じて、配置予定技術者に対するヒアリングを行うこと等により、競争参加者を適切に評価。
- また、工事の性格等に応じて、施工体制確認型総合評価落札方式の実施。

(ダンピング受注の防止等)

- ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底。
- 低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と工事の品質の確保の徹底の観点から、調査実績等も踏まえて、適宜、低入札価格調査基準を見直し。
- 低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合、当該価格の入札前の公表は不可。
- 予定価格、原則として事後公表。
- その際、入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底。
- 地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないものの、予定価格の事前公表を行う場合、その適否について十分検討。
- さらに、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱い、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等適切な措置を実施。
- 工事の入札に係る申込みの際、入札参加者に内訳書の提出を求め、書類に不備

がある場合、原則としてその者の入札を無効。

(入札不調・不落時の見積りの活用等)

- 入札不調時等は、次の方法により予定価格を適切に見直し、できる限り速やかに契約を締結。
 - ①入札参加者から見積りを徴収し、妥当性を確認し、当該見積りを活用して積算内容を見直す方法
 - ②設計図書が施工実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法
- 不落発生時は、改めて競争入札を実施することを基本。
- 再度入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合の真にやむを得ない措置として、談合防止や公正性、受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、不落随契の活用も検討。

(公正性・透明性の確保、不正行為の排除)

- 公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、公正な契約を締結。
- 入札及び契約に係る情報については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき、適切に公表。
- 競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ技術提案の評価の方法等を明らかにし、早期に評価の結果を公表。
- 第三者機関の活用等により、第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を実施。
- その際、各発注者が連携し、運用面の工夫を実施。
- 入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明。
- さらに不服のある場合の処理のため、第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備。
- 談合や贈収賄等不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施。
- 談合の結果として被った損害額の賠償の請求や建設業許可行政庁等へ通知することで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を徹底。
- 入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為の疑いの事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に通知。
- その際、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知。

- ただし、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意。

1-3 工事施工段階

(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更)

- 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合や、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合等において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期を適切に変更。
- 労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金の額の変更について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金の額を変更。
- 設計図書の変更等により、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用。

(工事中の施工状況の確認等)

- 建設業法違反と疑うに足りる事実があるときは、下請業者等も含め、工事中の施工状況を確認の上、建設業許可行政庁等に通知。
- 下請業者に対する現金での適切な賃金の支払いを呼びかけ。
- 週休2日の確保等により、下請業者を含め適正な労働時間の確保を促進。
- 当該通知の適切な実施のために、現場の施工体制の把握のための要領を策定し、必要に応じて公表。
- 策定した要領に従って現場の施工体制等を適切に確認するほか、一括下請負など建設業法違反の防止の観点から、建設業許可行政庁等と連携。
- 工事期間中においては、その品質が確保されるよう、監督を適切に実施。
- 低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な施工がなされるよう、重点的な監督体制を整備する等の対策を実施。
- 適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するため、出来形部分の確認等の検査やその他の施工の節目において、必要な技術的な検査を適切に実施。
- その際、ICTを積極的に活用し、作業を効率化。
- 技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地におけ

る指示事項を書面により受注者に通知。

- 技術検査の結果は工事の施工状況の評価に反映。
- 必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものを活用。

(施工現場における労働環境の改善)

- 安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、必要に応じて元請業者及び下請業者の指導が図られるよう、関係部署と連携。
- 元請業者に対し、社会保険等未加入業者との契約締結の禁止措置や、社会保険等未加入業者を確認した際の建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局への通報等により、下請業者も含めてその排除を徹底。
- 下請業者や技能労働者等に対する円滑な支払を促進するため、元請業者の資金調達の円滑化を実施。
- 既に中間前金払制度を導入している場合には、受注者にとって当該制度を利用しやすいよう環境を整備。
- 受注者が熱中症対策や寒冷対策の実施や、快適トイレの設置などに取り組みやすいよう環境を整備。
- ICT建機等の積極的な導入を促し、作業の効率化を積極的に実施。

(受注者との情報共有や協議の迅速化等)

- 設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者等が一堂に会する会議を、必要に応じて開催。
- 受注者からの協議等について、速やかかつ適切に回答。
- 変更手続が円滑に進むよう、設計変更ガイドラインを策定し活用。
- 設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、協議・審議等を行う会議を必要に応じて開催。
- 工事に関する情報の可視化・集約化を図るため、3次元データ等を積極的に活用。
- 情報を関係者間で共有できるよう、情報共有システムの活用を推進。
- 材料検査や出来形確認などの現場臨場を要する検査については、ウェアラブルカメラ等を活用し、受発注者双方の省力化を積極的に推進

1-4 工事完成後

(適切な技術検査・工事成績評定等)

- 受注者から工事完成の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定められた期限内に工事の完成を確認するための検査を実施。
- 同時期に技術検査も行い、その結果を工事成績評定に反映。
- 技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知。
- 工事成績評定を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定。
- 発注者は、ICT を積極的に活用し、検査書類等を削減や作業の効率化を実施。
- 必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものを活用。
- 工事の成果は、将来のA I活用等のデータ利活用環境の構築のため、受注者が適切な形式で保存した電子データを工事の成果品として受領。
- その際、オンライン電子納品を積極的に推進し、データやモデルがクラウド上で簡単にアクセスできるデータ関係基盤を構築。
- 工事の成果品は、適切な期間保存。

(完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価)

- 必要に応じて、完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施。

(公共工事の目的物の適切な維持管理)

- 公共工事の目的物を管理する者は、その品質が将来にわたり確保されるよう、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施。
- その際、3次元データや情報通信技術の活用を推進

1-5 その他

- 競争に参加しようとする者の負担を軽減し、競争性を高める観点から、入札及び契約のICT化の推進、入札及び契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化を積極的に実施。

○競争参加者の資格審査などの入札及び契約の手続の統一化を実施。

○発注者・競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避し、技術者・資材が確保される施工体制を整えている複数の企業による確実かつ円滑な施工を行う観点から、一括審査方式を活用。

2 測量、調査及び設計業務

2-1 業務発注準備段階

(業務に必要な情報等の適切な把握・活用)

- 現地の事前調査等により、業務に必要な情報を適切に把握。
- その際、ICTや新技術を積極的に活用。

(業務の性格等に応じた入札契約方式の選択)

- 業務の発注に当たっては、業務の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約方式を選択。
- 適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合、国、都道府県や外部の支援体制を積極的に活用。

(予算、工程計画等を考慮した業務発注計画の作成)

- 業務の内容や規模等を適切に設定し、計画的に業務を発注。

(現場条件等を踏まえた適切な契約図書の作成)

- 現場の実態に即した履行条件の明示等により、適切な設計図書（公共建築設計業務においては設計仕様書をいう。以下同様）を作成するとともに積算内容と整合。
- 設計業務の発注に当たっては、設計に必要な諸条件を設計図書へ反映。
- 業務から工事までの一連の情報の可視化・集約化を図るため、3次元データを積極的に活用。なお、3次元データの活用にあたっては、最新の基準類を確認の上、設計図書へ反映。

(適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適切な設定)

- 業務の履行者が適正な利潤を確保できるよう、適切に作成された設計図書に基づき、最新の技術者単価や適正な歩掛、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保す

るための保険契約の保険料、納期等、履行の実態を的確に反映した積算を行い、予定価格を設定。

○その際、適正な履行期限を前提とし、ICTの活用を含め現場の実態に即した履行条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用。

○必要に応じて積極的に歩掛や資材等の見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定。

○最新の業務履行の実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直し、遅滞なく適用。

○適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする歩切りは不可。

○経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げも不可。

(適正な履行期間の設定)

○業務の性格、自然条件、週休2日や照査期間等を鑑み、業務の適正な履行や品質を確保するための適切な履行期間を設定。

(計画的な発注や履行期限等の平準化)

<発注見通しの統合・公表>

○地域発注者協議会等を通じて、各発注者が連携し、中長期的な業務の発注見通しについて作成し、地方ブロック単位で統合して公表。

○当該年度の業務の詳細な発注見通しについて、四半期ごとに地方ブロック単位で統合して公表。

<繰越明許費や債務負担行為の活用>

○年度当初からの予算執行の徹底、繰越明許費の適切な活用や債務負担行為の積極的な活用による年度末の業務の集中の回避等予算執行上の工夫等により、適正な履行期間を確保しつつ、業務の発注や履行期限等を平準化。

<取組事例等の情報共有>

○地域発注者協議会等において、履行期限の平準化の取組状況等を、他の発注者と比較できるよう公表。

○あわせて、履行期限の平準化の取組により人材・資機材の有効活用や建設企業の経営の健全化が図られ、建設業の担い手確保や生産性向上に貢献するもので

あること等の国からの情報提供や、各地方公共団体の履行期限の平準化の先進優良事例等を共有。

2-2 業務入札契約段階

(適切な競争参加資格の設定)

- 業務を発注する際は、業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務の経験及び業務成績や地域要件などの競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格を設定。
- また、必要に応じて、若手や女性技術者の登用、海外での履行経験のある技術者の活用も考慮した要件緩和や、災害時の業務履行体制の考慮など、競争性の確保に留意。
- 競争参加資格に業務の履行実績を設定する場合、技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定。
- 履行実績の確認に当たっては、一定の成績評価に満たないものは実績として認めないこと等により履行能力のない者を排除するなど適切な審査を実施。
- 災害発生時に随意契約や指名競争入札の活用による災害応急対策又は災害復旧に関する調査等の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害協定を締結。
- 不良不適格業者の排除を徹底。
- 技術者の情報を一元的に把握できる取組を活用し、競争参加者等の負担軽減等に配慮。
- 所要の知識・技術・資格を備えている技術者の仕様書への位置付けや、手持ち業務量の制限など、業務の品質確保に向けた施策を検討し実施。

(業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定)

- 発注者は、発注する業務の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に対し技術提案を要求。
- その際、技術提案の評価に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取。
- 技術提案を求める場合には、技術提案に係る事務負担に配慮し、適切な評価内容を設定。
- その際、過度なコスト負担を要すると判断される技術提案は、優位に評価しないこととし、評価内容を設定。

- 技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い評価。
- 説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際して、評価の方法や内容を公表。
- その際、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、その取扱いに留意。
- 受注業者を決定した場合には、技術提案について発注者と受注業者の責任分担とその内容を設計図書で明確化。
- 履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約図書で取り決め。

(競争参加者の履行能力の適切な評価項目の設定等)

- 履行能力の評価に当たっては、適切に評価項目に設定。
- 必要に応じて、災害協定の締結状況等の企業の地域の精通度等を評価項目に設定。
- 必要に応じて、若手や女性技術者の登用、海外での履行経験のある技術者の活用、災害時の履行体制などを考慮し、適切な評価項目を設定。
- 一定水準の技術力等を有する民間資格を総合評価落札方式における加点評価の対象とし、積極的に活用。
- 一括審査方式の活用などにより、競争参加者の負担を軽減。
- 実施方針や複数の業務に共通する評価方法を定める場合は、学識経験者の意見を聴取。
- 個別業務の評価方法や落札者の決定については、業務の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴取。
- 地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取については、地方自治法施行令第167条の10の2第4項等に定める手続を実施。
- 必要に応じて、配置予定技術者に対するヒアリングを行うこと等により、競争参加者を適切に評価。

(ダンピング受注の防止等)

- ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な活用を徹底。

- 低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、調査実績等も踏まえて、適宜、低入札価格調査基準を見直し。
- 低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合、当該価格の入札の前の公表は不可。
- 予定価格は、原則として事後公表。
- その際、入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底。
- 地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないものの、予定価格の事前公表を行う場合、その適否について十分検討。
- さらに、業務を履行する者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱い、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等適切な措置を実施。
- 業務の入札に係る申込みの際、必要に応じて入札金額の内訳書の提出を求め、書類に不備がある場合、原則としてその者の入札を無効。

(入札不調・不落時の見積りの活用等)

- 入札不調時等は、次の方法により予定価格を適切に見直し、できる限り速やかに契約を締結。
 - ①入札参加者から見積りを徴収し、妥当性を確認し、当該見積りを活用して積算内容を見直す方法
 - ②設計図書が履行実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法
- 不落発生時は、改めて競争入札を実施することを基本。
- 再度入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合の真にやむを得ない措置として、談合防止や公正性、受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、不落随契の活用も検討。

(公正性・透明性の確保、不正行為の排除)

- 公共土木設計業務等標準委託契約約款等に沿った契約約款に基づき、公正な契約を締結。
- 入札及び契約に係る情報については、工事に準じて、適切に公表。
- 競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ技術提案の評価の方法等を明らかにし、早期に評価の結果を公表。

- 第三者機関の活用等により、第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を実施。
- その際、各発注者が連携し、運用面の工夫を実施。
- 入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明。
- さらに不服のある場合の処理のため、第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備。
- 談合や贈収賄等不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施。
- 談合の結果として被った損害額の賠償の請求や許可行政庁等へ通知することで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を徹底。
- 入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為の疑いの事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に通知。
- その際、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知。
- ただし、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意。

2-3 業務履行段階

(履行条件の変化等に応じた適切な契約変更)

- 業務の条件を明示した仕様書等を適切に作成し、業務の履行に必要な設計条件等について受発注者間で確認し、必要があると認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間を変更。
- 労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から契約額の変更について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、契約額を変更。
- 設計図書の変更等により、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用。

(業務中の履行状況の確認等)

- 履行期間中においては、その品質が確保されるよう、監督を適切に実施。
- 低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な履行がなされるよう、重点的な監督体制を整備する等の対策を実施。
- 必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を

有するものの活用。

(履行現場における労働環境の改善)

○安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、必要に応じて元請業者の指導が図られるよう、関係部署と連携。

(受注者との情報共有や協議の迅速化等)

○受発注者間での業務工程の共有、受発注者の合同現地踏査による情報共有を実施。

○受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答。

○業務内容に応じて、受注者の照査体制を確保し、照査の適切な実施について確認。

○変更手続が円滑に進むよう、土木設計業務等変更ガイドラインを策定し活用。

○契約変更の手続きの迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、協議・審議等を行う会議を必要に応じて開催。

○情報を関係者間で共有できるよう、情報共有システムの構築及び活用を推進。

○テレビ会議等を活用し、受発注者双方の省力化を積極的に推進。

2-4 業務完了後

(適切な検査・納品と業務成績評定)

○受注者から業務完了の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定められた期間内に業務の完了を確認するための検査を実施。

○適正な履行や品質を確保するため、検査を適切に行い、業務の完了後には業務評定結果を速やかに通知。

○業務成績評定を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定。

○発注者は、ICT を積極的に活用し、検査書類等を削減や作業の効率化を実施。

○必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものを活用。

○業務の成果は、将来のAI活用等のデータ利活用環境の構築のため、受注者が

適切な形式で保存した電子データを業務の成果品として受領。

○その際、オンライン電子納品を積極的に推進し、データやモデルがクラウド上で簡単にアクセスできるデータ連携基盤を構築。

○業務の成果は適切な期間保存。

○地盤状況に関する情報の把握のための地盤調査を行った際には、その結果をその他の公共工事等を含めた公共工事の品質に資するため、原則として共有。

○共有する地盤状況に関する情報は、その品質を確保するため、位置情報、土質区分、試験結果等を確認。

○情報を関係者間で共有できるよう、情報共有システムの構築及び活用を推進。

2-5 その他

○競争に参加しようとする者の負担を軽減し、競争性を高める観点から、入札及び契約の ICT 化の推進、入札及び契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化を積極的に実施。

○競争参加者の資格審査などの入札及び契約の手続の統一化を実施。

○発注者・競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避し、技術者・資材が確保された履行体制を整えている複数の企業による確実かつ円滑な施工を行う観点から、一括審査方式を活用。

3. 発注体制の強化等

○発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、以下の事項に取り組む。

3-1 発注体制の整備等

(発注者自らの体制の整備)

- 各発注者において、自らの発注体制を把握し、体制が十分でない認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備。
- 国及び都道府県の協力・支援も得つつ、発注関係事務を適切に実施することができる職員を積極的に育成。
- 国及び都道府県は、発注体制の整備が困難な発注者に対し必要な支援を実施。

(外部からの支援体制の活用)

- 発注関係事務を適切に実施することが困難であると認められる場合、発注関係事務を適切に実施することができる者や発注事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者を積極的に活用。
- 地方公共団体等において国及び都道府県以外の者に発注関係事務を行わせることが可能となるよう、国及び都道府県は、発注関係事務を適切に実施することができる者や発注関係事務に関し助言その他の助言を適切に行う能力を有する者の選定を支援し、その者の育成、活用の促進。

3-2 発注者間の連携強化

(工事・業務成績データの共有化・相互活用等)

- 各発注者間における要領・基準・入札契約時の提出書類等の標準化・共有化を実施。
- その他の入札契約制度に係る要領等についても、地域発注者協議会等の場を通じて、各発注者間の共有化を実施。
- 最新の積算基準等の各工事や業務への適用が可能となるように、積算システム等の各発注者間における標準化・共有化を実施。
- 新規参入を含めた建設業者等の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行える

よう、各発注者が発注した業務及び工事の成果や成績評定、担当した技術者に関するデータを活用。

- 評定結果の発注者間の相互利用を促進するため、各発注者間の連携により評定項目、評定方法等の要領等の標準化を実施。
- 各発注者は業務・工事の性格等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを整備し、データの共有化。

(発注者間の連携体制の構築)

- 各発注者は、発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等に協力し、発注者間の情報交換や連絡・調整を実施。
- 発注者共通の課題への対応や各種施策を推進。
- 地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握し、各発注者は発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整を実施。
- 支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を要求。
- 国土交通省が全国の事務所に設置している「品確法運用指針に関する相談窓口」を活用し、さらに実務担当者間での意見交換等を実施するための体制を構築。

Ⅲ. 災害時における緊急対応

1 工事

1-1. 災害時における入札契約方式の選定

- 災害発生後の復旧にあたっては、透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手。
- 災害復旧における入札契約方式の適用にあたっては、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、随意契約、指名競争等を適用。
- 契約相手の選定にあたっては、協定締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約相手を選定。

(随意契約)

- 災害復旧工事のうち、発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、がれき撤去、堤防等河川管理施設等の応急復旧工事や、孤立集落の解消のための橋梁復旧など緊急度が極めて高い本復旧工事について、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、随意契約を適用。
- 契約の相手方の選定にあたっては、被災箇所における維持修繕工事の実施状況、災害協定の締結、企業の本支店の所在地、企業の被災状況、近隣での施工実績等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定。
- 状況に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から、会員企業に関する情報提供を受け、施工体制を勘案し契約相手を選定する方法も活用。

(指名競争入札)

- 災害復旧工事のうち、随意契約を適用しない本復旧にあつて、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要のある工事で、一般競争入札に付す時間的余裕がないものについては、指名競争入札を適用。
- 指名を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似工事の施工実績、手持ち工事の状況等を考慮して、確実な履行が期待できる企業を指名。
- その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮。

○指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意。

○時間的な制約を踏まえて指名競争入札を適用するものであることから価格競争によって落札者を選定するケースが多いと考えられるが、必要に応じて施工能力を評価する総合評価落札方式を適用。

(通常的方式)

○災害発生から復旧が進み、一定の入札契約期間が確保可能な内容と判断できる工事については、建設業者の状況も踏まえ適正な競争が可能な環境と判断できる場合には、競争性・公正性の確保の観点から、通常的方式（一般競争・総合評価落札方式他）を採用。

○入札参加要件の設定にあたっては、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び工事成績や地域要件などを適切に設定。

○競争参加者が比較的多くなることが見込まれる工事においては、手続期間を考慮した上で、適宜、段階的選抜方式を活用。

1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

○被災の状況や地域の実情に応じて、災害応急対策や災害復旧に関する工事の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、発注関係事務に関して必要な措置を検討。

(1) 確実な施工確保、不調・不落対策

(実態を踏まえた積算の導入)

○積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定。

○調達環境が通常と異なり遠隔地から資材や労働力を調達する必要がある場合など発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件を明示するとともに、当該条件は設計変更の対象となる旨を明示。

○復興による急激な事業量の増加により特定の地域において既存の積算基準類と実態に乖離が生じることに伴い、企業が入札への参加を敬遠し、不調・不落が発生する可能性を踏まえ、市場の変化を的確に把握し、必要に応じて復興係数や復興歩掛を設定する等、実態を踏まえた積算を実施。

(指名競争入札におけるダンピング対策等)

- 低入札による受注は、工事の手抜き、下請けのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることを懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であることも想定されることから、状況を丁寧に把握した上で、随意契約による施工や、指名者数にこだわらず真に確実かつ円滑な施工ができる者のみを対象とする指名競争入札を適用。
- 適正な施工体制を確保するための方策を講じるため、発注者の監督・検査等の強化や受注者側技術者の増員の対象拡大等の措置を実施。
- 必要に応じて、施工体制のみを技術面の評価項目とする施工体制確認型総合評価落札方式を適用。

(前払金限度額の引き上げ等)

- 緊急復旧事業を円滑に実施するために必要となる人員・資機材の確保を図るため、速やかに受注者に前払金を支払うことは重要であり、東日本大震災の復旧事例等も参考にしつつ、現地の状況等を踏まえ、関係機関と連携しながら適切な対応を実施。

(2) 発注関係事務の効率化

(一括審査方式の活用)

- 発注者・競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避し、技術者・資材が確保された施工体制を整えている複数の企業による確実かつ円滑な施工を行う観点から、一括審査方式を積極的に活用。

(3) 復旧・復興工事の担い手の確保

(共同企業体の活用)

- 工事規模の大型化や事業量の急増により、単体での施工が可能な企業数が相対的に減少することも想定される場合には、地域の建設企業が継続的な協業

関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される地域維持型 JV 制度を活用。

(地域企業の参加可能額の拡大)

○担い手の確保とロットの大型化による早期の復旧の実現という双方の観点から、今後の等級別の発注の見通しも踏まえ、必要に応じて、等級ごとのバランスに配慮しつつ、地域企業が中心となる一般土木 C 等級企業の参加が可能な工事価格帯の上限を引き上げる措置を実施。

(4) 迅速な事業執行

(支出負担行為事務の委任範囲の拡大)

○今後の工事の見通しや施工能力のある企業の受注状況等も踏まえ、現場主導の事業執行の迅速性を向上させるため、必要に応じて、支出負担行為事務の委任範囲の拡大を実施。

(政府調達協定対象工事における適用)

- 政府調達協定（以下「WTO」という。）対象工事は、「政府調達に関する協定」等に基づき手続を実施。
- 平常時における WTO 対象工事は、一般競争入札（公開入札）に付すことが原則となるが、災害時、緊急性の高い復旧工事は、政府調達に関する協定第 13 条を踏まえ、必要に応じて、随意契約（限定入札）や指名競争入札（選択入札）を適用し、早期復旧を実施。

(政府調達協定対象工事における手続日数の短縮)

○WTO 対象工事では、一般競争入札にあっては入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前に官報により公告することとされているが、急を要する場合は、その期間を 10 日に短縮することも認められていることを踏まえ、現地の状況を踏まえた適切な手続期間を設定。

(5) 早期の復旧・復興に向けた取組

(事業促進 PPP 等)

○災害発生後、災害応急対策や災害復旧に関する工事の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、災害応急対策や災害復旧に関する工事の発注、監督・管理など一連の災害対応を迅速かつ的確に実施するため、災害の規模や発注者の体制を勘案し、必要に応じて、事業促進 PPP 方式等による民間事業者のノウハウ等を活用。

(技術提案・交渉方式)

○復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必要となる工事の場合、早期の復旧・復興を実現するため、設計に施工者のノウハウを取り込む技術協力・施工タイプ (ECI 方式) 等の技術提案・交渉方式を適用。

2 測量、調査及び設計業務

2-1 災害時における入札契約方式の選定

- 災害発生後の復旧にあたっては、透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な業務の履行が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手。
- 災害復旧における入札契約方式の適用にあたっては、業務の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、随意契約、指名競争を積極的に活用。
- 契約相手の選定にあたっては、協定締結状況や履行体制、地理的状況、業務実績等を踏まえ、最適な契約相手を選定。

(随意契約)

- 災害復旧のうち、発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、がれき撤去、堤防等河川管理施設等の応急復旧工事や、孤立集落の解消のための橋梁復旧など緊急度が極めて高い本復旧工事に係る業務について、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、随意契約を適用。
- 契約の相手方の選定にあたっては、被災箇所における業務の実施状況、災害協定の締結、企業の本支店の所在地、企業の被災状況、近隣での業務実績等を勘案し、早期かつ確実な復旧の観点から最も適した者を選定。
- 状況に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から、会員企業に関する情報提供を受け、履行体制を勘案し契約相手を選定する方法も活用。

(指名競争入札)

- 災害復旧のうち、随意契約を適用しない本復旧にあつて、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要のある業務で、一般競争入札に付す時間的余裕がないものについては、指名競争入札を適用。
- 指名を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似業務の実績、手持ち業務の状況等を考慮して、確実な履行が期待できる企業を指名。
- その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮。
- 指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意。

○時間的な制約を踏まえて指名競争入札を適用するものであることから価格競争によって落札者を選定するケースが多いと考えられるが、必要に応じて履行体制を評価する総合評価落札方式を適用。

(通常的方式)

○災害発生から復旧が進み、一定の入札契約期間が確保可能な内容と判断できる業務については、業者の状況も踏まえ適正な競争が可能な環境と判断できる場合には、競争性・公正性の確保の観点から、通常的方式（一般競争・総合評価落札方式他）を採用。

○入札参加要件の設定にあたっては、業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務の経験及び業務成績や地域要件などを適切に設定。

2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

○被災の状況や地域の実情に応じて、災害応急対策や災害復旧に関する業務の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、発注関係事務に関して必要な措置を検討。

(1) 確実な履行確保、不調・不落対策

(実態を踏まえた積算の導入)

○積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定。

○調達環境が通常と異なり遠隔地から資材や労働力を調達する必要がある場合など発注準備段階において作業条件等を具体的に確定できない場合には、積算上の条件を明示するとともに、当該条件は設計変更の対象となる旨を明示。

○復興による急激な事業量の増加により特定の地域において既存の積算基準類と実態に乖離が生じることに伴い、企業が入札への参加を敬遠し、不調・不落が発生する可能性を踏まえ、市場の変化を的確に把握し、必要に応じて復興係数や復興歩掛を設定する等、実態を踏まえた積算を実施。

(指名競争入札におけるダンピング対策等)

- 低入札による受注は、業務の手抜き、再委託のしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることを懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であることも想定されることから、状況を丁寧に把握した上で、随意契約による履行や、指名者数にこだわらず真に確実かつ円滑な履行ができる者のみを対象とする指名競争入札を適用。
- 適正な履行体制を確保するための方策を講じるため、発注者の検査等の強化や受注者側技術者の増員の対象拡大等の措置を実施。

(前払金限度額の引き上げ等)

- 緊急復旧事業を円滑に実施するために必要となる人員・資機材の確保を図るため、速やかに受注者に前払金を支払うことは重要であり、東日本大震災の復旧事例等も参考にしつつ、現地の状況等を踏まえ、関係機関と連携しながら適切な対応を実施。

(2) 発注関係事務の効率化

(一括審査方式の活用)

- 発注者・競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避し、技術者・資材が確保された履行体制を整えている複数の企業による確実かつ円滑な施工を行う観点から、一括審査方式を積極的に活用。

(3) 迅速な事業執行

(支出負担行為事務の委任範囲の拡大)

- 今後の業務の見通しや履行能力のある企業の受注状況等も踏まえ、現場主導の事業執行の迅速性を向上させるため、必要に応じて、支出負担行為事務の委任範囲の拡大を実施。

(政府調達協定対象業務における適用)

- 政府調達協定（以下「WTO」という。）対象業務は、「政府調達に関する協定」等に基づき手続を実施。
- 平常時における WTO 対象業務は、一般競争入札（公開入札）に付すことが原則となるが、災害時、緊急性の高い復旧に係る業務は、政府調達に関する協定第 13 条を踏まえ、必要に応じて、随意契約（限定入札）や指名競争入札（選択入札）を適用し、早期復旧を実施。

(政府調達協定対象業務における手続日数の短縮)

- WTO 対象業務では、一般競争入札にあっては入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前に官報により公告することとされているが、急を要する場合は、その期間を 10 日に短縮することも認められていることを踏まえ、現地の状況を踏まえた適切な手続期間を設定。

(4) 早期の復旧・復興に向けた取組

(事業促進 PPP 等)

- 災害発生後、災害応急対策や災害復旧に関する工事の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、災害応急対策や災害復旧に関する工事の発注、監督・管理など一連の災害対応を迅速かつ円滑に実施するため、災害の規模や発注者の体制を勘案し、必要に応じて、事業促進 PPP 方式等による民間事業者のノウハウ等を活用。

(技術提案・交渉方式)

- 復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必要となる工事の場合、早期の復旧・復興を実現するため、設計に施工者のノウハウを取り込む技術協力・施工タイプ (ECI 方式) 等の技術提案・交渉方式を適用。

3 建設業団体や他の発注者との連携等

- 災害応急対策や災害復旧に関する工事及び業務等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業者団体等と災害対策に関する工事等の実施に関する協定等を締結。
- 災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっては地域内における発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む。
- 復旧の担い手となる地域企業等による円滑な施工確保対策についても、特定の発注者のみが措置を講じるのではなく、地域全体として取り組む。
- 地域の状況を踏まえ、適宜、発注機関や事業者団体が円滑な施工確保のための情報共有や対応策の検討等を行う場を設置。

IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

1 工事

○工事の発注に当たっては、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用。

1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

(1) 契約方式の選択

(契約方式の概要)

○主な契約方式は、次のとおり。

- ①事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式としては、工事の施工のみを発注する方式、設計・施工一括発注方式、詳細設計付工事発注方式、設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式^{*1}）、維持管理付工事発注方式
- ②工事の発注単位に応じた契約方式としては、包括発注方式、複数年契約方式
- ③発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式としては、事業促進PPP方式^{*2}、CM方式^{*3}

※1 Early Contractor Involvement の略

※2 Public Private Partnership の略

※3 Construction Management の略

(契約方式の選択の考え方)

○契約方式の選択に当たって考慮すべき事項は、事業・工事の複雑度、施工の制約度、設計の細部事項の確定度、工事価格の確定度、その他発注者の体制・工事の性格等。

(2) 競争参加者の設定方法の選択

(競争参加者の設定方法の概要)

○競争参加者を設定する方式は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約。

(競争参加者の設定方法の選択の考え方)

○競争参加者の設定方法の選択に当たっては、原則として一般競争入札を選択。

○ただし、以下に示す点について考慮。

①契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する
必要がない場合又は一般競争に付することが発注者に不利となる場合の指
名競争入札の活用

②契約の性質又は目的が競争を許さない場合、競争に付することが発注者に
不利となる場合又は災害応急対策若しくは緊急性が高い災害復旧に関する
工事のように緊急の必要により競争に付することができない場合の随意契
約の活用

③契約に係る予定価格が少額である場合等の指名競争入札又は随意契約の活
用

○地方公共団体は、地方自治法施行令で定める場合に指名競争入札又は随意契
約によることができるとされており、上記と同様の考え方により活用可能で
あることを十分考慮のうえ競争参加者を設定。

(3) 落札者の選定方法の選択

(落札者の選定方法)

○落札者を選定する主な方式は、落札者の選定の基準に関する方式（価格競争
方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式）、落札者の選定の手続に関す
る方式（段階的選抜方式、一括審査方式）。

(落札者の選定方法の選択の考え方)

○落札者の選定方法の選択に当たっては、価格以外の要素の評価の必要性、仕様
の確定の困難度について考慮。

(4) 支払い方式の選択

(支払い方式)

- 主な支払い方式は、総価請負契約方式、総価契約単価合意方式、コストプラスフィー契約・オープンプック方式、単価・数量精算契約方式。

(支払い方式の選択の考え方)

- 支払い方式の選択に当たっては、工事進捗に応じた支払い、煩雑な設計変更の有無、コスト構造の透明性の確保について考慮。

1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に

資する入札契約方式の活用の例

(1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式

- 防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じるおそれがあり、地域における社会資本を支える企業を確保する方式として、次の例がある。

- ①災害時の業務の実施体制の確保の状況等を考慮した競争参加資格の設定
- ②企業の地域の精通度等を評価項目に設定
- ③地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）の活用
- ④施工実績の代わりに施工計画を評価項目に設定

(2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式

- 若手技術者や女性技術者が実績を積む機会が得られにくくなったことにより、建設生産を支える技術・技能の承継が行われず、将来的な工事品質の低下、担い手の中長期的な育成・確保に関する懸念を踏まえ、若手や女性などの技術者の登用を促す方式として、次の例がある。

- ①若手や女性技術者の登用を考慮して施工実績の要件を緩和した競争参加資格の設定
- ②施工実績の代わりに施工計画を評価項目に設定
- ③他の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価項目に設定
- ④ワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定の取得企業や女性活躍推進法に基づく計画を策定した中小企業）を評価項目に設定。

（３）維持管理の技術的課題に対応した方式

- 既存構造物の補修において、設計段階では対象構造物の詳細が把握できないために、施工段階となって設計の修正や工事の設計変更が多く、また、新設の設備工事等において、維持管理を念頭においた設計・施工や、引き渡後の不具合発生への迅速な対応を図る必要から、維持管理の技術的課題に対する方式として、次の例がある。
- ①既存構造物の補修における設計段階からの施工者の関与
 - ②補修設計を実施した者の工事段階での関与
 - ③施工と維持管理の一体的な発注

（４）発注者を支援する方式

- 事業量の増加や技術的難易度が高い工事への対応等により、適切な発注関係事務の実施が困難となる場合があり、発注者を支援する方式として、次の例がある。
- ①工事監督業務等に係る発注関係事務の民間委託
 - ②調査及び設計段階から発注関係事務の一部の民間委託
 - ③IS09001 を活用した品質管理
- なお、これらの入札契約方式の活用に当たっては、透明性、公正性及び競争性を確保することにも留意。

2 測量、調査及び設計業務

○各発注者は、業務の発注に当たっては、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用。

2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

(1) 契約方式の選択

(契約方式の概要)

○主な契約方式は、次のとおり。

①事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式としては、調査、測量及び設計のみを発注する方式、設計・施工一括発注方式、詳細設計付工事発注方式、設計段階から施工者が関与する方式 (ECI^{※1}方式)

②業務の発注単位に応じた契約方式としては、包括発注方式、複数年契約方式

③発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式としては、事業促進 PPP^{※2}方式、PM^{※3}・CM^{※4}方式、

※1 Early Contractor Involvement の略

※2 Public Private Partnership の略

※3 Project Management の略

※4 Construction Management の略

(契約方式の選択の考え方)

○契約方式の選択に当たって考慮すべき事項は、業務の複雑度、設計の細部事項の確定度、その他発注者の体制・業務の性格等。

(2) 競争参加者の設定方法の選択

(競争参加者の設定方法の概要)

○競争参加者を設定する方式は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約。

(競争参加者の設定方法の選択の考え方)

○競争参加者の設定方法の選択に当たっては、原則として一般競争入札を選択。

○ただし、以下に示す点について考慮。

①契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合又は一般競争に付することが発注者に不利となる場合の指名競争入札の活用

②契約の性質又は目的が競争を許さない場合、競争に付することが発注者に不利となる場合又は災害応急対策若しくは災害復旧に関する業務のように緊急の必要により競争に付することができない場合の随意契約の活用

③契約に係る予定価格が少額である場合等の指名競争入札又は随意契約の活用

○地方公共団体は、地方自治法施行令で定める場合に指名競争入札又は随意契約によることができるとされており、上記と同様の考え方により活用可能であることを十分考慮のうえ競争参加者を設定。

(3) 落札者の選定方法の選択

(落札者の選定方法)

○落札者を選定する主な方式は、落札者の選定の基準に関する方式（価格競争方式、総合評価落札方式、プロポーザル方式、コンペ方式）、落札者の選定の手続に関する方式（一括審査方式）。

(落札者の選定方法の選択の考え方)

○落札者の選定方法の選択に当たっては、価格以外の要素の評価の必要性、仕様の確定の困難度について考慮。

(4) 支払い方式の選択

(支払い方式)

○主な支払い方式は、総価請負契約方式、総価契約単価合意方式、コストプラスフィー契約・オープンプック方式、単価・数量精算契約方式。

(支払い方式の選択の考え方)

○支払い方式の選択に当たっては、業務の履行進捗に応じた支払い、煩雑な設計変更の有無について考慮。

2-2 業務の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資

する入札契約方式の活用の例

(1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式

○防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じる恐れがあり、地域における社会資本を支える企業を確保する方式として、次の例がある。

- ①災害時の業務の実施体制の確保の状況等を考慮した競争参加資格の設定
- ②企業の地域の精通度等を評価項目に設定

(2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式

○若手技術者や女性技術者が実績を積む機会が得られにくくなったことにより、建設生産を支える技術・技能の承継が行われず、将来的な業務品質の低下、担い手の中長期的な育成・確保に関する懸念を踏まえ、若手や女性などの技術者の登用を促す方式として、次の例がある。

- ①若手や女性技術者の登用を考慮して業務履行実績の要件を緩和した競争参加資格の設定
- ②業務履行実績の代わりに履行計画を評価項目として設定
- ③他の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価項目として設定
- ④ワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定の取得企業や女性活躍推進法に基づく計画を策定した中小企業）を評価項目として設定。

(3) 発注者を支援する方式

○業務量の増加や技術的難易度が高い業務への対応等により、適切な発注関係事務の実施が困難となる場合があり、発注者を支援する方式として、次の例がある。

①公物管理等に係る発注関係事務の民間委託

②調査及び設計段階から発注関係事務の一部の民間委託

○なお、これらの入札契約方式の活用にあたっては、透明性、公正性及び競争性を確保することにも留意。

V. その他配慮すべき事項

1. 受注者等の責務

- 受注者は、契約された公共工事等を適正に実施。
- 下請契約を締結するときは、労働条件、労働環境が適正に整備されるよう、適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結。
- 技能労働者の処遇向上や法定福利費を適切に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、法定福利費を内訳明示した見積書や請負代金内訳書の活用促進を図るなど、発注者と連携して、法令違反をしている建設業者の公共工事からの排除及び当該建設業者への指導を徹底。
- ICTを活用した公共工事等の実施に効率化による生産性の向上に努める。
- キャリアアップシステム（CCUS）の活用等技能労働者の処遇改善を図る取組に留意しつつ、受注者は、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びに労働条件、労働環境の改善に努める。

2. その他

- 本指針の記載内容について、各発注者の理解、活用の参考とするため、解説資料を作成する予定。
- 本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合は積極的に公表し、発注者はこれも参照のうえ適切に発注関係事務を実施。

以上